【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第１節　苅田町防災会議・苅田町災害対策本部運用計画

第２項　町災害対策本部組織・運用計画

第２．計画目標

表Ⅱ.1.1　（参考）情報共有化のための町災害対策本部での情報ボード記載例

日　時	入手情報等の内容	記入者	対応	対応完了	記入者	備考
2019/7/3 12:51	○○事務所より記録的雨量観測に関する情報伝達	苅田太郎	庁内関係部署へ伝達	○	苅田太郎	苅田花子確認
12:55	河川氾濫の恐れありと消防団から連絡	苅田次郎	副町長に報告	○	苅田次郎	動員命令
13:03	雨量情報について再確認	苅田太郎	福岡県防災危機管理局へ情報の確認（電話またはメール）	△	苅田三郎	連絡待ち
13:04	○○区住民から河川浸水被害が今にも起きそうであると電話有り。	苅田花子	○○区長へ浸水状況等に関し問い合わせ。「○○川が溢れ、△△宅周辺が床上浸水、今後拡大の恐れ大」との返答	△	苅田一郎	復旧対策班は現地へ出動

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第６節　建築物および文化財等災害予防計画

第２項　特殊建築物災害予防対策　第１.現況

表Ⅱ.1.2　特殊建築物の現況

防火対象物の別				対象物数	防火管理者が必要とされる防火対象物
消防法施行令別表第一に定める防火対象物	1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2	2
		ロ	公会堂又は集会場	67	67
	2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他類するもの		
		ロ	遊技場又はダンスホール	3	2
		ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗		
		ニ	カラオケボックス等		
	3	イ	待合、料理店、その他類するもの		
		ロ	飲食店	39	25
	4		百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場	92	45
	5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	10	10
		ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	467	74
	6	イ	病院、診療所又は助産所	40	8
		ロ	特別養護老人ホーム等	17	17
		ハ	老人デイサービスセンター等	37	22
		ニ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護施設	4	4
	7		小学校、中学校、高等学校、大学各種学校その他類するもの	65	13
	8		図書館、博物館、美術館その他類するもの	2	1
	9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他類するもの		
		ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
	10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2	
	11		神社、寺院、教会その他類するもの	17	1
	12	イ	工場又は作業場	317	25
		ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
	13	イ	自動車車庫又は駐車場	17	
		ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1	1
	14		倉庫	211	6
	15		前各号に該当しない事業場	167	23
	16	イ	複合用途防火対象物で特定用途部分を有するもの	76	52
		ロ	複合用途防火対象物で上記以外のもの	13	2
	16の2		地下街		
	16の3		準地下街（地下道とそれに面する建築物の地階）		
	17		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品		
	18		延長50m以上のアーケード		
	19		市町村の指定する山林		
	20		総務省令で定める舟車		
計				1666	400

（出典：平成 30 年苅田町消防年報）

ただし、特殊建築物としては、上表 11 項は指定されていない。

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第６節　建築物および文化財等災害予防計画

第３項　公共施設等災害予防対策　第１．現況

表Ⅱ.1.3　学校施設一覧表

種別	名称	所在地	構造	建築年度	階層	延べ床面積（㎡）	耐震点検	耐震補強
小学校	苅田小学校	神田町 2-9-12	RC	1981	1～3階	6,984.7	校舎有	済
	馬場小学校	大字馬場 558	RC、S	1978	1～3階	4,618.0	校舎有	不要
	南原小学校	富久町 1-4-9	RC	1980	1～3階	6,267.0	校舎有	不要
	与原小学校	与原 3-7-5	RC	1975	1～3階	6,478.0	校舎有	済
	片島小学校	大字上片島 1504	RC	1968	1～2階	2,131.9	校舎・体育館有	不要
	白川小学校	大字稲光 357	RC	1984	1～2階	3,811.0	校舎有	不要
中学校	苅田中学校	大字堤 2975-1	RC	1975	1～4階	7,853.9	校舎・体育館有	済
	新津中学校	新津 1-6-1	RC、S	1982	1～4階	7,246.0	対象外	不要
高校・その他	県立苅田工業高校	集 2569						
	北九州保育福祉専門学校	上片島 1575						
	北九州リハビリテーション学院	上片島 1575						
	西日本工業大学	新津 1-11						
	おばせ看護学院	新津 1598						
	学校給食センター	磯浜町 2-2-9		1989	2階	1,766.8		

表Ⅱ.1.4　その他の公共施設一覧表(1)

種別	名称	所在地	構造	建築年度	階層	延べ床面積（㎡）
庁舎	苅田町役場	富久町 1-19-1	RC	1971	6	6,818.9
公民館等	北公民館	若久町 1-3-7	RC	1991	2	1,555.0
	中央公民館	京町 2-5	SRC	1979	4	3,880.0
	小波瀬コミュニティセンター	新津 1-10-1	SRC	1989	2	1,281.0
	西部公民館	大字鋤崎 481-1	RC	1993	2	1,612.0
文化施設	三原文化会館	富久町 1-19-1	RC	1970	2	1,718.0
	歴史資料館	富久町 1-19-1	RC	1975	1	191.0
	苅田町立図書館	富久町 1-17-8	RC	1989	1	1,982.8
体育施設	総合体育館	殿川町 1-30	RC	1981	1	4,783.3
	町民温水プール	殿川町 1-160	SRC	2011	2	2,661.0
福祉センター	総合福祉会館	尾倉 4-1-7	RC	1985	2	2,389.5
	総合保健福祉センター（パンジープラザ）	幸町 6-91	RC	1998	1	6,541.7
消防施設	苅田町消防本部（本部棟）	京町 2-4-4	RC	1979	3	1,366.2
	苅田町消防本部（事務所棟）	京町 2-4-4	S	2014	2	442.0
その他	苅田町リサイクルセンター	鳥越町 1-3	SRC	2008	2	1,793.0
	苅田町清掃事務所第二工場	鳥越町 1-13	RC	1979	2	2,012.6
	不燃物処理 資源化施設（遊休施設）	鳥越町 1-13	S	1990	1	851.0
	火葬場（かんだ苑）	大字南原 1127-2	RC	1982	2	999.0
	二崎浄水場	大字二崎 58-1	RC	2012	2	1,162.0
	苅田町浄化センター	大字南原 2085-15	RC	2002	1	3,330.0
	南原浄水場	大字南原 1579	RC	1989	2	810.0

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第６節　建築物および文化財等災害予防計画

第３項　公共施設等災害予防対策　第１.現況

表Ⅱ.1.5　その他の公共施設一覧表(2)

校区	名称	所在地	構造	建築年度	階層	延べ床面積（㎡）
苅田	雨窪区公民館	大字雨窪 404				
	松山公民館	松原町 10-47				
	松原区集会所	松原町 13-1	S	1976	1	379
	若久町二区公民館	若久町 2-18-13				
	西町公民館	神田町 3-3-7				
	本町公民館	神田町 2-15-2				
	中町公民館	神田町 2-6-6				
	提町公民館	大字提 3612				
	上町公民館	神田町 1-29-3				
	幸町公民館	幸町 10-9				
	向山団地集会室	若久町 3-10				
	親和会館	松原町 11-11	RC			
	若久集会所	若久町 1-3-8	木造	1960	1	145.2
	長畑集会所	大字苅田 2777-1	木造	1961	1	129.4
	幸町団地集会所	幸町 4-4				
馬場	京町公民館	京町 1-4				
	馬場区公民館	大字馬場 525				
	港区公民館	港町 4-7				
南原	尾倉公民館	尾倉 1-9-7				
	集公民館	富久町 2-31				
	城南集会所	大字集 2542	S	1970	1	172.2
	集会所(尾倉団地)	近衛ヶ丘 4-11				
	木ノ元第２支部集会所	大字南原 1559	木造	1980	1	35.0
与原	二崎区公民館	大字二崎 368-2				
	与原上区公民館	大字与原 1585-1				
	与原下区公民館	大字与原 1255				
	百合ヶ丘公民館	大字新津 471-4				
	新津公民館	新津 4-2-14				
	白石公民館	大字与原 1813-6				
	緑が丘公民館	大字新津 1489-18				
	集会所(雇用促進住宅)	大字下新津 529-2				
	今古賀コミュニティセンター	大字新津 631-222				
片島	猪熊区公民館	大字下片島 931-1				
	岡崎公民館	大字岡崎 271-1				
	浄土院集会所	大字下片島 378-3				
	岡崎集会所	大字岡崎 12-1	木造	1993	1	101
	片島コミュニティセンター	大字上片島 2200-4				
	集会所(町営住宅大字上片島)	大字上片島 2194-7				
	木ノ元集会所	大字上片島 1268-7	木造	2012	1	171
白川	等覚寺農業者研修集会所	等覚寺 2558				
	稲光公民館	大字稲光 669-3				
	八田山公民館	大字山口 502-1				
	稲光上公民館	大字稲光 758				
	谷区公民館	大字谷 92				
	葛川区公民館	大字葛川 214				
	山口公民館	大字山口 148-2				
	法正寺区公民館	大字法正寺 133				
	鋤崎公民館	大字鋤崎 143				
	葛川集会所	大字葛川 291-2	木造	1995	1	164

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第６節　建築物および文化財等災害予防計画

第３項　公共施設等災害予防対策　第１.現況

表Ⅱ.1.6　町内医療機関一覧

NO.	施設名	所在地
1	青木内科クリニック	尾倉 3-13-18
2	あまの耳鼻咽喉科医院	神田町 1-2-8
3	いけだクリニック	富久町 1-33-3
4	小波瀬病院	大字新津 1598
5	耳鼻咽喉科かざまクリニック	富久町 2-10-15
6	苅田内科・整形外科クリニック	大字法正寺 568
7	桑原病院	神田町 2-2-13
8	健和会京町病院	京町 2-21-1
9	御所病院	大字新津 1400
10	佐々木クリニック	新津 3-3-9
11	重見医院	神田町 2-30-1
12	たじり小児科医院	神田町 3-3-16
13	たじり消化器・肝臓内科クリニック	神田町 3-3-25
14	田添医院	富久町 2-9-16
15	武田眼科クリニック	与原 1-8-8
16	土屋整形外科	大字尾倉 4078-1
17	原田皮フ科病院	新津 2-9-7
18	ひろかわ皮膚科クリニック	富久町 2-27-10
19	村尾医院	京町 1-4-1
20	いのうえ内科クリニック	神田町 1 丁目 26-8
21	なかむらクリニック	南原 1661-7
22	谷クリニック	京町 1 丁目 11-5
23	あま歯科	神田町 1-17-13
24	石辺歯科医院	富久町 1-3-1-2F
25	岩永歯科医院	京町 1-1-4
26	おかだ歯科医院	神田町 1-20-3
27	かわまえ歯科クリニック	新津 2-9-18
28	さかい歯科医院	神田町 2-12-23
29	塩次歯科医院	京町 2-3-2
30	白石歯科医院	大字尾倉 3425-3 第 2 福田ビル
31	シン歯科医院	神田町 1-5-4
32	中川歯科医院	神田町 2-32-3
33	橋本歯科医院	富久町 1-31-9
34	秦歯科医院	富久町 1-27-9
35	苅田行橋矯正　ますだ歯科	与原 1-8-11
36	松延歯科医院	与原 3-8-9
37	本廣歯科医院	尾倉 2-4-1
38	門司歯科医院	大字新津 1392-4
39	つつみ歯科医院	新津 1-11-33
40	苅田スマイル歯科小児歯科医院	神田町 2-25-20
41	かんだ歯科クリニック	富久町 1-2-1
42	かわもと歯科クリニック	京町 2-25-2

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第６節　建築物および文化財等災害予防計画

第３項　公共施設等災害予防対策　第１.現況

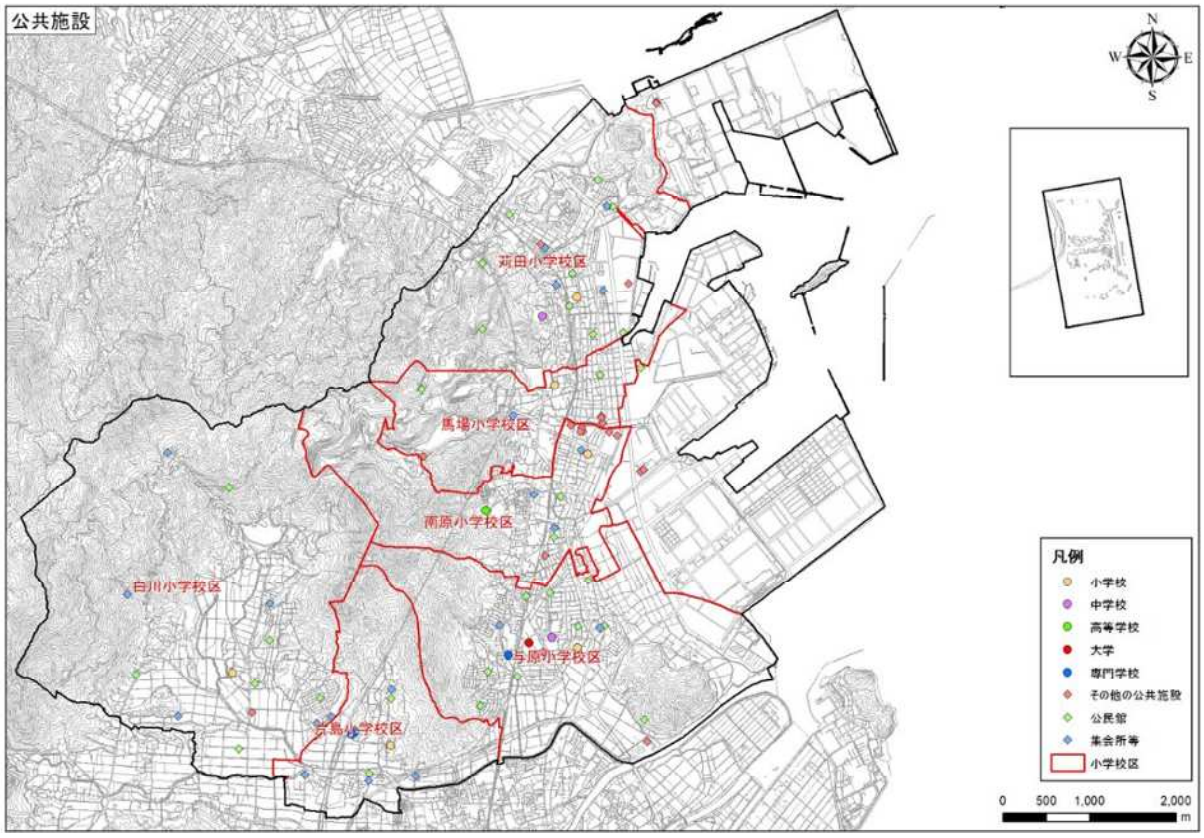

図Ⅱ.1.1　公共施設位置図

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第６節　建築物および文化財等災害予防計画

第４項　文化財災害予防対策　第１.現況

表Ⅱ.1.7　苅田町における文化財総括表

指定区分	史跡	有形文化財			民俗（無形）	天然記念物
		考古資料	彫刻	工芸品		
国	2	1	―	―	2	1
県	1	1	1	―	1	―
町	5	2	2	2	―	1
計	8	4	3	2	2	2

表Ⅱ.1.8　苅田町の文化財一覧表

区分	種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日
国	考	豊前国京都郡石塚山古墳出土品		京都郡苅田町	(宗)宇原神社	S28.3.31
国	無民	等覚寺の松会		京都郡苅田町山口	等覚寺松会保存会	H10.12.16
国	史	御所山古墳		京都郡苅田町与原	苅田町	S11.9.3
国	史	石塚山古墳		京都郡苅田町富久町	苅田町	S60.1.31
国	天	青龍窟		京都郡苅田町山口	苅田町	S37.1.26
国	無民	豊前神楽(南原神楽)		京都郡苅田町馬場	南原神楽講	H28.3.2
県	彫	木造薬師如来坐像	1躯	京都郡苅田町	(宗)宝蔵院	S32.4.23
県	考	銅製経筒	2口	京都郡苅田町富久町苅田町歴史資料館	等覚寺地区	S34.3.31
県	無民	苅田山笠		京都郡苅田町富久町	苅田山笠保存振興会	S51.4.24
県	史	番塚古墳		京都郡苅田町尾倉	苅田町	S35.1.12
町	考	石塚山古墳出土品		京都郡苅田町富久町苅田町歴史資料館	苅田町	H2.6.25
町	考	谷遺跡出土品唐三彩他		京都郡苅田町富久町苅田町歴史資料館	苅田町	H2.6.25
町	史	雨窪古墳		京都郡苅田町若久町		H1.6.10
町	史	恩塚古墳		京都郡苅田町新津	(宗)大原神社	H1.6.10
町	史	松山城跡		京都郡苅田町松山	個人	H5.12.22
町	史	平清経塚		京都郡苅田町馬場	馬場区	H6.9.7
町	史	岩屋3～6号墳		京都郡苅田町上片島	(学)戸早学園	H11.7.16
町	天	広谷湿原		京都郡苅田町谷	谷区	H11.7.16
町	彫刻	木造地蔵菩薩立像	1点	京都郡苅田町上片島	片島区	H30.9.3
町	彫刻	木造薬師如来立像	1点	京都郡苅田町上片島	片島区	H30.9.3
町	工芸品	銅造如来形坐像懸仏	2点	京都郡苅田町上片島	片島区	H30.9.3

（出典：令和３年度苅田町文化財事業年報　まちの歴史８）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第７節　中高層建築物災害予防計画

第１.現況

表Ⅱ.1.9　苅田町における中高層建築物の校区別数

校区＼階別	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	計
苅田校区	41	21	16	6	1	1	2	4	3		1		96
馬場校区	31	14	4	5	8	1		1	1	2	2		67
南原校区	34	15	14	4	4							1	71
与原校区（新津）	39	31	10	3	2	3	2	2					92
片島校区	1		3										4
白川校区	2												2
計	148	81	47	18	15	5	4	7	4	2	3	1	332

（出典：平成 29 年苅田町消防年報）

表Ⅱ.1.10　苅田町における中高層建築物の用途

用途別＼階別		3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	計
1項	(イ)劇場、映画館等													0
	(ロ)公会堂、集会場	1												1
2項	(イ)キャバレー等													0
	(ロ)遊技場、ダンスホール													0
	(ハ)性風俗関連特殊営業													0
	(二)カラオケボックス等													0
3項	(イ)待合、料理店等													0
	(ロ)飲食店	1	1											2
4項	百貨店、マーケット													0
5項	(イ)旅館、ホテル等	1	2	1	2				2	1				9
	(ロ)寄宿舎、共同住宅等	60	52	40	11	5	5	3	5	1	3	3	1	189
6項	(イ)病院、診療所等	10	2		1									13
	(ロ)養護老人ホーム等	5	1											6
	(ハ)老人デイサービスセンター等		1											1
	(二)幼稚園等													0
7項	小学校等	18	9	4										31
8項	図書館等													0
9項	(イ)蒸気、熱気浴場													0
	(ロ)イ以外の公衆浴場													0
10項	停車場、発着場													0
11項	神社、寺院等													0
12項	(イ)工場、作業場	8	1											9
	(ロ)映画スタジオ等													0
13項	(イ)車庫、駐車場													0
	(ロ)飛行機等格納庫													0
14項	倉庫													0
15項	前各号に該当しない事業場	15	1	1										17
16項	(イ)特定防火対象物の複合	21	7	1	4	8		1		2				44
	(ロ)上記以外の複合対象物	8	4	2		2								16
合計		148	81	49	18	15	5	4	7	4	3	3	1	338

（出典：平成 30 年苅田町消防年報）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第８節　一般通信施設・放送施設および電気・ガス施設災害予防計画

第４項　ガス施設災害予防対策

第２.計画目標　１．防災体制

表Ⅱ.1.11　ガス会社による非常事態の情勢と体制

非常事態の情勢	非常体制の区分
被害または被害予想が軽度または局地の場合	第1非常体制
被害または被害予想が中程度の場合	第2非常体制
被害または被害予想がはなはだしい場合	第3非常体制
広域、大規模な災害が発生した場合	総合非常体制

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第９節　上水道・下水道施設災害予防計画

第１項　上水道施設災害予防対策

第１.現況

表Ⅱ.1.12　苅田町における上水道整備の推移

年　度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行政区域人口（人）	37,344	37,620	37,361	37,413	37,354
給水戸数（戸）	14,269	14,672	14,829	15,151	15,438
給水人口（人）	36,079	36,379	36,152	36,226	36,192
１日平均給水量（㎥）	10,013	9,989	9,790	10,037	9,947
１人１日平均給水量（㎥） ＝１日平均給水量÷給水人口	0.278	0.275	0.271	0.277	0.275

（出典：苅田町水道課提供資料）

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第１章・第 10 節　交通施設災害予防計画

第１項　道路施設災害予防対策
第１.現況

表Ⅱ.1.13　苅田町内の主要道路一覧表

区分		路線名	備考
高速自動車国道		東九州自動車道	
国　道		国道 10 号	
		国道 201 号	
県道	主要地方道	苅田採銅所線	
		苅田港線	
		門司行橋線	
	一般県道	苅田停車場線	
		山口行橋線	
		須磨園南原曽根線	
		小波瀬停車場線	
		新北九州空港線	
	臨港道路	フェリーふ頭2号線	0.7km
		フェリーふ頭4号線	0.8km
町　道		向野 14 号線	
		磯浜町 4 号線	
		向山池ノ山線	
		尾倉･与原線	
		西桜ヶ丘･新津線	
		新津･古大内 1 号線	

（出典：福岡県緊急輸送道路ネットワーク図、苅田港務所資料、苅田町認定路線調書）

図Ⅱ.1.2　福岡県緊急輸送道路ネットワーク図

（出典：福岡県地域防災計画 資料編 令和３年４月修正、苅田港務所資料）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第２章・第２節　自主防災体制の整備計画

第１項　自主防災組織育成計画　第２.計画目標

２．自主防災組織の結成手順

表Ⅱ.2.1　自主防災組織の結成方法例

タイプ	重　複　型	下　部　組　織　型	別　組　織　型
	自治会役員が自主防災組織の役員も兼任する。	自治会長の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	自治会が中心となり、自治区とは全く別個に自主防災組織を作る。
長所	組織作りが容易。活動を継続しやすい。		役員全員の負担が軽い。
	住民にとって組織の仕組みがわかりやすい。	役員の負担が軽い。	
		経験者が蓄積され、専門性が高まる。 活動の独自性を発揮しやすい。	
短所	自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる。		地域内に二人の長がいて、混乱や意見対立が起こりやすくなる。

〔図－１〕　組織の編成

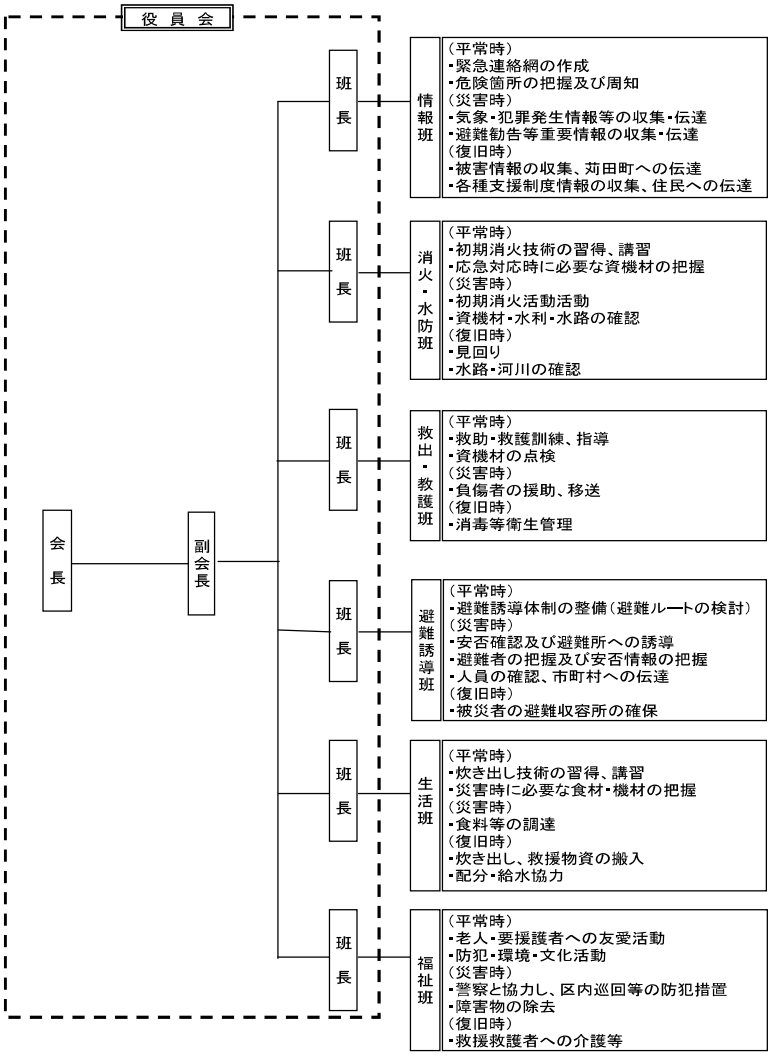

図Ⅱ.2.1　苅田町における自主防災組織の編成事例

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第２章・第２節　自主防災体制の整備計画

第１項　自主防災組織育成計画　第２.計画目標

３．職域自主防災組織の育成計画

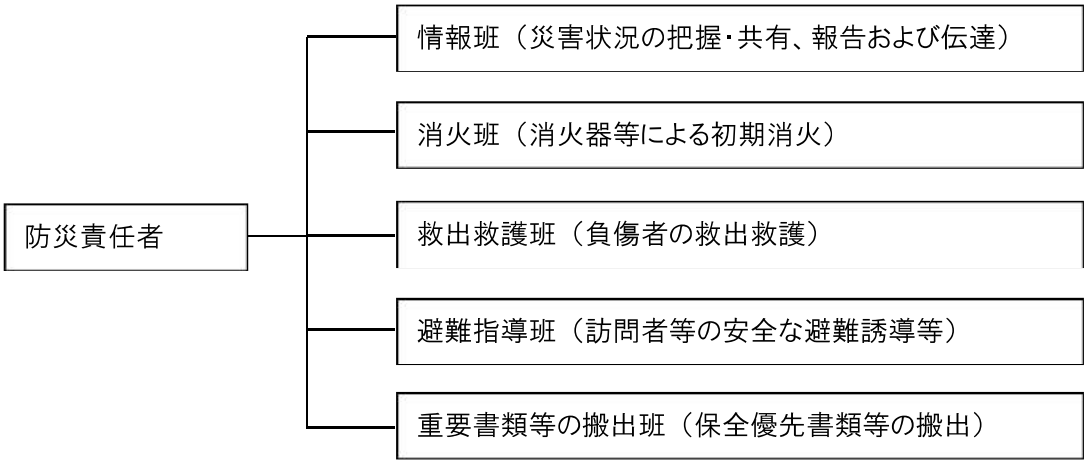

図Ⅱ.2.2　公共施設等での防災組織の編成例

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第２章・第２節　自主防災体制の整備計画

第２項　自主防災活動計画　第１.計画目標

２．災害発生時の活動内容

表Ⅱ.2.2　自主防災組織の活動内容例

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	1）地域災害史や体験談の掘り起こし 2）災害や危険箇所についての学習 3）学習会や講演会の開催 4）応急手当知識の普及 5）防災計画書の作成
	広報活動	1）ミニコミ誌やパンフレット類の発行 2）防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 3）情報伝達経路の確立
	点検活動	1）地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検および巡視 2）避難路、指定一般避難所等の点検整備 3）避難行動要支援者等の把握
	資機材整備	1）防災資機材の整備、点検 2）各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	1）自主防災組織単位での防災訓練の実施 2）連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 3）町等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	1）災害、被害情報の収集伝達 2）避難指示等の伝達 3）防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	1）危険箇所の巡視並びに予防対策 2）被害箇所の応急復旧 3）初期消火活動
	避難誘導活動	1）避難路、指定一般避難所等の安全確認 2）避難路、指定一般避難所等の指示 3）要介護者、子どもの避難補助 4）避難誘導
	救出救護活動	1）負傷者等の救出 2）負傷者等の応急手当
	給食給水活動	1）食料、飲料水等の確保 2）炊き出し等の給食活動 3）給水活動 4）その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	1）文化財等の安全確保 2）治安活動、防災組織の育成

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食・給水」訓練等を重視して重点的に行う。

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第２章・第４節　防災知識普及計画

第２項　職員に対する防災教育　第１.計画目標

３．災害対策実施要領（活動マニュアル）の習熟

表Ⅱ.2.3　対象別の防災教育内容例

対象	内　　容	方法・媒体
防災関係者	(1) 災害に関する知識 (2) 災害危険区域に関する知識 (3) 動員体制および職員が果たすべき役割 (4) 避難誘導方法	(1) 研修会・講習会 (2) 訓練 (3) 防災計画書
町民	(1) 災害に関する知識 (2) 災害危険箇所に関する知識 (3) 家族の連絡方法 (4) 情報収集伝達体制 (5) 避難路・避難所等、避難時の知識 (6) 初期消火方法	(1) 自治会、町内会等における指導、訓練 (2) 自主防災組織の育成・強化 (3) 防災パンフレット・ビデオ等の広報資料
児童・生徒	(1) 災害時の危険に関する知識 (2) 火災予防および初期消火に関する知識 (3) 安全な避難所・避難方法等の知識 (4) 災害時の安全な行動方法 (5) 地域の防災対策と避難計画	(1) 授業 (2) 避難訓練 (3) 映画会・講演会 (4) 防災副読本 (5) ビデオ・スライド

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第２章・第５節　防災訓練計画

第２.計画目標　２．各種訓練

表Ⅱ.2.4　消防訓練計画例

実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	町、消防本部、消防団その他関係機関
訓練項目	1）消防機械器具操法訓練 2）機械運用および放水演習 3）操縦訓練 4）通信連絡訓練 5）非常召集訓練 6）出動訓練 7）人命救助訓練 8）飛び火警戒訓練 9）破壊消防訓練 10)林野火災防御訓練 11)車両火災防御訓練 12)危険物等特殊火災防御訓練 13)自衛消防教育訓練 14)災害応急対策訓練

表Ⅱ.2.5　水防訓練計画例

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	町、消防本部、消防団その他関係機関
訓練項目	1）観測訓練　2）通信訓練 3）動員訓練　4）輸送訓練 5）工法訓練　6）樋門操作訓練 7）避難訓練　8）炊出訓練 9）救助訓練

表Ⅱ.2.6　避難救助訓練計画例

実施時期	随時
参加機関	町、消防本部、消防団 行政区、自主防災組織その他関係機関
訓練項目	① 情報連絡訓練 ② 避難所開設訓練 ③ 要配慮者避難訓練 ④ 避難誘導訓練 ⑤ 救出、救護訓練 ⑥ 給食、給水訓練 ⑦ 初期消火、水防訓練

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第１節　応援体制等整備計画

第１項　市町村間等の相互協力体制の整備

第１. 現況及び計画目標

表Ⅱ. 3. 1　各団体と締結している相互応援協定

協定の名称	協定の相手先	協定の締結日
苅田町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成 23 年 8 月 26 日
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内市町村	平成 17 年 4 月 1 日
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	2 府 20 県 21 市	平成 29 年 6 月 5 日
苅田町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	社会福祉法人苅田町社会福祉協議会	平成 26 年 3 月 28 日
災害時における応援に関する協定	行橋市・泉大津市・阪九フェリー㈱	平成 19 年 7 月 6 日
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人京都医師会	平成 29 年 2 月 16 日
災害時における物資の供給協力に関する協定	㈱サンリブ	平成 19 年 6 月 1 日
	ホームプラザナフコ苅田店	平成 25 年 2 月 1 日
	㈱コスモス薬品苅田店、与原店	平成 28 年 12 月 9 日
	セブン-イレブン福岡苅田富久店	平成 30 年 10 月 24 日
災害時における「ごみ処理」応急対策業務に関する協定	苅田町清掃事業協同組合	平成 19 年 6 月 14 日
災害時における「し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬」応急対策業務に関する協定	苅田町し尿収集運搬許可業者	平成 27 年 8 月 5 日
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	南国殖産㈱	平成 29 年 4 月 1 日
地域防災・減災活動における応援協力に関する協定	協和産業㈱	平成 29 年 5 月 15 日
災害発生時における苅田町と苅田町関係郵便局の協力に関する協定	苅田郵便局	平成 27 年 10 月 1 日
特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書	西日本電信電話㈱	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン	平成 30 年 1 月 29 日
災害時における応急対策業務に関する協定	苅田町内建設業者（24 社）（苅田誠勝会）（苅田建設協力会）	団体ごとに締結
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	佐川急便㈱九州支社・三井住友信託銀行	平成 24 年 2 月 2 日
	ブルーポートホテル苅田北九州空港	令和 4 年 9 月 1 日
	ベッセルホテル苅田北九州空港	平成 27 年 6 月 19 日
	TOTO プラテクノ㈱苅田工場	平成 28 年 8 月 31 日
福岡県消防相互応援協定	県内消防本部（局）	平成 18 年 10 月 10 日
災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人白寿会	令和 3 年 2 月 16 日
電気自動車を活用した災害連携協定	福岡日産自動車(株)、北九州日産モーター(株)、日産プリンス福岡販売(株)、日産自動車九州(株)、日産自動車(株)九州リージョナルセールスオフィス	令和 3 年 10 月 7 日

（令和 4 年現在）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第２節　防災施設・資機材等整備計画

第３項　水防施設・設備整備計画

第１.現況

表Ⅱ.3.2　水防倉庫一覧

No.	校区	名称	所在地
1	南原	苅田町役場水防倉庫	富久町1丁目19番地1
2	与原	小波瀬水防倉庫	与原3丁目3番地10
3	苅田	第1分団格納庫	神田町2丁目31番地7
4	馬場	第2分団格納庫	京町1丁目13番地12
5	南原	第3分団格納庫	富久町2丁目22番地2
6	与原	第4分団格納庫	与原3丁目3番地10
7	片島	第5分団格納庫	大字上片島1323番地5
8	白川	第6分団格納庫	大字鋤崎479番地3

（出典：苅田町提供資料）

表Ⅱ.3.3　排水機（ポンプ）場一覧

No.	名　称	所　在　地			構造	築年	階層	延床面積（㎡）	管理
1	苅田町磯浜ﾎﾟﾝﾌﾟ場	苅田町	磯浜町	2-1-9	RC	S.61	地上３階 地下１階	916.0	苅田町
2	幸町排水機場	苅田町	幸町	9-11	RC	S.60	地上２階	121.0	福岡県
3	苅田町神田ﾎﾟﾝﾌﾟ場	苅田町	神田町	3-18-1	RC	H.2	地上１階	6.0	苅田町

（出典：苅田町提供資料）

第４項　災害時臨時ヘリポート整備計画

第１.現況

表Ⅱ.3.4　災害時の臨時ヘリポート一覧

No.	名　　称	所　在　地			広さ（巾×長さ）	管理者
1	南原小学校グラウンド	苅田町	富久町	1-4-9	50×70	苅田町教育委員会
2	白川小学校グラウンド	苅田町	大字稲光	357	90×70	
3	臨海総合グラウンド	苅田町	新浜町	46	100×100	

（資料：苅田町提供資料）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第２節　防災施設・資機材等整備計画

第４項　災害時臨時ヘリポート整備計画　第２．計画目標

１．臨時ヘリポートの選定基準

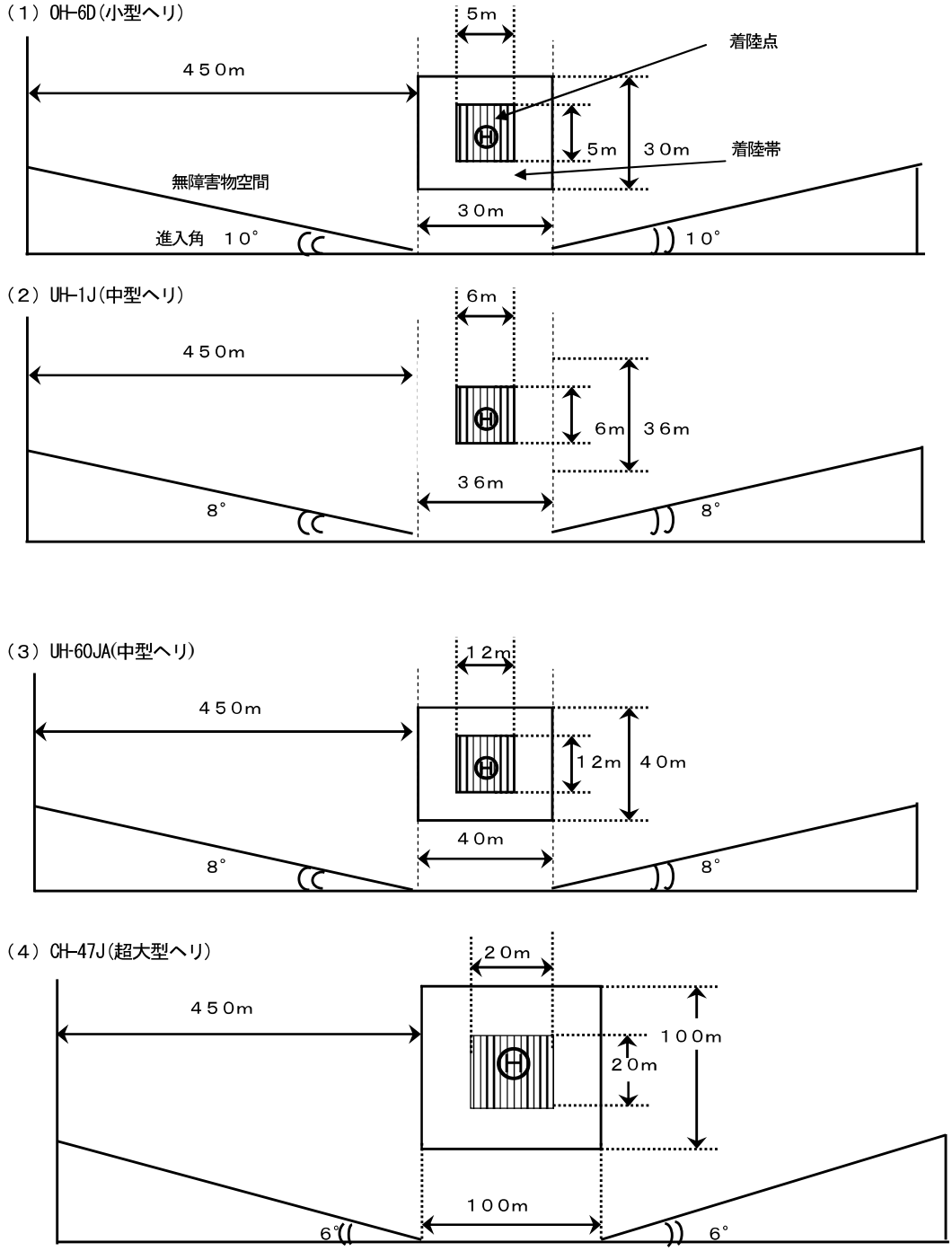

注1　発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。
注2　無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
注3　この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する

図　Ⅱ.3.1　自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準

（出典：福岡県地域防災計画　第３編災害応急対策計画）

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第４節　気象等観測体制整備計画

第１.現況

表Ⅱ.3.5　苅田町内の雨量・水位・潮位・波高観測所一覧表

【雨量観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所　管	所在地	備考
1	殿川	―	苅田町役場	福岡県京築県土整備事務所行橋支所【県砂防課および苅田町】	富久町 1-19-1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
2	その他	―	空港北町	気象庁	北九州空港内	ｱﾒﾀﾞｽ
3	その他		苅田北九州空港	西日本高速道路株式会社	京都郡苅田町	
4	その他	―	苅田駅	九州旅客鉄道株式会社	京都郡苅田町提 3434	

（出典：苅田町提供資料）

【水位観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所　管	所在地	備考
1	長峡川	小波瀬川	木ノ元橋	福岡県京築県土整備事務所行橋支所【県河川課】	上片島字上袋尻	ﾃﾚﾒｰﾀｰ

（出典：苅田町提供資料）

【潮位・波高観測所】

No.	緯度	経度	観測所名	所　管	所在地	備考
1	33°47’	131°04’	苅田港	国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所	苅田町港町 28-2	ﾌﾛｰﾄ式【ﾅｳﾌｧｽ】

（出典：気象庁）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第５節　情報通信施設等整備計画

第１項　無線通信施設等の整備計画

第１．現況

表Ⅱ.3.6　防災行政無線の設置状況（令和４年現在）

校区	防災行政無線設置箇所数
苅田	16
馬場	9
南原	11
与原	16
片島	7
白川	12
その他	8
計	79

（資料：苅田町庁内資料）

第１項　無線通信施設等の整備計画

第２．計画目標

表Ⅱ.3.7　災害時に使用する主な通信手段と特徴

種　類	特　　徴
防災行政無線(地上系)	(1) 停電時は非常電源で機能する。 (2) 使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(移動系)	(1) 使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(衛星系)	(1) 停電時には非常電源で機能。 (2) 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線 (ふくおかｺﾐｭﾆﾃｨ無線)	(1) 停電時には非常電源で機能。 (2) 使用エリアが比較的広い範囲である。 (3) 使用不能(輻輳等)になりにくい。
NTT加入電話(一般)	(1) 輻輳時には通信制限がかかる。 (2) 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 (3) 停電時には交換機が停止しなければ使用可。
IP電話	(1) 輻輳時には通信制限がかかる。 (2) 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 (3) 停電時には使用不可。
携帯電話(一般)	(1) 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） (2) 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星通信	(1) 一般的に輻輳しにくい。 (2) 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 (3) 山陰等の地形障害を受けやすい。
(災害時有線電話) NTT加入電話 携帯電話	(1) 回線輻輳時の発信が優先的になされる。

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第５節　情報通信施設等整備計画

第１項　無線通信施設等の整備計画

表Ⅱ.3.7.1　町防災行政無線の概要(1)

苅田町かんだコミュニティ防災無線について

※　当初工事（平成19年度）　82ヶ所（うち携帯型無線機11基）
（工期）　平成19年9月12日～平成20年6月30日　146,774,250円
※　増設工事等（平成20年度）　2ヶ所（小波瀬区・稲光上区）
（工期）　平成20年10月23日～平成21年3月23日　4,893,000円
※　増設工事等（平成21年度）　2ヶ所（片島区・消防本部）　8,535,450円
（工期）　平成21年6月2日～平成21年9月29日
※　J-ALERT機能追加工事（平成22年度）　6,258,000円
※　増設工事等（平成23年度）　1ヶ所（岡崎区）　2,509,500円
（工期）　平成23年12月20日～平成24年3月21日
※　増設工事等（平成24年度）　1ヶ所（木ノ元公園）　6,468,000円
（工期）　平成24年7月31日～平成25年1月21日
※　増設工事等（平成31年度）　2ヶ所（尾倉丸山公園、与原1号公園）　9,900,000円
※　その他移設・機能追加工事　13,092,560円
合計　198,430,760円

区　分	基　数	備　考
役場管理局	2基	J-ALERT機能追加工事（平成22年度）
消防副管理局	2基	受信分（平成21年度整備）
各区集会所	43基	小波瀬区・稲光上区（平成20年度）、片島区（平成21年度整備）、岡崎区（平成23年度）
避難所（町公民館等） （小学校体育館）	5基 6基	
公園等	10基	向山公園、新開公園、大熊公園、南原浄水場、雨窪公園（若久二区）、美波台公民館用地（美波台区）、木ノ元公園（木ノ元区）、児童6号公園（新津区）、与原1号公園、尾倉丸山公園（のぞみヶ丘区）
沿岸部	11基	清掃事務所、総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ、松山緑地、本港野積場、2号地野積場、2号地、三菱ﾏﾃﾘｱﾙ、九州電力、日立金属、日産、日産社宅
携帯型無線機	11基	
合計	90基	

平成20年7月運用開始【6月2日（月）～6日（金）テスト放送】

J-ALERT運用開始　平成20年11月1日より

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第５節　情報通信施設等整備計画

第１項　無線通信施設等の整備計画

表Ⅱ.3.7.2　町防災行政無線の概要(2)

【整備した経緯等】

近年、地球温暖化等に伴い集中的な大雨災害や台風災害等の大規模災害が多発しています。そのため、災害情報を緊急に住民へ伝えることが重要な災害対策のひとつの手段となります。そこで、苅田町におきましては、※「ふくおかコミュニティ無線」を活用して防災無線を平成１９年９月より平成２０年６月までの期間で整備いたしました。

また、この防災無線は、国民保護法の施行により、テロ、ミサイル等の情報について国からのJ-ALERT システムにより瞬時に情報を住民に伝えることも可能となります。

※ふくおかコミュニティ無線とは、「ふくおかコミュニティ無線推進協議会」が開発した、市町村役場などから、防災や防犯活動などの情報を住民へ伝える、安価で利便性の高い新たな情報伝達システムです。

従来、住民へ防災情報の伝達を行う無線システム（市町村防災行政無線）は、非常に高価なこともあり、財政事情の厳しい市町村では、整備が難しい状況でした。この状況を打開するため、ふくおかコミュニティ無線は、従来の約 1/3 という低コストで整備を可能にした、全国各地の安全・安心な街づくりに貢献する画期的なシステムです。

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第７節　二次災害の防止体制整備計画

第２項　危険物施設等災害予防計画

第１.現況

表Ⅱ.3.8　苅田町の危険物施設概要表

危険物施設	事業所	製造所	貯蔵所								取扱所					合計
			屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
箇所数	91	1	39	44	2	27	1	8	10	131	36	0	1	63	100	232

（出典：令和３年苅田町消防年報）

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第８節　避難体制等整備計画

第２項　避難所・避難路等の整備計画

第１.現況

表Ⅱ.3.9　町指定の避難所以外の地区集会所や公民館の災害危険性に関する評価表

番号	番号	種別	施設名	所在地	土砂災害 ※1			洪水浸水L2 浸水深(m) ※2	内水浸水 浸水深(m) ※3	高潮浸水 浸水深(m) ※4	津波災害 基準水位(m) ※5
					がけ崩れ	土石流	地すべり				
1	1	公民館	雨窪区公民館	大字雨窪404	○	－	－	－	－	－	－
2	2		若久二区公民館	若久町2-18-13	－	－	－	－	－	－	－
3	3		松山公民館	松原町10-47	－	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
4	4		松原公民館	松原町13-1	－	－	－	－	0.5m～1.0m未満	5.0m～10.0m未満	－
5	5		西町区公民館	神田町3-3-8	－	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
6	6		本町公民館	神田町2-15-1	－	－	－	－	－	－	－
7	7		中町区公民館	神田町2-6-6	－	－	－	－	－	3.0m～5.0m未満	－
8	8		上町区公民館	神田町1-29-3	－	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
9	9		幸町公民館	幸町10-9	－	－	－	－	－	3.0m～5.0m未満	－
10	10		提区公民館	大字提3612	－	○	－	－	－	－	－
11	11		京町公民館	京町1-4-9	－	－	－	－	1.0m～2.0m未満	5.0m～10.0m未満	－
12	12		港区公民館	港町4-7	－	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
13	13		馬場区公民館	大字馬場525	－	－	－	－	－	－	－
14	14		集公民館	富久町2-31-17	－	－	－	－	－	1.0m～3.0m未満	－
15	15		尾倉公民館	尾倉1-9-6	－	－	－	－	－	1.0m～3.0m未満	－
16	16		桜ヶ丘区公民館	大字尾倉4097-34	－	－	－	－	－	－	－
17	17		与原上区公民館	大字下新津1585-1	－	－	－	－	－	0.5m～1.0m未満	－
18	18		与原下区公民館	大字与原1018-3	－	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
19	19		白石公民館	大字与原1813-6	○	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
20	20		二崎区公民館	大字二崎368-2	－	－	－	0.5～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	5.0m～10.0m未満	0.3m～1.0m未満
21	21		百合ヶ丘公民館	大字新津471-4	－	－	－	－	－	－	－
22	22		新津公民館	新津4-2-14	－	－	－	－	－	1.0m～3.0m未満	－
23	23		今古賀コミュニティセンター	大字新津631-86	－	－	－	－	－	－	－
24	24		小波瀬区公民館	小波瀬1-10-1	－	－	－	－	－	－	－
25	25		猪熊区公民館	大字下片島931-1	○	－	○	－	－	3.0m～5.0m未満	－
26	26		片島コミュニティセンター	大字上片島2200-4	－	－	－	0.5～3.0m未満	－	1.0m～3.0m未満	－
27	27		岡崎公民館	大字岡崎271-9	－	－	－	－	－	0.5m～1.0m未満	－
28	28		葛川区公民館	大字葛川214	－	－	－	－	－	－	－
29	29		稲光公民館	大字稲光427	－	－	－	－	－	－	－
30	30		稲光上区公民館	大字稲光758	－	－	－	－	－	－	－
31	31		八田山公民館	大字山口502-1	－	－	－	－	－	－	－
32	32		山口公民館	大字山口148-2	－	－	－	－	0.5m～1.0m未満	－	－
33	33		法正寺区公民館	大字法正寺133	－	○	－	－	－	－	－
34	34		鋤崎公民館	大字鋤崎143	－	－	－	0.5～3.0m未満	－	－	－
35	35	集会所	若久集会所	若久町1-3-8	－	－	－	－	－	1.0m～3.0m未満	－
36	36		親和会館	松原町11-11	－	－	－	－	0.5m～1.0m未満	5.0m～10.0m未満	－
37	37		幸町県営住宅集会所	幸町6-87	－	－	－	－	－	5.0m～10.0m未満	－
38	38		長畑集会所	大字苅田2777-1	－	－	－	－	－	－	－
39	39		南原区文化センター	富久町1-25-1	－	－	－	－	－	1.0m～3.0m未満	－
40	40		城南集会所	大字集2542	－	○	－	－	－	－	－
41	41		近衛ヶ丘区集会所	近衛ヶ丘4-11	－	－	－	－	－	1.0m～3.0m未満	－
42	42		集会所（ビレッジハウス苅田）	大字下新津529-2	－	－	－	－	－	3.0m～5.0m未満	－
43	43		緑ヶ丘区集会所	大字新津1489-18	－	－	－	－	－	－	－
44	44		木ノ元集会所	大字上片島1268-7	－	－	－	0.5～3.0m未満	－	3.0m～5.0m未満	－
45	45		木ノ元第2支部集会所	大字南原1559	－	－	－	－	－	－	－
46	46		浄土院集会所	大字下片島378-3	－	－	－	－	－	－	－
47	47		集会所（ビレッジハウス片島）	大字上片島2194-7	－	－	－	0.5～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	1.0m～3.0m未満	－
48	48		岡崎集会所	大字岡崎12-1	－	－	－	0.5～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～3.0m未満	－
49	49		葛川集会所	大字葛川291-2	－	－	－	0.5～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	1.0m～3.0m未満	－
50	50		第9組集会所	大字葛川285-25	－	－	－	－	－	－	－
51	51		稲光上児童館	大字稲光731	－	－	－	－	－	－	－
52	52		等覚寺農業者研修集会所	大字山口2558	－	○	－	－	－	－	－
53	53		谷区公会堂	大字谷92	－	○	－	－	0.5m～1.0m未満	－	－
54	54		黒添文化ホール	大字黒添215-3	－	－	－	－	－	－	－

※1　建物が土砂災害警戒区域に位置する施設
※2　建物が洪水浸水想定区域（想定最大規模、浸水深0.5m以上）に位置する施設
※3　建物が内水浸水想定区域（想定最大規模、浸水深0.5m以上）に位置する施設
※4　建物が高潮浸水想定区域（想定最大規模、浸水深0.5m以上）に位置する施設
※5　敷地が津波災害警戒区域（想定最大規模、基準水位0.3m以上）に位置する施設

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第８節　避難体制等整備計画

第２項　避難所・避難路等の整備計画

第１.現況

表Ⅱ.3.10　避難所の基本的な区分

区　分	施設の概要	摘　　要
第一次避難所 【災害回避施設】	町内の各区の公民館等	内水はん濫や局所的な土砂災害が発生、もしく想定された場合で避難人員が多数に至らない限定的な場合に、自治会や自主防災組織が自主的・率先的に使用する避難所 （町は原則として管理運営しない自治会管理施設）
第二次避難所 【自主避難所】 【指定一般避難所】	町立の公民館(3)、 小波瀬コミュニティセンター、総合福祉会館 【5 箇所】	町域で土砂災害が多発するなど、町の広域での河川はん濫や内水氾濫、あるいは地震時など、多数の避難人員が発生もしくは想定される場合に、町が施設の開放を行い、地域住民が利用する自主避難所、もしくは避難指示等発令時に住民を安全に受入れるため開設する指定一般避難所
校区避難所 【指定一般避難所】	町立の各小学校及び新津中学校体育館【7箇所】	町域のみならず京築地域で大規模な土砂災害や洪水による浸水、高潮並びに地震等による甚大な災害が発生しており、住民の安全確保のため、町として避難指示を出し、住民を安全に受入れるための指定一般避難所
福祉避難所 【指定福祉避難所】	総合福祉会館	要配慮者や社会福祉支援を必要とされている方を対象として避難受入れを行う町が指定する避難施設
その他の避難施設 【緊急避難所】	図書館、 文化会館、 総合体育館など	甚大な災害で、町指定避難所だけでは帰宅困難者も含めた全ての避難者を安全に受入れできない場合において、危機回避的に一時的な開放を検討する町所管の公共施設
その他の避難施設 【津波避難施設】	①佐川急便(株) 苅田営業所 ②ブルーポートホテル苅田北九州空港 ③ベッセルホテル 苅田北九州空港 ④TOTO プラテクノ(株) 苅田工場	台風の地域直撃による高潮または南海トラフにともなう巨大地震や町隣接海域での海底地震により、町海岸部を中心として津波災害が予想される場合における緊急避難施設

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第８節　避難体制等整備計画

第２項　避難所・避難路等の整備計画　第２.計画目標

１．指定緊急避難場所・指定一般避難所等の指定及び設備整備計画

表Ⅱ.3.11　町の指定緊急避難場所及び指定一般避難所一覧表

校区	No	避難場所	所在地	面積（㎡）	収容人数（注１）	収容人数（注２）	耐震化	改正災対法の分類 指定一般避難所	改正災対法の分類 指定緊急避難場所
苅田	1	苅田小学校／体育館	神田町 2-9-12	1,322	182	127	○	○	○
	2	北公民館	若久町 1-3-7	1,555	123	86	○	○	○
	3	苅田小学校グラウンド	神田町 2-9-12	11,245	3,212	2,249			○
	4	向山公園	若久町 1-3-1	57,461	16,417	11,492			○
馬場	5	馬場小学校／体育館	大字馬場 558	1,314	201	141	○	○	○
	6	中央公民館	京町 2-5	3,880	392	377	○	○	○
	7	馬場小学校グラウンド	大字馬場 558	5,055	1,444	1,011			○
	8	新開公園	京町 2-27	5,590	1,597	1,118			○
南原	9	南原小学校／体育館	富久町 1-4-9	1,214	162	113	○	○	○
	10	総合福祉会館	尾倉 4-1-7	2,389	176	122	○	○	○
	11	南原小学校グラウンド	富久町 1-4-9	10,745	3,070	2,149			○
	12	殿川緑地公園	富久町 1-34	6,430	1,837	1,286			○
与原	13	与原小学校／体育館	与原 3-7-5	1,083	174	122	○	○	○
	14	小波瀬コミュニティセンター	新津 1-10-1	1,281	128	89	○	○	○
	15	与原小学校グラウンド	与原 3-7-5	16,670	4,762	3,334			○
	16	大熊公園	小波瀬 2-1-1	48,000	13,714	9,600			○
	17	新津中学校／体育館	新津 1-6-1	1,404	248	174	○	○	○
	18	新津中学校グラウンド	新津 1-6-1	15,667	4,476	3,133			○
片島	19	片島小学校／体育館	大字上片島 1504	532	110	77	○	○	○
	20	片島小学校グラウンド	大字上片島 1504	7,899	2,256	1,579			○
白川	21	白川小学校／体育館	大字稲光 357	684	174	122	○	○	○
	22	西部公民館	大字鋤崎 481-1	1,612	105	75	○	○	○
	23	白川小学校グラウンド	大字稲光 357	7,268	2,076	1,453			○
その他	24	臨海総合グラウンド	長浜町 46	29,708	8,488	5,941			○
						施設数		12	24
						収容人数（注１）		2,175	65,524
						収容人数（注２）		1,625	45,970

注１　通常時の受け入れ人数
注２　新型コロナウイルス感染症対策時の受け入れ人数

（令和４年10月１日現在）

（出典：苅田町庁内資料）

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第８節　避難体制等整備計画

第２項　避難所・避難路等の整備計画　第２.計画目標

１．指定緊急避難場所・指定一般避難所等の指定及び設備整備計画

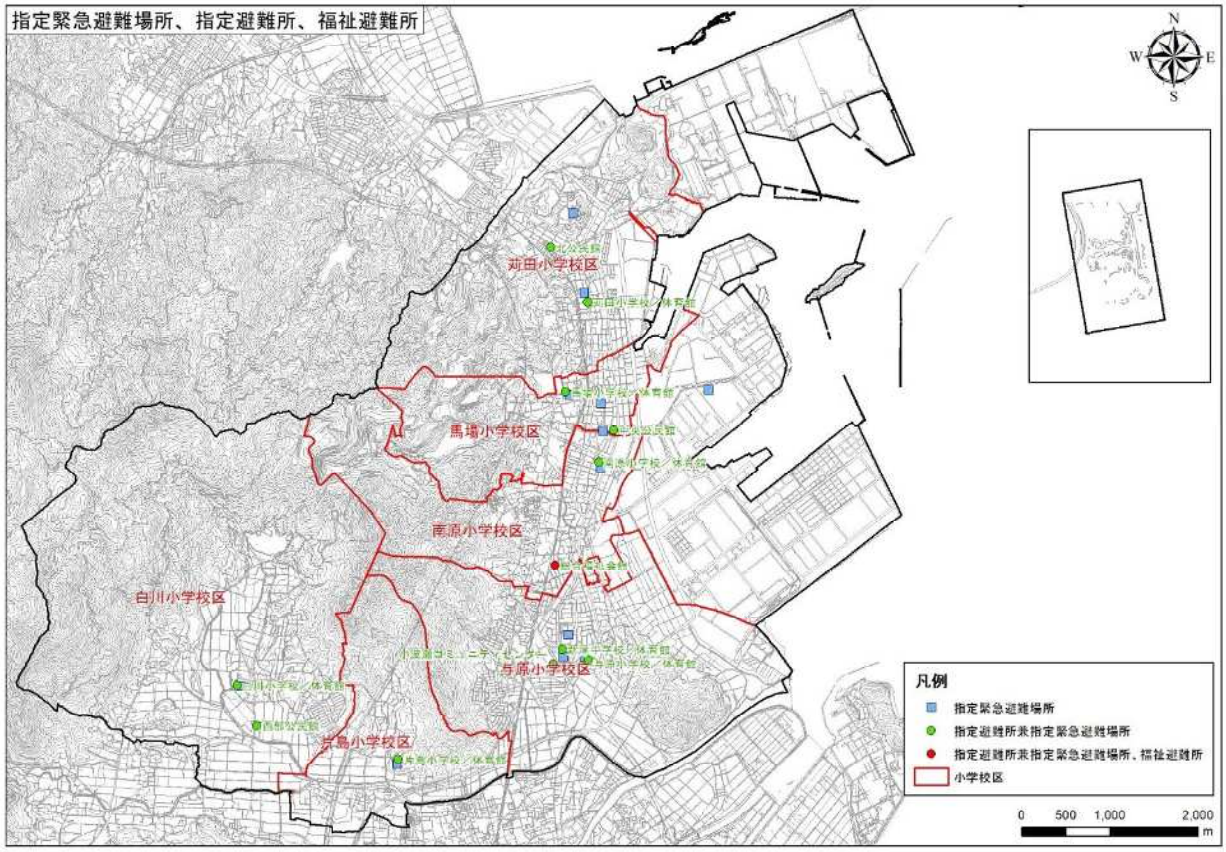

図Ⅱ.3.2　避難所・避難場所位置図

第２項　避難所・避難路等の整備計画　第２.計画目標

１．指定緊急避難場所・指定一般避難所等の指定及び設備整備計画

表Ⅱ.3.12　避難可能な災害種別

			「異常な現象の種類」(＝避難可能な災害種別)								
			洪水	崖崩	高潮	地震	津波	液状化	大規模火災	内水氾濫	火山現象
苅田	1	苅田小学校／体育館	○	○	×	○	○	○	○	○	対象火山なし
	2	北公民館	○	○	×	○	○	○	○	○	
	3	苅田小学校グラウンド	○	○	×	○	○	○	○	○	
	4	向山公園	○	○	○	○	○	○	○	×	
馬場	5	馬場小学校／体育館	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	中央公民館	○	○	×	○	○	○	○	○	
	7	馬場小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8	新開公園	○	○	×	○	○	○	○	○	
南原	9	南原小学校／体育館	○	○	×	○	○	○	○	○	
	10	総合福祉会館	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11	南原小学校グラウンド	○	○	×	○	○	○	○	○	
	12	殿川緑地公園	○	○	×	○	○	○	○	×	
与原	13	与原小学校／体育館	×	○	×	○	○	○	○	×	
	14	小波瀬コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	
	15	与原小学校グラウンド	×	○	×	○	○	○	○	○	
	16	大熊公園	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	新津中学校／体育館	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	新津中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	○	
片島	19	片島小学校／体育館	○	○	○	○	○	○	○	○	
	20	片島小学校グラウンド	○	○	○	○	○	×	○	○	
白川	21	白川小学校／体育館	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	西部公民館	×	○	○	○	○	○	○	×	
	23	白川小学校グラウンド	○	○	○	○	○	×	○	○	
その他	24	臨海総合グラウンド	○	○	×	○	○	×	○	×	

注：「19　片島小学校／体育館」、「21　白川小学校／体育館」、「22　西部公民館」は、液状化危険度が比較的高い地域に位置するため、地震発生時における周辺の被災状況によっては、避難路の確保が困難になることが想定される。

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第９節　交通・輸送体制整備計画

第１項　緊急通行車両の事前届出　　第２.計画目標

３．申請書類

表Ⅱ.3.13　緊急車両事前届出書

様式第１

地震防災
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

福岡県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名

番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両に乗員又は品名）	
使用者	住所
	氏名
出発地	

（注）この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

第　　号

地震防災
災害応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

福岡県公安委員会　　印

（注）１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。

(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。

(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

（出典：福岡県地域防災計画資料編）

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第９節　交通・輸送体制整備計画

第１項　緊急通行車両の事前届出　　第２.計画目標

表Ⅱ.3.14.1　町有車両の状況(1)

部署	承認証番号 (統合先承認証番号)	自動車登録番号等	車　　名	製造年次	用途	取得年月	取付機器数
総務課 (30 台)	2120941009	北九州　け 480-6727	ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	2014	06	2014-09	
	2120941017	北九州　す 400-8420	ﾆｯｻﾝ	2003	40	2003-07	
	2120941025	北九州　す 41-2823	ｸﾘｯﾊﾟｰ	2004	06	2004-06	
	2120941033	北九州　の 300-6092	ﾄﾖﾀ	2006	30	2006-08	
	2120941041	北九州　き 580-8423	ﾆｯｻﾝ	2006	08	2006-11	
	2120941050	北九州　け 580-4976	ﾆｯｻﾝ	2007	08	2007-06	
	2120941068	北九州　す 580-5046	ﾆｯｻﾝ	2008	08	2008-05	1
	2120941076	北九州　そ 580-3121	ﾆｯｻﾝ	2009	08	2009-02	
	2120941084	北九州　ま 300-4358	ﾄﾖﾀ	2010	30	2010-03	
	2120941092	北九州　た 400-3248	ﾄﾖﾀﾚｼﾞｱｽｴｰｽ 3000AT	2011	40	2011-04	
	2120941106	北九州　ぬ 501-9112	ﾆｯｻﾝﾉｰﾄ	2013	50	2013-11	
	2120941114	北九州　け 480-1326	ﾆｯｻﾝｸﾘｯﾊﾟｰ	2013	06	2013-11	
	2120941122	北九州　ぬ 501-9111	ﾆｯｻﾝｾﾚﾅ	2013	50	2013-11	
	2120941131	北九州　け 480-8280	ｽｽﾞｷ ｷｬﾘｰ	2014	06	2014-12	
	2120941149	北九州　ゆ 300-1777	ﾆｯｻﾝ MI	2014	30	2014-12	
	2120941157	北九州　か 580-4407	ﾐﾂﾋﾞｼ EK ﾜｺﾞﾝ	2006	08	2006-06	
	2120941165	北九州　こ 480-4430	ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	2015	06	2015-12	
	2120941173	北九州　こ 480-4424	ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	2015	06	2015-12	
	2120941181	北九州　は 501-7544	ﾉｰﾄ	2015	50	2015-12	
	2120941190	北九州　ゆ 580-7154	ｼﾞﾑﾆｰ	2016	08	2016-07	
	2120941203	北九州　ひ 501-8697	ｱｸｱ	2016	50	2016-11	
	2120941211	北九州　た 580-5074	ﾐﾂﾋﾞｼ	2009	08	2009-06	
	2120941220	北九州　り 44-0472	ｱﾄﾗｽ	1997	40	1997-02	1
	2120941238	北九州　め 501-2168	ﾄﾖﾀ ﾉｱﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ G	2021	50	2021-07	
	2120941246	北九州　せ 581-8780	ﾆｯｻﾝ ﾃﾞｲｽﾞ	2021	08	2021-06	
	2120941254	北九州　め 501-2996	ﾆｯｻﾝ　ﾉｰﾄ	2021	50	2021-08	
	2120941262	北九州　せ 480-6559	ﾆｯｻﾝ	2021	06	2021-09	4
	2120941271	北九州　え 580-1312	ﾆｯｻﾝﾓｺ	2006	08	2006-02	
	2121019782	北九州　め　501-5978	ﾄﾖﾀ(ｱｸｱ)	2021	50	2021-12	
	2121088989	北九州　ち　301-3601	ﾆｯｻﾝ	2022	30	2022-02	
税務課 (1 台)	2120941289	北九州こ 580-5474	ﾐﾂﾋﾞｼ	2007	08	2007-10	
福祉課 (5 台)	2120941297	北九州　の 580-39	ﾆｯｻﾝﾓｺ	2012	08	2012-07	
	2120941301	北九州　ほ 300-511	ﾄﾖﾀ	2009	30	2009-02	
	2120941319	北九州　さ 200-372	ﾆｯｻﾝ ｼﾋﾞﾘｱﾝ	2002	21	2002-12	
	2120941327	北九州　す 581-3396	ﾆｯｻﾝ ﾃﾞｲｽﾞ	2020	08	2020-12	
	2120941335	北九州　き 580-6335	ﾆﾂｻﾝ	2006	08	2006-11	
環境課 (6 台)	2120941343	SD12Z6	ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ	2008	99	2008-07	
	2120941351	FB15-7	ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ	2008	99	2008-07	
	2120941360	SH120-6	ｽﾐﾄﾓｼｮﾍﾞﾙ	2016	99	2017-03	
	2120941378	北九州　い 480-4143	ﾐﾂﾋﾞｼ	2006	06	2006-06	
	2120941386	北九州　え 480-3519	ﾐﾂﾋﾞｼ	2008	06	2008-08	
	2120941394	北九州　あ 800-2146	NV ｷｬﾗﾊﾞﾝ	2018	89	2018-08	5
都市計画課 (3 台)	2120941408	北九州　あ 480-9412	ｸﾘｯﾊﾟｰﾊﾞﾝ	2005	06	2005-12	
	2120941416	CCAFJ01032	ﾗﾋﾞｯﾄﾓｱｰ RM981	2016	09	2016-10	
	2120941424	北九州　か 40-9968	ﾆｯｻﾝ	2010	06	2010-10	
建設課 (4 台)	2120941432	北九州　け 480-6433	ｽｽﾞｷ	2014	06	2014-08	
	2120941441	北九州　す 580-9045	ﾆｯｻﾝ	2008	08	2008-07	
	2120941459	北九州　け 480-7086	ｽｽﾞｷｴﾌﾞﾘｰ	2014	06	2014-09	
	2120941467	北九州　せ 480-588	ﾊｲｾﾞｯﾄﾀﾞﾝﾌﾟ	2020	06	2020-08	

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第９節　交通・輸送体制整備計画

第１項　緊急通行車両の事前届出　　第２.計画目標

表Ⅱ.3.14.2　町有車両の状況(2)

部署	承認証番号 (統合先承認証番号)	自動車登録番号等	車　　名	製造年次	用途	取得年月	取付機器数
上下水道課 (下水道) (4 台)	2120941475	北九州　さ 41-4128	ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	2003	06	2003-08	
	2120941483	北九州　く 480-9554	ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	2013	06	2013-07	
	2120941491	北九州　け 480-8200	ﾀﾞｲﾊﾂ	2014	06	2014-11	
	2120941505	北九州　か 41-9705	ﾐﾂﾋﾞｼﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	1999	06	1999-07	
農政課 (1 台)	2120941513	北九州　え 480-5255	ﾐﾂﾋﾞｼ	2008	06	2008-10	
上下水道課 (水道) (5 台)	2120941521	北九州　あ 480-9433	ｸﾘｯﾊﾟｰDX	2005	06	2005-12	
	2120941530	北九州　え 480-6527	ﾐﾂﾋﾞｼ	2008	06	2008-12	
	2120941548	北九州　く 480-8179	ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	2013	06	2013-05	
	2120941556	北九州　き 480-3517	ｸﾘｯﾊﾟｰ	2011	06	2011-04	1
	2120941564	北九州　み 580-5272	ﾐﾂﾋﾞｼｲｰｹｰﾜｺﾞﾝ	2014	08	2014-09	
消防本部 (20 台)	2120941572	北九州　や 88-3392	ﾋﾉ	1994	80	1994-03	
	2120941581	北九州　す 800-1513	ﾄﾖﾀ	2013	81	2013-12	
	2120941599	北九州　さ 800-1668	ﾆﾂｻﾝﾃﾗﾉ	2000	80	2000-09	
	2120941602	北九州　す 800-448	ﾆｯｻﾝ	2011	80	2011-11	
	2120941611	北九州　さ 88-9404	ｻﾌｱﾘ	1996	80	1996-02	
	2120941629	北九州　は 800-82	ﾆﾂｻﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	2000	80	2000-02	
	2120941637	北九州　さ 800-4133	ﾆｯｻﾝ	2003	80	2003-03	
	2120941645	北九州　さ 800-4134	ﾆｯｻﾝ	2003	80	2003-03	
	2120941653	北九州　は 800-584	ﾆｯｻﾝﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	2005	80	2006-01	
	2120941661	北九州　さ 800-4715	ﾆﾂｻﾝ	2003	81	2003-11	
	2120941670	北九州　さ 800-5520	ﾆｯｻﾝ	2004	80	2004-10	
	2120941688	北九州　さ 800-7254	ﾆｯｻﾝ	2006	80	2006-09	2
	2120941696	北九州　さ 800-7414	ﾋﾉ	2006	80	2006-11	
	2120941700	北九州　さ 800-8735	ﾆｯｻﾝ	2008	81	2008-12	
	2120941718	北九州　は 800-847	ﾋﾉ	2009	80	2009-12	
	2120941726	北九州　さ 800-9991	ﾆｯｻﾝ	2010	80	2010-12	
	2120941734	北九州　す 800-4051	ｱﾄﾗｽ	2018	80	2019-01	
	2120941742	北九州　さ 830-2019	ｷｭｳｼﾞｮｺｳｻｸｼｬ	2019	80	2019-03	10
	2120941751	北九州　す 800-4536	ﾃﾞｭﾄﾛ	2020	80	2020-02	10
	2121089136	北九州　す 830-2022	ﾆｯｻﾝ	2022	81	2022-01	9
議会事務局 (1 台)	2120941769	北九州　ほ 501-9269	ｾﾚﾅ	2018	50	2018-06	
学校教育課 (3 台)	2120941777	北九州　か 480-6488	ｽﾊﾞﾙ	2010	06	2010-04	
	2120941785	北九州　の 300-1356	ﾊﾘｱｰ	2006	30	2006-04	
	2120941793	北九州　む 58-1074	ｷｬﾗﾊﾞﾝ	1993	50	1993-07	
生涯学習課 (7 台)	2120941807	北九州　よ 50-9062	ﾆﾂｻﾝﾓｺ	2002	08	2002-11	
	2120941815	北九州　さ 800-9363	ﾆｯｻﾝ	2009	89	2009-11	
	2120941823	北九州　す 480-5355	ｸﾘｯﾊﾟｰ	2019	06	2019-08	
	2120941831	北九州　ら 40-7564	ｱｸﾃｲﾊﾞﾝ	1994	06	1994-12	
	2120941840	北九州　ら 40-7565	ｱｸﾃｲ	1994	06	1994-12	
	2120941858	518GWPR11213	ｽﾎﾟｰﾂﾄﾗｸﾀｰﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	1997	09	1997-07	
	2120941866	北九州　き 480-5948	ﾆｯｻﾝ	2011	06	2011-08	
土地区画整理課 (1 台)	2120941874	北九州　う 580-5124	ﾆｯｻﾝ	2005	08	2005-11	
危機管理室 (2 台)	2120941882	北九州　え 483-40	NV100 ｸﾘｯﾊﾟｰ	2015	06	2015-11	
	2120941891	北九州　か 580-8955	ﾆｯｻﾝ	2006	08	2006-08	
子育て健康課 (3 台)	2120941904	北九州　も 580-3758	DAYZ	2015	08	2015-09	
	2120941912	北九州　せ 400-5846	ﾆｯｻﾝ	2005	40	2005-06	
	2120941921	北九州　た 580-3164	ﾐﾂﾋﾞｼ	2009	08	2009-05	
企画課 (1 台)	2120941939	北九州　そ 301-9812	ﾆｯｻﾝ ｾﾚﾅ	2020	30	2020-12	

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第 10 節　医療救護体制整備計画

第１項　医療救護体制の整備計画

第１.現況

表Ⅱ.3.15　苅田町に関係する災害拠点病院

区分	医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構 九州医療センター	700	福岡市中央区 地行浜 1-8-1	092-852-0700
地域災害拠点病院	京築	小波瀬病院	266	苅田町大字新津 1598	0930-24-5211
地域災害拠点病院	京築	新行橋病院	246	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
地域災害拠点病院	北九州	北九州総合病院	360	北九州市小倉北区 東城野 1-1	093-921-0560

（北九州医療圏のうち、苅田町に近く交通の利便性が高い北九州総合病院を掲載）

（出典：県地域防災計画資料編、厚生労働省 HP 他）

第１項　医療救護体制の整備計画　　第２.計画目標

４．救急病院・診療所の整備

表Ⅱ.3.16　北九州空港等の施設管理責任者

協　議･調　整　先	住　　所	電話･FAX など
大阪航空局総務部 安全企画･保安対策課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第四号館	TEL:06-6949-6212 FAX:06-6945-8460
北九州空港事務所	北九州市小倉南区 空港北町 6 番	TEL:093-474-0204 FAX:093-473-4335

【本編図表集】

【第Ⅱ編　一般災害予防計画】第３章・第 11 節　要配慮者安全確保体制整備計画

第３項　社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策　第２.計画目標

３．災害危険区域や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

表Ⅱ.3.17　災害危険区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

【洪水浸水】

施設区分	施設名	所在地	指定要件
高齢者施設	介護付有料老人ホーム小波瀬ひまわり	与原 3-8-10	建物が洪水浸水想定区域（想定最大規模、浸水深 0.5m 以上の区域）に位置する施設 ※1、※2
障がい者施設	グループホーム榮荘ハウス二崎 5 号館	大字二崎 70 番地	
	多機能型就労支援事業所 ハッピーライフサポートセンター	大字二崎 132 番地 1	
	ハッピーライフ苅田作業所	大字鋤崎 479-1	
小学校	苅田町立与原小学校	与原 3 丁目 7-5	

※1　建物部分の浸水深が 0.5m未満の場合や、入院施設のない医療施設（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

※2　建物部分が区域外である場合や、高等学校及び大学等（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

【土砂災害】

施設区分	施設名	所在地	指定要件
医療施設	いのうえ内科クリニック	神田町 1 丁目 26-8	建物が土砂災害（特別）警戒区域に位置する施設 ※2
	なかむらクリニック	南原 1661-7	
	白石歯科医院	大字尾倉 3425-3 第 2 福田ビル	
高齢者施設	在処よってけばぁ	集 2427	
児童福祉施設	クラスルームこらぼ	大字尾倉 3425-3 第 2 福田ビル 5 号	
	白川保育園	大字法正寺 240	
	青い鳥保育園	大字集 2286	
幼稚園	尾倉すみれ幼稚園	大字尾倉 3257	
中学校	苅田町立苅田中学校	大字提 2975-1	

※2　建物部分が区域外である場合や、高等学校及び大学等（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

【本編図表集】

第３項　社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策　第２.計画目標
３．災害危険区域や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

【内水浸水】

施設区分	施設名	所在地	指定要件
高齢者施設	介護付有料老人ホームかんだんて	与原 20-2	建物が内水浸水想定区域（想定最大規模、浸水深 0.5m以上の区域）に位置する施設 ※1、※2
	グループホームかすみそう	稲光 1244	
	住宅型有料老人ホームコスモスかんだ	尾倉 2990 番地 1	
	デイサービスみのり	与原 1962-1	
	ツクイ　苅田京町	京町 1-3-1	
	デイサービスセンターコスモスかんだ	尾倉 2990 番地 1	
児童福祉施設	ＯＺデイかんだ	京町 2 丁目 4-2	
	さわやか愛の家　かんだ館	与原字白石 1954 番 6	
	放課後等デイサービスわくわく学童	幸町６－９１	
障がい者施設	ＯＺデイかんだ	京町 2 丁目 4-2	
	就労継続支援事業所こらぼっくる	新津 2-9-17	
	就労支援センターこころ	神田町 1-22-7 シーポート 09,104	
	ハッピーライフ苅田作業所	大字鋤崎 479-1	
	グループホーム　榮荘ハウス二崎 5 号館	大字二崎 70 番地	
小学校	苅田町立与原小学校	与原 3 丁目 7-5	

※1　建物部分の浸水深が 0.5m未満の場合や、入院施設のない医療施設（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。
※2　建物部分が区域外である場合や、高等学校及び大学等（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

【本編図表集】

第３項　社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策　第２.計画目標

３．災害危険区域や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

【高潮災害】

施設区分	施設名	所在地	指定要件
医療施設	健和会京町病院	京町 2-21-1	建物が高潮浸水想定区域（想定最大規模、浸水深 0.5m 以上の区域）に位置する施設 ※1、※2
高齢者施設	介護付有料老人ホーム　かんだんて	大字与原 20-2	
	住宅型有料老人ホームコスモスかんだ	尾倉 2990 番地 1	
	介護付有料老人ホーム小波瀬ひまわり	与原 3-8-10	
	デイサービスみのり	与原 1962-1	
	ツクイ　苅田京町	京町 1-3-1	
	健和会京町病院	京町 2-21-1	
	通所介護リハビリセンター きずな苅田店	神田町 1-6-3	
	デイサービスみんなの樹	与原 1893-2	
	デイサービスセンター コスモスかんだ	尾倉 2990 番地 1	
児童福祉施設	アイリス	新津 865 番地 22	
	ＯＺデイかんだ	京町 2 丁目 4-2	
	放課後等デイサービス　ライブ	新津 2-10-15	
	おひさまハウス苅田	与原字笠屋 1230 番地	
	さわやか愛の家　かんだ館	与原字白石 1954 番 6	
	児童発達支援事業所ペンギン教室	幸町 6-91 パンジープラザ内	
	放課後等デイサービスわくわく学童	幸町６－９１	
	善立寺保育園	神田町 1 丁目 4-1	
	若久青い鳥保育園	若久町 1 丁目 8-3	
幼稚園	苅田第一幼稚園	神田町 2 丁目 34-14	
障がい者施設	グループホーム共生の里苅田ホーム	新津 3 丁目 2-7 第 3 三共ビル壱番館 202	
	グループホーム 榮荘ハウス二崎 5 号館	大字二崎 70 番地	
	ＯＺデイかんだ	京町 2 丁目 4-2	
	多機能型就労支援事業所 ハッピーライフサポートセンター	大字二崎 132 番地 1	
	ハッピーライフ苅田作業所	大字鋤崎 479-1	
	夢活動センター苅田	富久町 1-27-13	
	就労継続支援事業所こらぼっくる	新津 2-9-17	
	よろこびネット	幸町 6-91	
	就労支援センターこころ	神田町 1-22-7 シーポート 09,104	
	多機能型事業所くすの木作業所	尾倉 4-1-7	
小学校	苅田町立苅田小学校	神田町 2 丁目 9-12	
	苅田町立南原小学校	富久町 1 丁目 4-9	
	苅田町立与原小学校	与原 3 丁目 7-5	

※1　建物部分の浸水深が 0.5m未満の場合や、入院施設のない医療施設（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

※2　建物部分が区域外である場合や、高等学校及び大学等（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

【本編図表集】

第３項　社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策　第２.計画目標

３．災害危険区域や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

【津波災害】

施設区分	施設名	所在地	指定要件
高齢者施設	介護付有料老人ホームかんだんて	与原 20-2	敷地が津波災害警戒区域（想定最大規模、基準水位 0.3m以上の区域）に位置する施設※1、※2
	デイサービスみのり	与原 1962-1	
児童福祉施設	児童発達支援事業所ペンギン教室	幸町 6-91 パンジープラザ内	
	放課後等デイサービスわくわく学童	幸町６－９１	
障がい者施設	多機能型就労支援事業所 ハッピーライフサポートセンター	大字二崎 132 番地 1	
	よろこびネット	幸町 6-91	

※1　建物部分の浸水深が 0.3m未満の場合や、入院施設のない医療施設（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

※2　建物部分が区域外である場合や、高等学校及び大学等（利用者が自ら避難行動をとることができる）は対象外とした。

第３項　社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策　第２.計画目標

３．災害危険区域や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

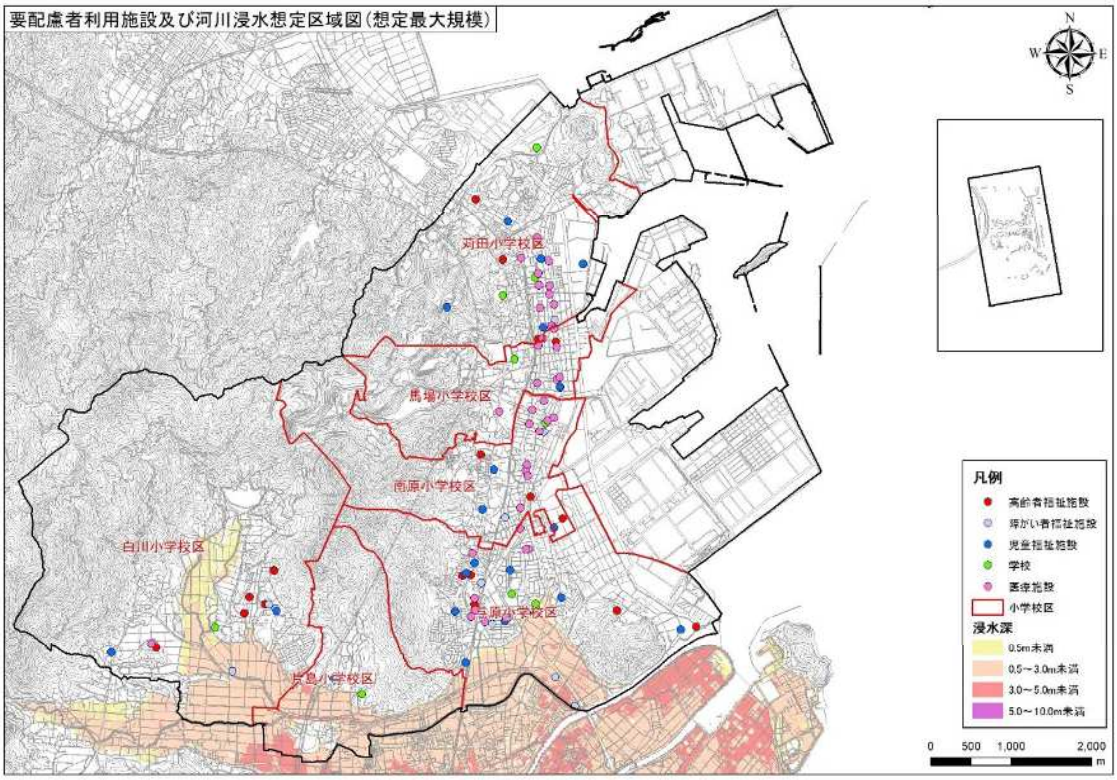

図Ⅱ.3.3　要配慮者利用施設及び洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

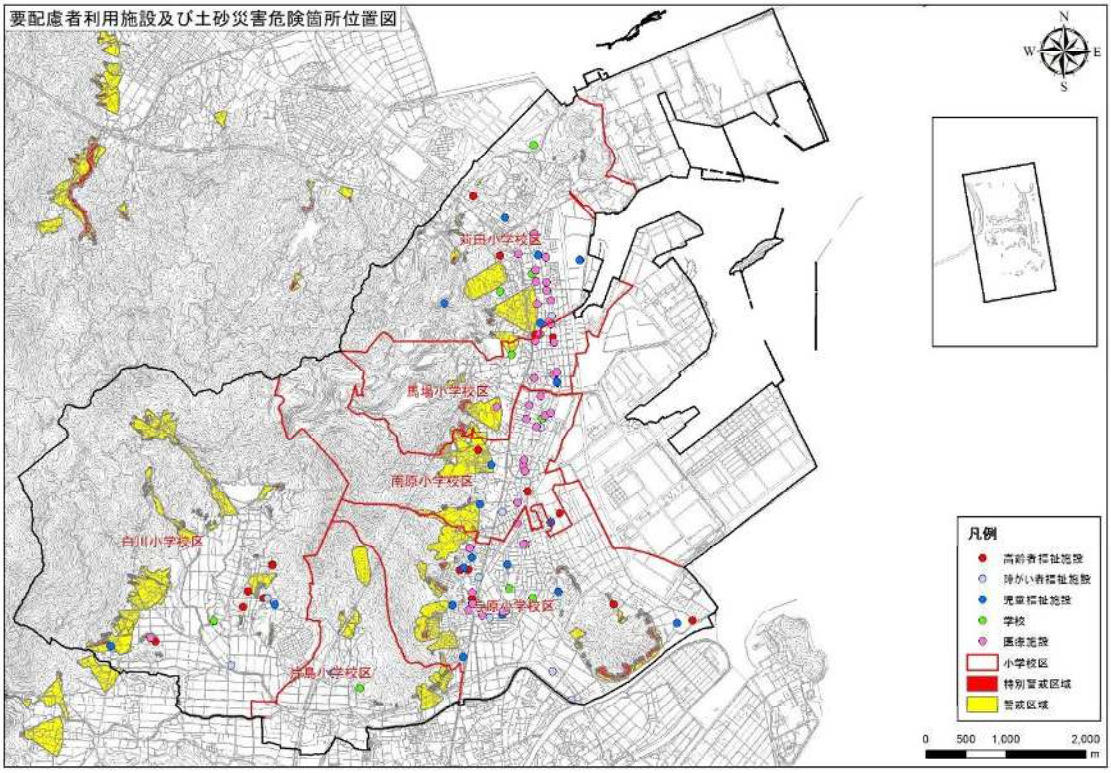

図Ⅱ.3.4　要配慮者利用施設及び土砂災害（特別）警戒区域図

第３項　社会福祉施設・幼稚園・病院等の対策　第２.計画目標

３．災害危険区域や浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の指定

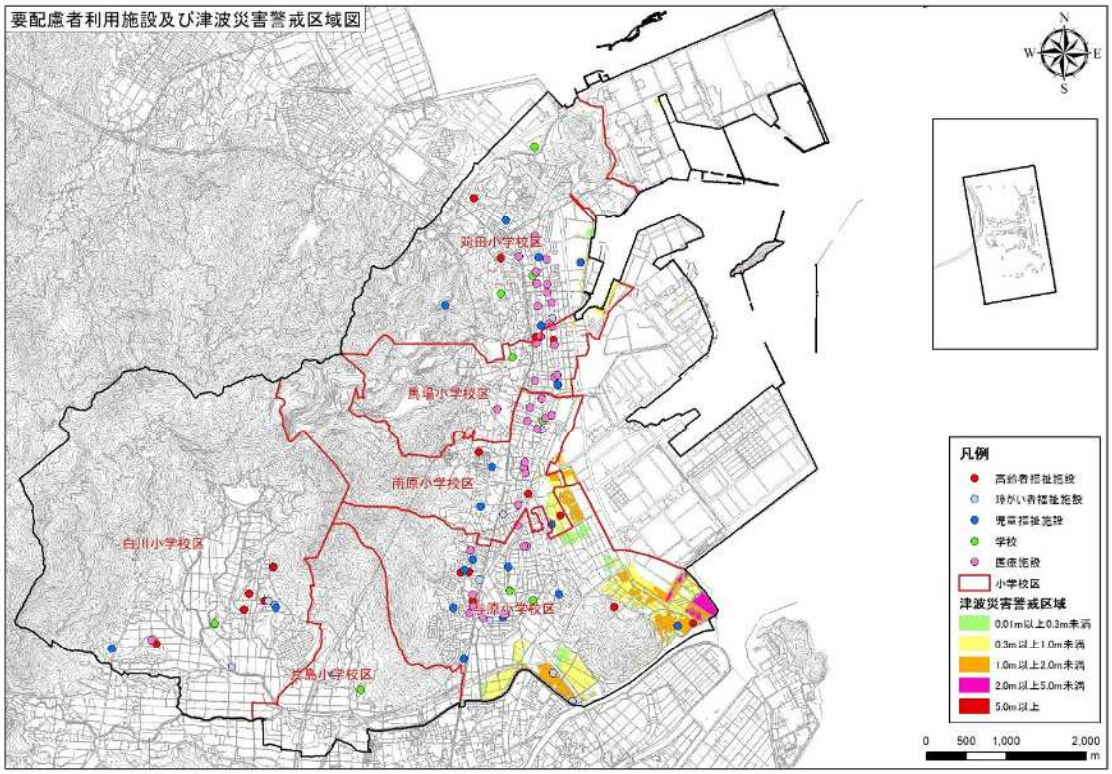

図Ⅱ.3.5　要配慮者利用施設及び津波災害警戒区域図（想定最大規模）

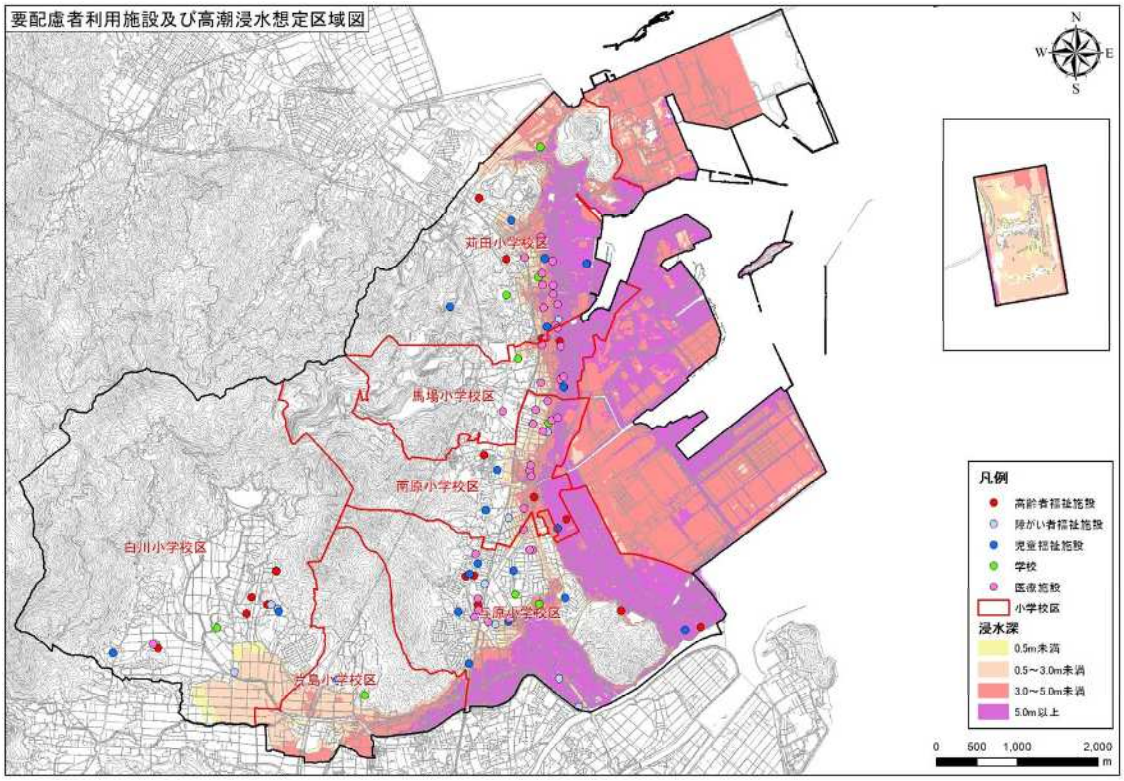

図Ⅱ.3.6　要配慮者利用施設及び高潮浸水想定区域図（想定最大規模）

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策等の組織計画

名　　称	所　　在　　地	管　理　区　域
苅田町消防本部 苅田町消防署	苅田町京町2丁目4番地4	町　内　一　円

組　　織　　図

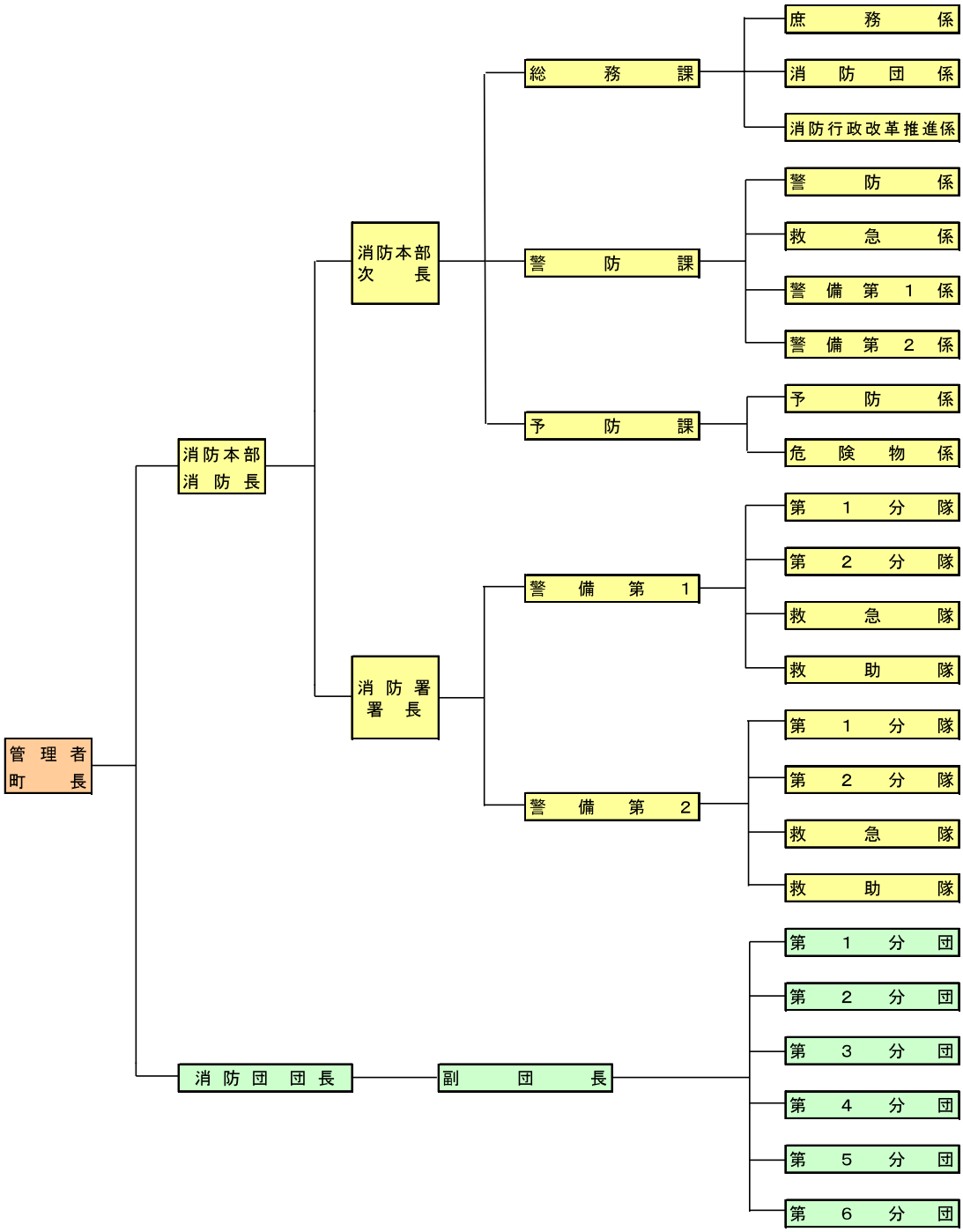

図Ⅲ.1.1　消防本部・消防署組織

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策等の組織計画

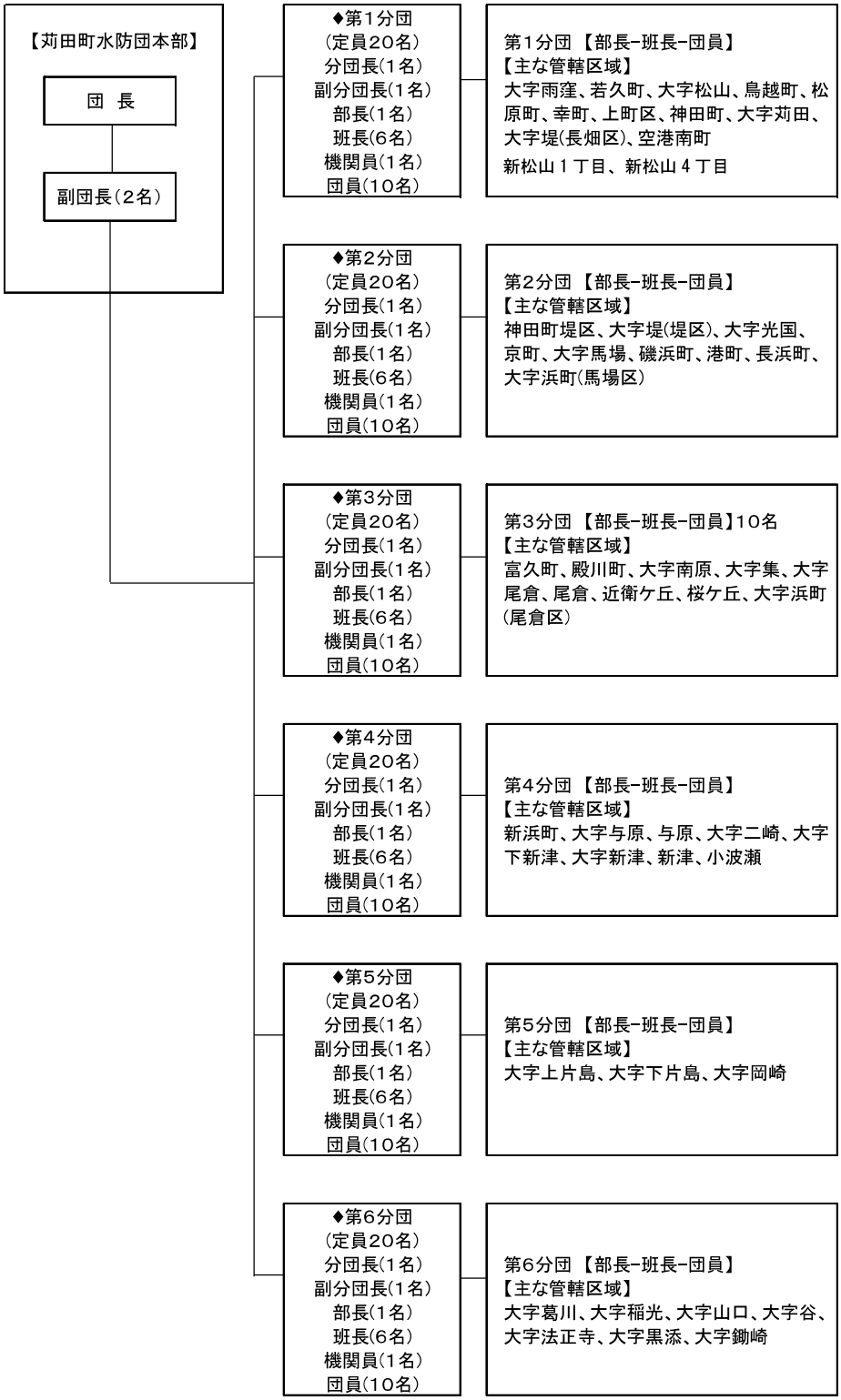

図Ⅲ.1.2　苅田町消防団組織

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策等の組織計画

表Ⅲ.1.1　自主防災組織等の状況

令和４年９月30日現在

	土嚢ステーション	区　名	組織名	世帯数(R4.9.30)	人口(R4.9.30)	設立年月日
1	○	猪熊区	猪熊区自主防災会	57	109	H19.4.1
2	○	集区	集区自主防災会	656	1,474	H19.4.22
3	○	小波瀬区	小波瀬区自主防災会	251	583	H24.3.1
4	○	法正寺区	法正寺区自主防災会	57	96	H24.3.1
5	○	浄土院区	浄土院区自主防災会	49	102	H24.3.1
6	○	若久二区	若久二区自主防災会	171	345	H24.3.2
7	○	港区	港区自主防災会	721	1,084	H24.3.5
8	○	中町区	中町区自主防災会	183	370	H24.3.5
9		本町区	本町区自主防災会	274	593	H24.3.5
10	○	白石区	白石区自主防災会	444	664	H24.3.5
11	○	若久区	若久区自主防災会	650	1,389	H24.3.6
12	○	緑ヶ丘区	緑ヶ丘区自主防災会	417	929	H24.3.6
13	○	提区	提区自主防災会	747	1,647	H24.3.7
14	○	新津区	新津区自主防災会	1,357	2,623	H24.3.7
15	○	松原区	松原区自主防災会	675	1,088	H24.4.1
16	○	南原区	南原区自主防災会	1,474	3,130	H24.4.28
17	○	西町区	西町区自主防災会	404	843	H24.12.1
18	○	馬場区	馬場区自主防災会	873	1,775	H25.4.1
19	○	尾倉区	尾倉区自主防災会	1,800	3,794	H25.5.27
20	○	桜ヶ丘区	桜ヶ丘区自主防災会	146	313	H25.7.1
21	○	長畑区	長畑区自主防災会	365	869	H25.8.1
22	○	百合ヶ丘区	百合ヶ丘区自主防災会	298	643	H26.4.1
23	○	今古賀区	今古賀区自主防災会	316	684	H27.4.1
24	○	山口区	山口区自主防災会	67	134	H27.4.1
25	○	上町区	上町区自主防災会	325	640	H27.5.1
26	○	等覚寺区	等覚寺区自主防災会	12	21	H28.4.1
27	○	浜町区	浜町区自主防災会	603	1,087	H28.4.1
28	○	片島区	片島区自主防災会	192	420	H28.9.1
29	○	幸町区	幸町区自主防災会	697	1,368	H29.3.1
30	○	岡崎区	岡崎区自主防災会	50	96	H29.4.30
31	○	二崎区	二崎区自主防災会	83	179	H29.12.26
32	○	稲光区	稲光区自主防災会	173	275	H30.10.1
33	○	与原上区	与原上区自主防災会	1,050	2,164	H30.12.1
34	○	八田山区	八田山区自主防災会	23	41	H31.4.1
	33		合計	15,660	31,572	

※苅田町総世帯数および総人口　18,504　37,668

組織率(区数)	70.8%
組織率(世帯数)	84.6%
組織率(人口当たり)	83.8%

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策等の組織計画

表Ⅲ.1.2　消防水利・消防施設の状況

令和３年 12 月末現在

区域	地域	個数
1	雨窪、長畑、提	84
2	馬場、南原、集	69
3	尾倉一部、新津一部、集	115
4	新津一部、下片島	72
5	上片島、岡崎、葛川	47
6	稲光、八田山	45
7	鋤崎、黒添	10
8	若久町一、二丁目	40
9	神田町二、三丁目	68
10	神田町一丁目	40
11	京町一、二丁目	63
12	富久町一、二丁目一部	82
13	近衛ヶ丘、尾倉一、二、三、四丁目　桜ヶ丘	49
14	尾倉一丁目、小波瀬一、二丁目　与原一、二、三丁目、新津一丁目	103
15	新津一、二、三丁目	46
16	若久町三丁目、松山、松原、鳥越	176
17	幸町一部	23
18	幸町一部	19
19	磯浜町一、二丁目	53
20	殿川町	35
21	与原	90
22	二崎、白石	53
23	長浜町、港町	37
24	新浜町	56
25	空港南町	3
26	尾倉、与原（土地区画整理事業地）	47
	合計	1,525

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策等の組織計画
【消防庁火災・災害等即報要領即報基準】

消防応 29 号
令和３年５月 20 日

各都道府県知事
各指定都市市長　殿

消防庁長官

火災・災害等即報要領等の一部改正について（通知）

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）等の一部を別紙のとおり改正しました。

貴職におかれましては、下記の改正内容にご留意の上、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いします。

なお、火災・災害等即報要領に基づく被害状況等の報告は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条第１項及び第２項並びに防災基本計画に基づきなされるものでもあることから、今後とも被害状況等の報告に万全を期するようお願いします。

記

〔主な改正内容〕

１　災害対策基本法の改正に伴う改正

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 30 号）の施行に伴い、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化等されたことから、報告様式等を改正したこと。

２　即報の報告方法の明確化

即報の報告方法について、ファクシミリ等としていたものを原則として電子メールとするよう明確化したこと。

３　その他

災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付け消防防第 246 号）について、上記１の改正に伴い、報告様式を改正したこと

【本編図表】

別紙１

火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

（改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月、消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号）

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成６年４月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成６年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

３　報告手続

（１）「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(１)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

（２）「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

（３）「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

（４）「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（５）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(１)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(２)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

（１）様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

（２）画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方

公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３直接即報基準」に該当する火災・災害等
イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）
エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

（１）都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

（２）都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
　また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

（３）都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
　特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

（４）市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

（５）上記(１)から(４)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

（１）一般基準
　火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの
イ　死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（２）個別基準
　次の火災及び事故については、上記(１)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

（ア）建物火災
a　特定防火対象物で死者の発生した火災
b　高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
d　特定違反対象物の火災
e　建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
f　他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災
a　焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
b　空中消火を要請又は実施したもの
c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災
a　航空機火災
b　タンカー火災
c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの
d　トンネル内車両火災
e　列車火災

（エ）その他
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
(ウ)特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
(イ)負傷者が５名以上発生したもの
(ウ)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
(エ)500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
(オ)海上、河川への危険物等流出事故
(カ)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等
(ア)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
(イ)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の

運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ)原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

（３）社会的影響基準

（１）一般基準、（２）個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）死者５人以上の救急事故
（２）死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
（３）要救助者が５人以上の救助事故
（４）覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故
（５）消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
（６）消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
（７）自衛隊に災害派遣を要請したもの
（８）上記(１)から(７)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）
・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャックによる救急・救助事故
・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

（２）国民保護法第 172 条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

【本編図表】

４　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

（１）一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第 13 条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（２）個別基準

次の災害については(１)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

(ア)当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

(イ)人的被害又は住家被害を生じたものイ

イ　津波

(ア)津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ)人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

(ア)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ)洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

(ア)積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ)積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

(ア)噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ)火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（３）社会的影響基準

（１）一般基準、(２)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策等の組織計画

【消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準】

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１　火災等即報

（１）交通機関の火災

第２の１の(２）のアの(ウ）に同じ。

（２）石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(２)のイの(ア)、(イ)に同じ。

（３）危険物等に係る事故（(２)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の（２）のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア)海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ)500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（４）原子力災害等

第２の１の(２)のエに同じ。

（５）ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

（６）爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

（１）列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

（２）バスの転落等による救急・救助事故

（３）ハイジャックによる救急・救助事故

（４）映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

（５）その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害等即報

第２の３の(１)、(２)に同じ。

４　災害即報

（１）地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

（２）第２の４の(２)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

【本編図表】

＜火災等即報＞

１　第１号様式（火災）

（１）火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（２）消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

（３）救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

（４）災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

（５）その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ア)死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ)火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第２節　動員配備計画

第１.防災配備の種類

表Ⅲ.1.3　町災害対策本部および町災害警戒本部などの配備の目安

本部･体制区分		発 令 す る 基 準（目安）
町災害警戒本部	警戒配備体制	(1)大雨･洪水や風雨、土砂災害等に関する注意が発せられた場合 (2)「震度4」のやや強い地震が発生した場合 (3)時間の経過とともに災害発生の確率が高まりつつある場合あるいは災害による被害の拡大が懸念される場合 (4)災害発生までには時間的な余裕があるが、町災害警戒本部や町災害対策本部の発動の準備を検討しておく必要が認められるとき。
	災害警戒体制 （第1配備）	(1)台風や集中豪雨などに伴う大雨･洪水や風雨、土砂災害などに関する警報が発せられた場合 (2)「震度5弱」の強い揺れを伴う地震が発生した場合 (3)町域で比較的軽微ではあるものの災害が発生し、または発生するおそれがあるが、その被害は限定的なものであり、町災害対策本部の設置には至らないものと判断されるとき。
町災害対策本部	非常配備体制 （第2配備）	(1)大雨･洪水や風雨、土砂災害等に関する警報が発せられた場合 (2)「震度5強」の激しい揺れを伴う地震が発生した場合 (3)町域において局地的な災害が多数発生し、時間の経過とともに人的または物的被害の拡大が確実視される場合や、そのおそれがあると認められるとき。
	特別非常配備体制 （第3配備）	(1)災害救助法が適用されるような激甚な災害、またはこれに準ずるような大規模な災害が発生した場合 (2)災害救助法が適用されるような災害発生のおそれが確実視されるとき。

参考：自治体や気象庁等から発表される防災情報と5段階の警戒レベルとの関係
・次図のとおり。

【本編図表】

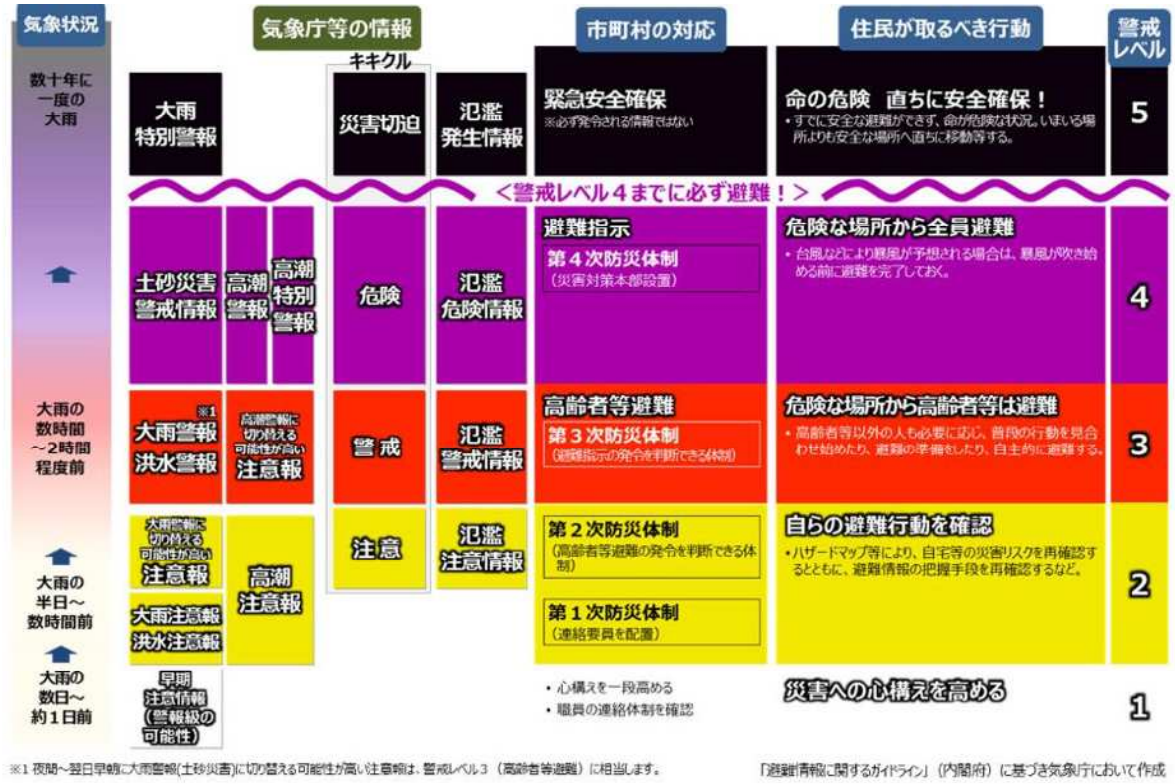

（出典：気象庁）

図Ⅲ.1.2.1　５段階の警戒レベルと防災気象情報

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第２節　動員配備計画

第１.防災配備の種類

表Ⅲ.1.4　防災関係機関連絡窓口

機関名称	所在地	電話番号
町及び県の出先機関		
苅田町消防本部（消防署）	苅田町京町 2-4-4	093-434-0119
福岡県防災危機管理局消防防災指導課	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3113
福岡県京築県土整備事務所行橋支所	行橋市中央 1-2-1	0930-23-1746
福岡県行橋農林事務所	行橋市中央 1-2-1	0930-23-0380
福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市中央 1-2-1	0930-23-2244
福岡県苅田港務所	苅田町港町 29	093-434-0585
福岡県警察本部行橋警察署	行橋市行事 3-12-1	0930-24-5110
福岡県警察本部行橋警察署苅田交番	苅田町神田町 1-9-12	093-436-0555
指定地方行政機関		
第七管区海上保安本部苅田海上保安署	苅田町港町 27	093-436-3356
国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所	苅田町港町 28-2	093-436-0581
自衛隊		
陸上自衛隊第四師団小倉駐屯地	北九州市小倉南区北方 5-1-1	093-962-7681
航空自衛隊築城基地	築上郡築上町西八田	0930-56-1150
指定公共機関		
九州旅客鉄道㈱JR苅田駅	苅田町大字提 3434	093-436-0741
九州旅客鉄道㈱JR小波瀬西工大前駅	苅田町新津 1－13－1	0930-22-1693
日本郵便㈱苅田郵便局	苅田町富久町 1-23-1	093-434-2403
公共的団体等（公共的団体及び防災上重要な施設の管理者）		
福岡京築農業協同組合苅田支店	苅田町京町二丁目 4 番地 1	093-436-1031
苅田町漁業協同組合	苅田町幸町 21	093-436-3121
苅田商工会議所	苅田町富久町1丁目22－14	093-436-1631
京都森林組合	京都郡みやこ町犀川本庄 577-1	0930-42-0037
苅田町社会福祉協議会	苅田町幸町 6-91	093-434-3641
近隣市町（行政・消防）		
行橋市総務課	行橋市中央 1-1-1	0930-25-1111
行橋市消防本部	行橋市中央 1-9-9	0930-25-2324
北九州市危機管理課	北九州市小倉北区城内 1-1	093-582-2110
北九州市消防局	北九州市小倉北区大手町 3-9	093-582-3802
広域防災ネットワーク		
大阪府泉大津市危機管理課	泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131
佐賀県神埼市防災危機管理課	神埼市神埼町神埼 410	0952-52-1111
山口県柳井市総務課	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第３節　自衛隊災害派遣要請計画

第４項　派遣部隊等の受入れ体制

第１.派遣部隊等の受入れ

３．臨時ヘリポートの設置

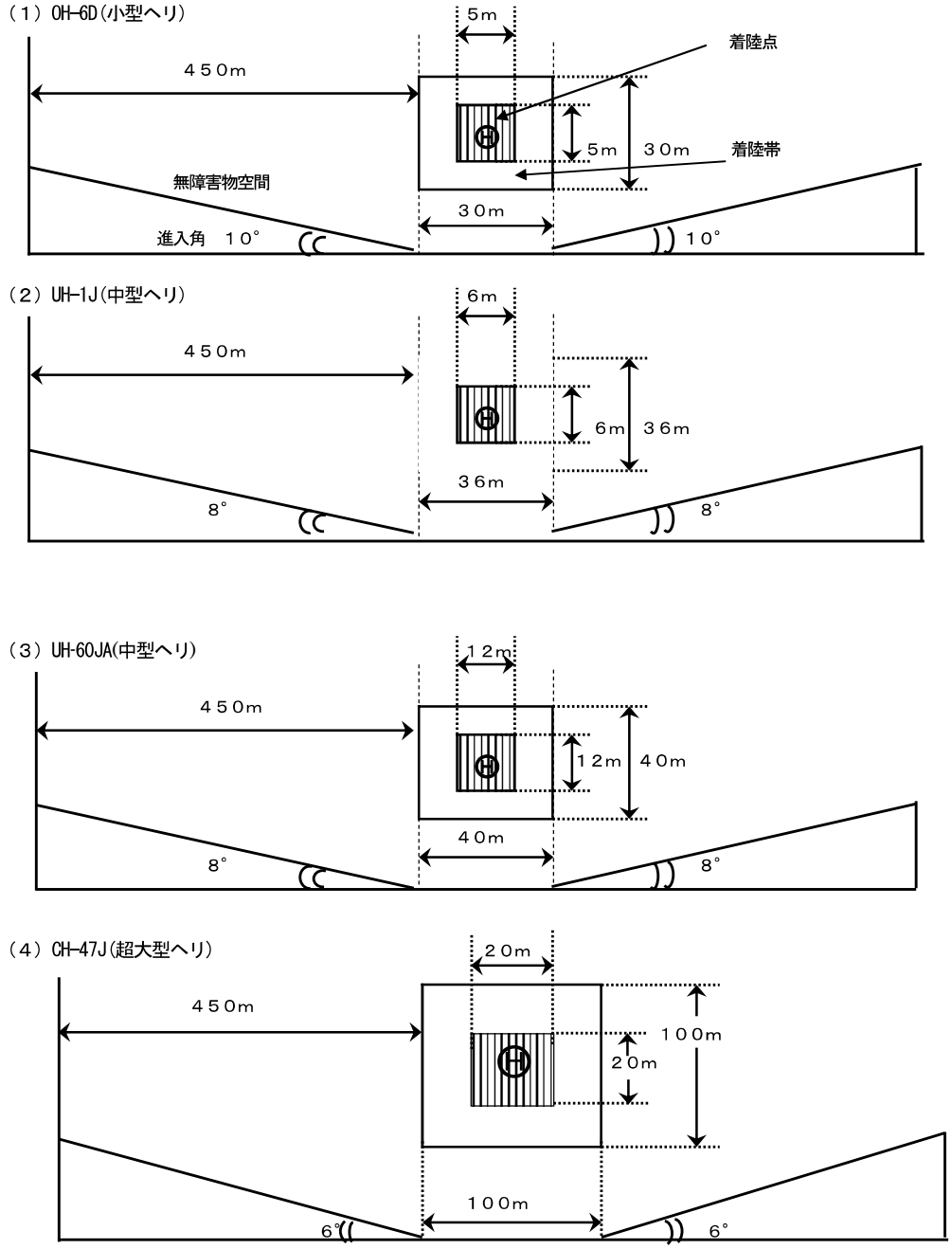

注1　発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。
注2　無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
注3　この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する

図Ⅲ.1.3　自衛隊が使用するヘリコプター機種に応じた発着点付近の基準
（出典：福岡県地域防災計画第３編災害応急対策計画）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第４節　応援要請計画

第１項　県市町村間等の応援要請

第３．福岡県内市町村間の相互応援協定の要領

３．市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

表Ⅲ.1.5　市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定締結団体

ブロック市	構成団体名（加盟年度）
関東（1市）	茨城県那珂市（29）
東海（5市）	岐阜県可児市（22）、愛知県刈谷市（22）、三重県亀山市（22）、 静岡県磐田市（23）、山梨県甲府市（24）
近畿（6市）	大阪府泉大津市（20）、滋賀県野洲市（20）、京都府八幡市（20）、 兵庫県高砂市（20）、奈良県大和郡山市（20）、和歌山県橋本市（20）
中国・四国 （5市）	高知県香南市（20）、岡山県玉野市（22）、島根県益田市（22）、 山口県柳井市（23）、愛媛県四国中央市（24）
九州 （4市1町）	福岡県行橋市（20）、福岡県苅田町（20）、宮崎県日向市（23）、 佐賀県神埼市（23）、鹿児島県阿久根市（27）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第５節　災害救助法等適用計画

第１項　災害救助法等の適用基準

第１．災害救助法等の適用基準

【災害救助法施行令第１条に定める適用基準】

1. 町の区域内の人口 30,000 人以上 50,000 人未満のとき

町の住家滅失世帯数が 60 世帯以上

2. 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって

町の住家滅失世帯数が 30 世帯以上

3. 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上であって

町の区域内の被害世帯数が多数であること

4. 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害により被災した者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと

例)(1)被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

(2)有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

5. 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること

適用例)

(1)船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

(2)山崩れ、がけ崩れ等により多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第５節　災害救助法等適用計画

第１項　災害救助法等の適用基準

第１．被災世帯の算定基準

【救助法における被災世帯の適用基準】

適用〈災害救助法〉

- 住家が全壊、全焼または流失した世帯は１とする。
- 住家が半壊、半焼したものにあっては２世帯をもって１とみなす。
- 住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、３世帯をもって1とみなす。

認　　定

全壊、全焼または流出

住家の損壊（焼失）または流失した程度が１棟の延床面積の70%以上に達したもの
※全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの

半壊または半焼

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分を修理することによって住家として使用できるもの

床上浸水

浸水がその住家の床上に達した程度のもの
全壊または半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの

※住家、世帯の定義について

住　家：現に人が居住のため使用している建物

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第５節　災害救助法等適用計画

第１項　災害救助法等の適用基準

第３．被害の程度に関する認定基準

１．被害程度に関する認定基準

表Ⅲ.1.6.1　被害程度に関する認定基準（１/２）

被害等区分		判　定　基　準
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。
	全　壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達したて程度のものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半　壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は損害割合（経済的被害）が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
非住家	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

【本編図表】

被害等区分		判　定　基　準
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路決壊	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。(ただし、橋りょうを除いたものとする。)
	橋りょう流失	道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川(河川法が適用され、若しくは準用される河川)の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

表Ⅲ.1.6.2　被害程度に関する認定基準（２/２）

被害等区分	判　定　基　準
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
水　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
下水道	災害により汚水排除が不可能となった戸数とする。
電　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガ　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊(全焼)、半壊(半焼)及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
公共文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【本編図表】

表Ⅲ.1.7　災害救助法による事務手続一覧

事項 段階		県及び市町村における実施事項 項目	内容	留意事項
事前対策		避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置基準	
		救助物資調達先の準備	1　備蓄物資の確保 2　商工会等との事前打合せ	
		被害状況報告体制の確立	1　事前に担当区域を指定した調査班の設定 2　市町村各地区に情報連絡責任者及び調査班に調査責任者の設定 3　調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の認定基準、報告要領等の確認	
災害発生時点		被害状況の把握	1　被害地区情報連絡責任者よりの報告 2　調査班の出動 ア　被害程度（人的、物的） イ　家族の状況 ウ　課税状況、世帯類型、必要な救助	地区別被害状況調（様式２） 世帯別被害調査票（様式３）の作成
		被害状況の報告 （発生報告）	県税・総務事務所総務課へ報告（市町村） 県危機管理局へ報告（県税・総務事務所）	
災害救助法の適用時点以降	第一段階	災害救助法の適用報告	市町村当局（責任者）　→県税・総務事務所長 →県危機管理局長	口頭報告でよい
		避難指示・避難所の開設	1　避難所への誘導、整理職員の派遣 2　避難状況の把握 3　避難所の維持管理	
		被災者の救出	1　救出のための要員（消防団員）の動員、機械等の借上 2　必要に応じ関係機関への援助要請	
		炊き出し、その他による食品の給与	1　食料の応急調達 2　炊出し所への責任者派遣 3　婦人会等への炊出し協力要請（協力命令） 4　給与状況の把握	避難所収容以外の者に対しても給与できる
		飲料水の供給	1　給水車の確保 2　機械器具の借上げ	
		死体の捜索と処理及び埋葬	1　死体捜索（機械器具借上要員の動員……消防団、自衛隊等の協力） 2　死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動） 3　埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨つぼ代支給）	
	第二段階	被害状況の調査確認の完全化		
		中間報告	取りあえず電話報告、後で文書報告（被害状況添付）	
		応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告する	
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成→購入→給与	
		障害物の除去 （除雪も含む）	1　対象世帯の選定 2　実施計画 （作業員雇上、機械借上、業者委託も可）	障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定めること
		義援金品の受付開始		
	第三段階	中間報告	取りあえず電話報告、後で文書報告（被害状況、救助実施状況）	
		各種救援救助の実施継続		
		応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定→敷地の確保→工事施工→入居	
		住宅の応急修理	対象世帯の選定→実施計画→大工左官等の雇上（業者委託も可）	
		救助の特別基準申請	各救助内で特別基準申請の必要あるものについての要請（救助期間内に電話連絡）	県から国へ申請
		災害見舞金の支給	県の災害見舞金交付基準による見舞金	
		災害弔慰金等の支給	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	
		災害救護資金の貸付	災害救護資金の貸付申請受付開始	
		確定報告	文書報告（被害状況報告）	

【本編図表】

災害救助法の適用に係る事務手順の流れ（参考）

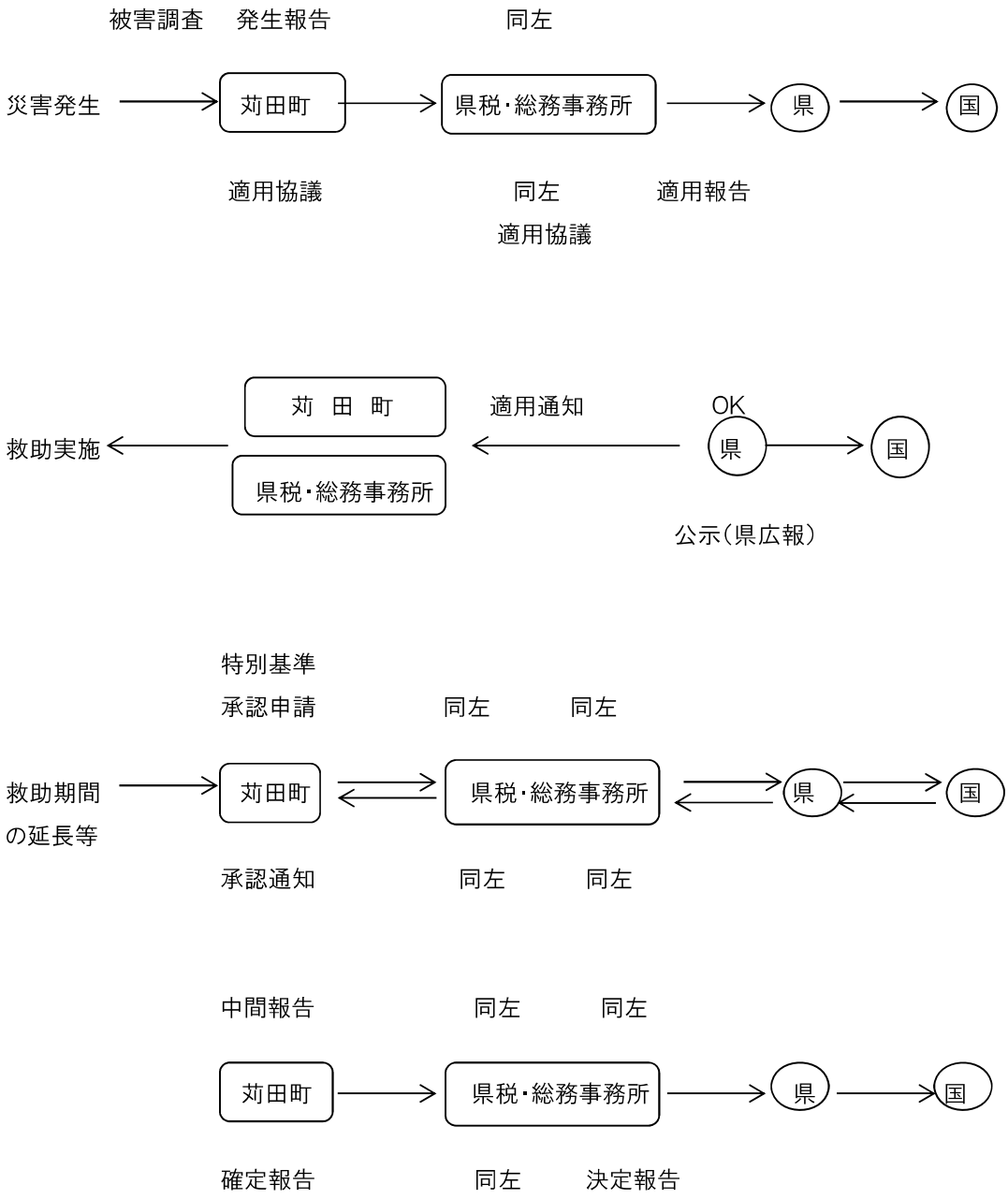

【本編図表】

令 和 4 年 度 災 害 救 助 基 準

令和４年４月１日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　１戸当たり 6,285,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

【本編図表】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

【本編図表】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,700円 中学生生徒　5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

【本編図表】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第５節　災害救助法等適用計画

第１項　災害救助法等の適用基準

第３．被害の程度に関する認定基準

２．被害金額の算定

表Ⅲ.1.8　被害金額の算定対象

被害区分	算定対象
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいう。 ※農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設および共同利用施設など。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいう。 ※河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港など。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設 ※庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。 ※ビニールハウス、農作物等の被害。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。 ※立木、苗木等の被害。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。 ※家畜、畜舎等の被害。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。 ※のり、漁具、漁船等の被害。
商工被害	建物以外の商工被害。 ※工業原材料、商品、生産機械器具等の被害。

※災害中間年報および災害年報の被害金額の記入方法について：
公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、およびその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きとする。

（出典：災害年報、内閣府 HP（防災情報のページ）等より必要事項を抽出作成）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第７節　災害ボランティアの受入れ・支援計画

第１項　受入れ窓口の設置および関係機関・団体との連携

第３．県等への情報提供と被災地のボランティアニーズの把握

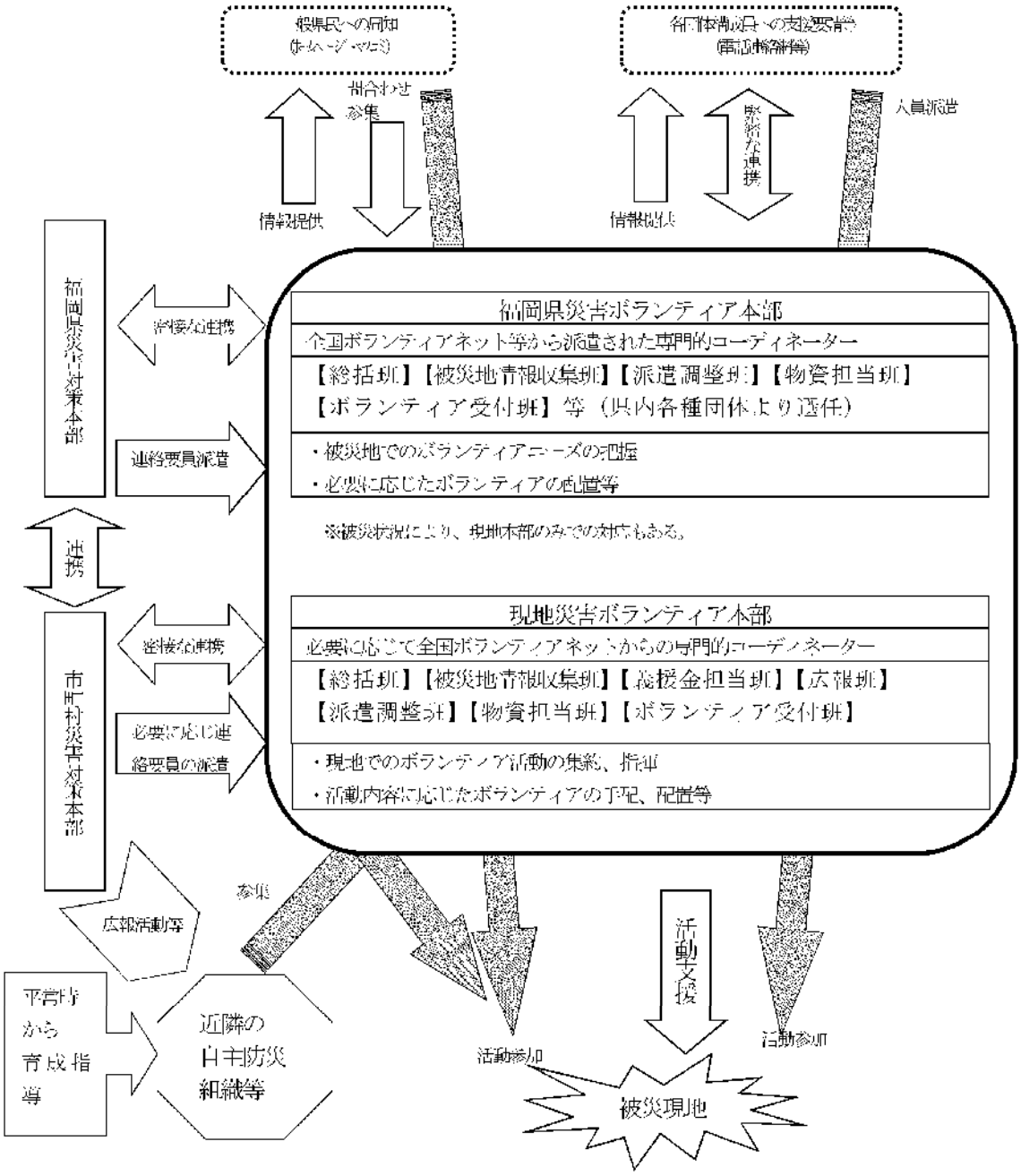

（出典：福岡県地域防災計画　基本編・風水害対策編　令和３年９月修正）

図Ⅲ.1.4　災害ボランティア活動に係る連携図

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第１章・第７節　災害ボランティアの受入れ・支援計画

第１項　受入れ窓口の設置および関係機関・団体との連携

第３．県等への情報提供と被災地のボランティアニーズの把握

表Ⅲ.1.9　関係機関の連絡先

組織名	住所	電話	FAX
苅田町 社会福祉協議会	京都郡苅田町幸町 6-91 パンジープラザ内	093-434-3641	093-434-4343
福岡県社会福祉協議会 （ふくふくネット）	春日市原町 3 丁目 1-7 福岡県総合福祉センター （クローバープラザ）内	092-584-3377	092-584-3369
福岡県 福祉人材センター	春日市原町 3 丁目 1-7 クローバープラザ東棟 2F	092-584-3310	092-584-3319
福岡県 NPO・ボランティア センター	福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎5F	092-631-4411	092-631-4413

第２項　ボランティアの応急活動支援

第３．民間団体の活用

表Ⅲ.1.10　民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会 自主防災組織 土木建築業者 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 商工会議所 その他の団体	1. 応援を必要とする理由 2. 作業内容 3. 従事する場所 4. 就労予定時間 5. 所要人員 6. 集合場所 7. その他参考事項	1. 被災者に対する炊出作業 2. 被災者に対する救出作業 3. 救助物資の輸送配給作業 4. 清掃防疫援助作業 5. 被害状況の通報連絡作業 6. 応急復旧作業現場における軽微な作業 7. その他必要とする作業

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第１項　防災気象情報等の種類・基準第

第１．防災気象情報等の定義・種類

２．気象業務法に基づく警報・注意報の種類・発表基準

表Ⅲ.2.1　苅田町における気象業務法に基づく警報・注意報の種類と発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署　福岡管区気象台

苅田町	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	北九州地方		
	市町村等をまとめた地域	京築		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	35	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	146	
	洪水	流域雨量指数基準	長峡川流域=22.5，小波瀬川流域=13.1	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	3.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	23	
		土壌雨量指数基準	112	
	洪水	流域雨量指数基準	長峡川流域=18，小波瀬川流域=10.4	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1　気温3℃以上の好天 2　低気圧等による降雨 3　降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下		
	霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜　最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（出典：気象庁 HP、警報・注意報発表基準一覧表（福岡県））

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第３項　洪水、津波、高潮に関する予警報並びに水防警報

第１．洪水に関する予報・警報の種類と内容

４．水防警報

表Ⅲ.2.2　水防警報の種類、内容並びに発表基準（河川）

種類	内　　容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越え、なお上昇の見込みがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または既に避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあり、災害のおこるおそれがあるとき。
厳重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（出典：令和４年度福岡県水防計画書を一部改訂）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第３項　洪水、津波、高潮に関する予警報並びに水防警報

第１．洪水に関する予報・警報の種類と内容

４．水防警報

表Ⅲ.2.3　水防警報の種類、内容並びに発表基準（海岸）

海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
豊前豊後沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき。	高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位に達し、なお潮位の上昇および波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位を下り再び潮位の上昇および波浪が激しくなる見込みがなくなったとき

（出典：令和４年度福岡県水防計画書、苅田町に係る部分を抜粋）

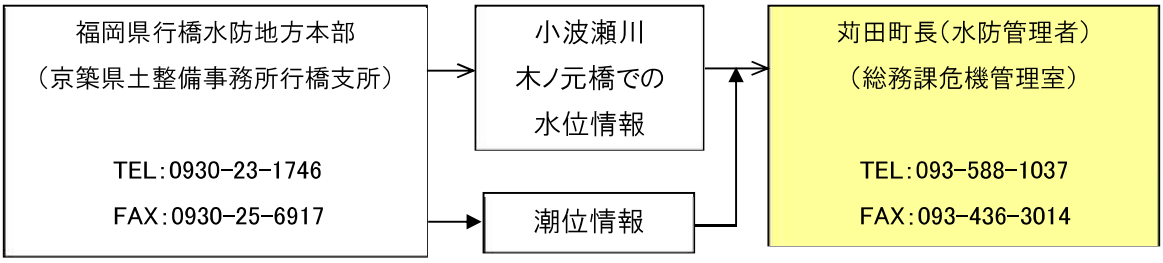

図Ⅲ.2.1　県からの水防警報（避難指示発令などの基礎情報）の情報伝達の流れ

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第３項　洪水、津波、高潮に関する予警報並びに水防警報

第２．水位情報周知河川における情報の種類とその内容

１．特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

（携帯電話用アドレス）：http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/

（インターネット用アドレス）：http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/

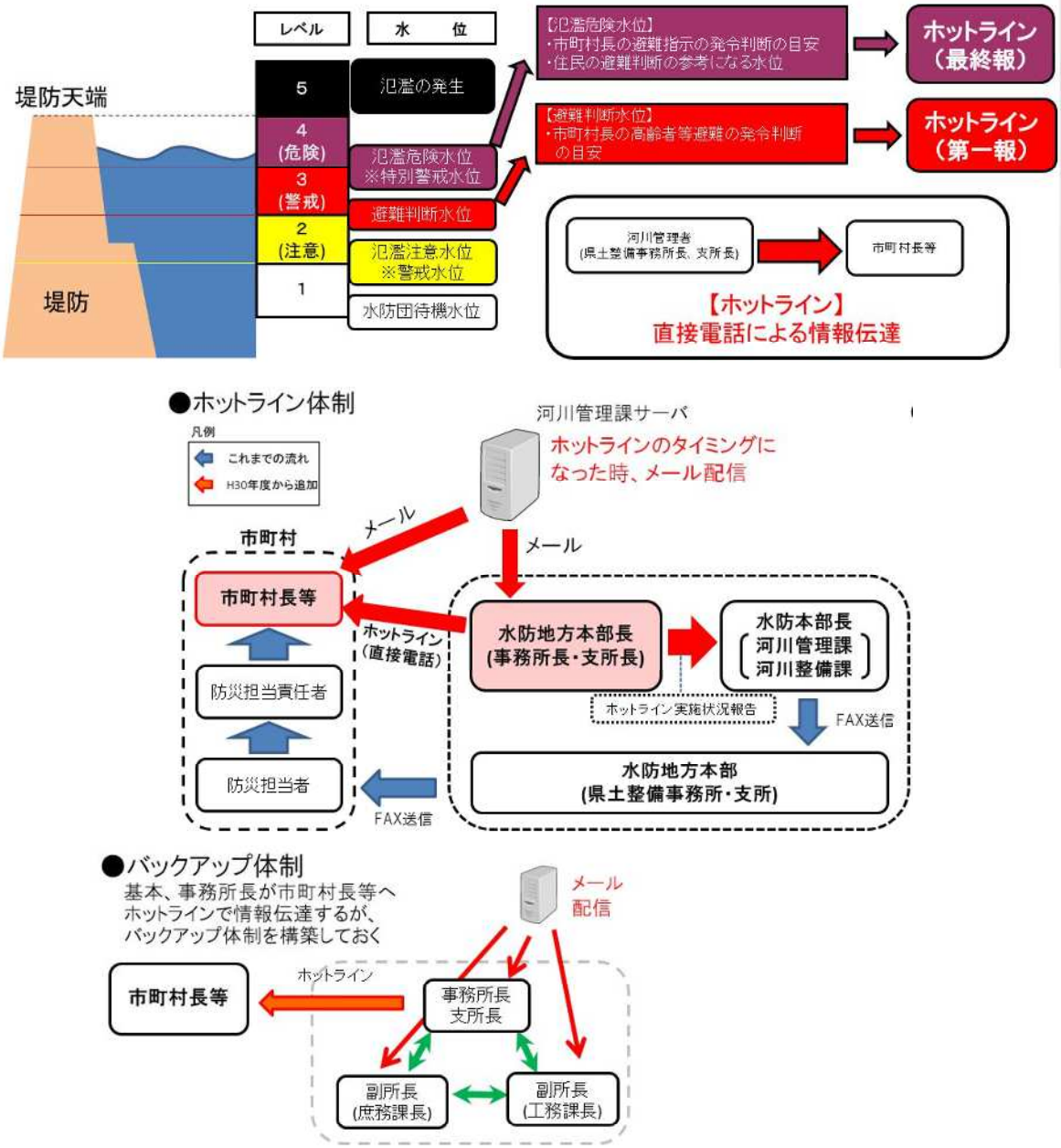

図Ⅲ.2.2　携帯端末やインターネットを用いた県による水位情報の周知方法

（出典：福岡県資料）

【本編図表】

第３．高潮の警報・注意報の情報

■高潮に関する防災気象情報の活用について

高潮によって命に危険が及ぶ（避難行動が必要となる）タイミングとエリアの考え方については、「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月改定、令和４年６月更新）」（以下「ガイドライン」）において具体的に示されている。

発表された高潮注意報に夜間～翌日早朝までに「高潮警報に切り替える可能性が高い」と記載されている場合には、予想最高潮位（高潮の高さ）を確認した上で、その前の夕方の時点で必要な避難行動をとることを検討する。自治体から避難指示等が発令されたときには、速やかに必要な避難行動をとる。

図Ⅲ.2.3　高潮に関する防災気象情報を活用した避難行動

※「避難情報に関するガイドライン」」（内閣府）に基づき気象庁において作成

（出典：気象庁ホームページ）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第４項　土砂災害に関する警戒情報

第３．土砂災害警戒情報の発表・解除基準およびその情報内容

２．土砂災害警戒情報の発表方法

表Ⅲ.2.4　県と福岡管区気象台による土砂災害警戒情報の発表文例

最初に作成する情報	【警戒対象地域】○○市、△△町、××村 今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の雨量は多いところで60ミリです。
警戒対象市町村が拡大する場合の情報 《対象地域拡大》	【警戒対象地域】○○市、△△町、××村 《対象地域拡大》 降り続く大雨のため、今後2時間以内に土砂災害の危険度の非常に高い地域が△△町に広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。
土砂災害の危険度が極めて高い状態の場合の情報 《極めて高い危険度》	【警戒対象地域】○○市、△△町、××村 《極めて高い危険度》 降り続く大雨のため、○○市では、過去数年間で最も土砂災害の危険度が高まっています。この他、△△町でも、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。 警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。
大雨の峠は越えたが、先行降雨により地盤が緩んでおり、土砂災害の危険度の高い状態が持続する場合の情報 《危険度継続中》	【警戒対象地域】○○市、△△町、××村 《危険度継続中》 大雨に峠は越えましたが、これまでの総雨量は多いところで300ミリに達しており、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いています。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで10ミリです。
一部の市町村を解除する情報 《一部警戒解除》	【警戒対象地域】○○市、△△町、××村 【警戒解除地域】□□市、▽▽町 《一部警戒解除》 ○○市、△△町では、大雨のため引き続き土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒して下さい。警戒対象市町での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。
解除に相当する情報 《全警戒解除》	【警戒対象地域】○○市、△△町、××村 《全警戒解除》 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりました。

（出典：福岡管区気象台 HP）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第１項　災害情報の収集

第２．災害情報の収集計画

２．復旧対策班を中心とした町所管施設等の公共施設に対する被害調査

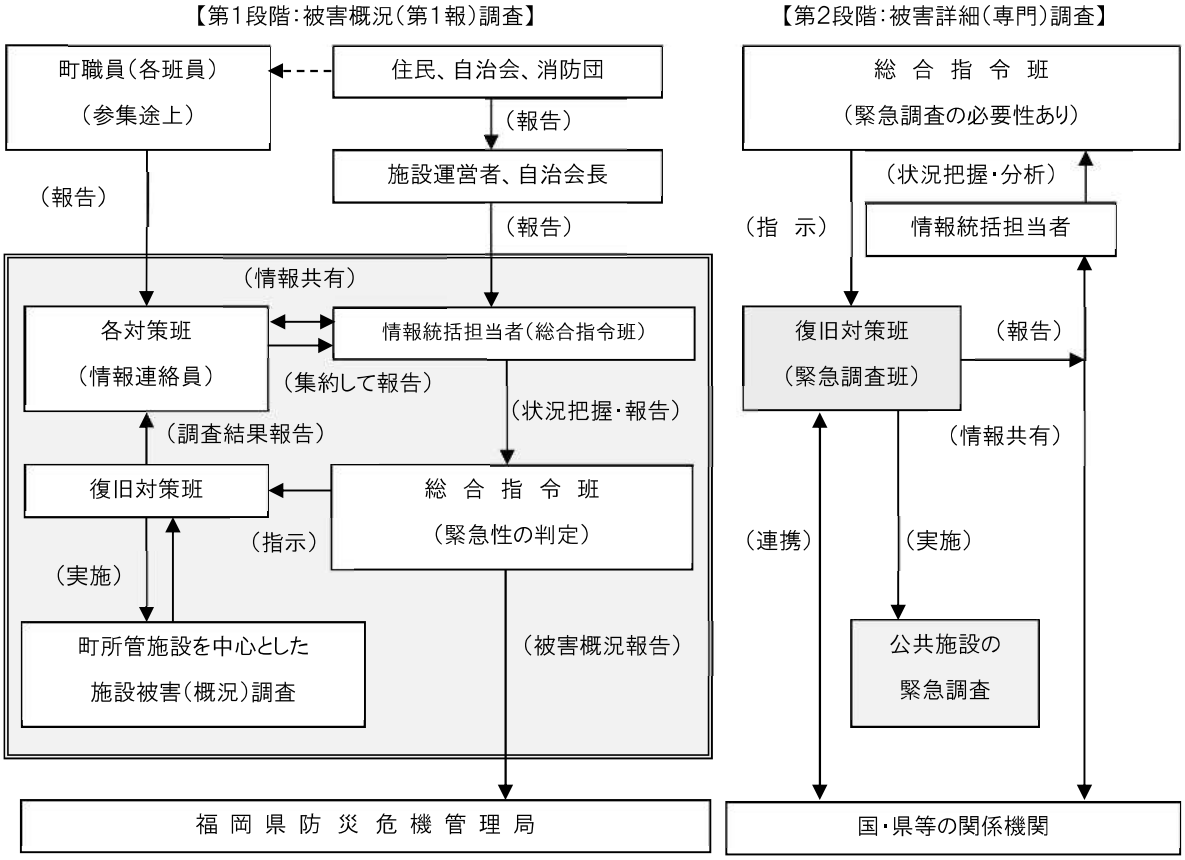

図Ⅲ.2.4　被害調査の流れ

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第３項　被害情報の報告基準

第２．県への報告要領

２．報告要領と報告責任者

表Ⅲ.2.5　災害報告要領の区分と責任者など

区　分	責 任 者	様　式	摘　　要
(1)災害概況 および被害状況即報 【即 報】	町長(本部長) 総合指令班長	様式第1号 様式第2号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、または避難が行われた場合に、ただちに災害概況即報(様式第１号)を県防災行政無線、または電話(ファクシミリを含む)をもって報告する。 以後、あらたに被害が発生した場合、または被害が増大した場合においては、その都度遅滞なく様式第2号を提出する。 前記報告のほか、判明した被害状況については様式第２号に掲げる事項をすみやかに報告し、以後は毎日、定められた時間までに報告する。
(2)災害概況詳報 【詳 報】	町長(本部長) 総合指令班長	様式第2号 様式第3号	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に様式第２号または第３号にて報告する。
(3)被害状況確定報告 【確定報告】	町長(本部長) 総合指令班長 各部門別 担当班長	様式第2号 様式第3号 各部門別の様式	応急対策を終了したとき、または町災害対策本部を解散した日から 15 日以内に様式第2号または様式第3号を前項に準じて提出する。 確定報告は、即報および詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであり、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第１節　防災気象情報等伝達計画

第３項　被害情報の報告基準

第２．県への報告要領

５．県への被害状況報告系統

表Ⅲ.2.5.1　県への被害状況報告系統（その１）

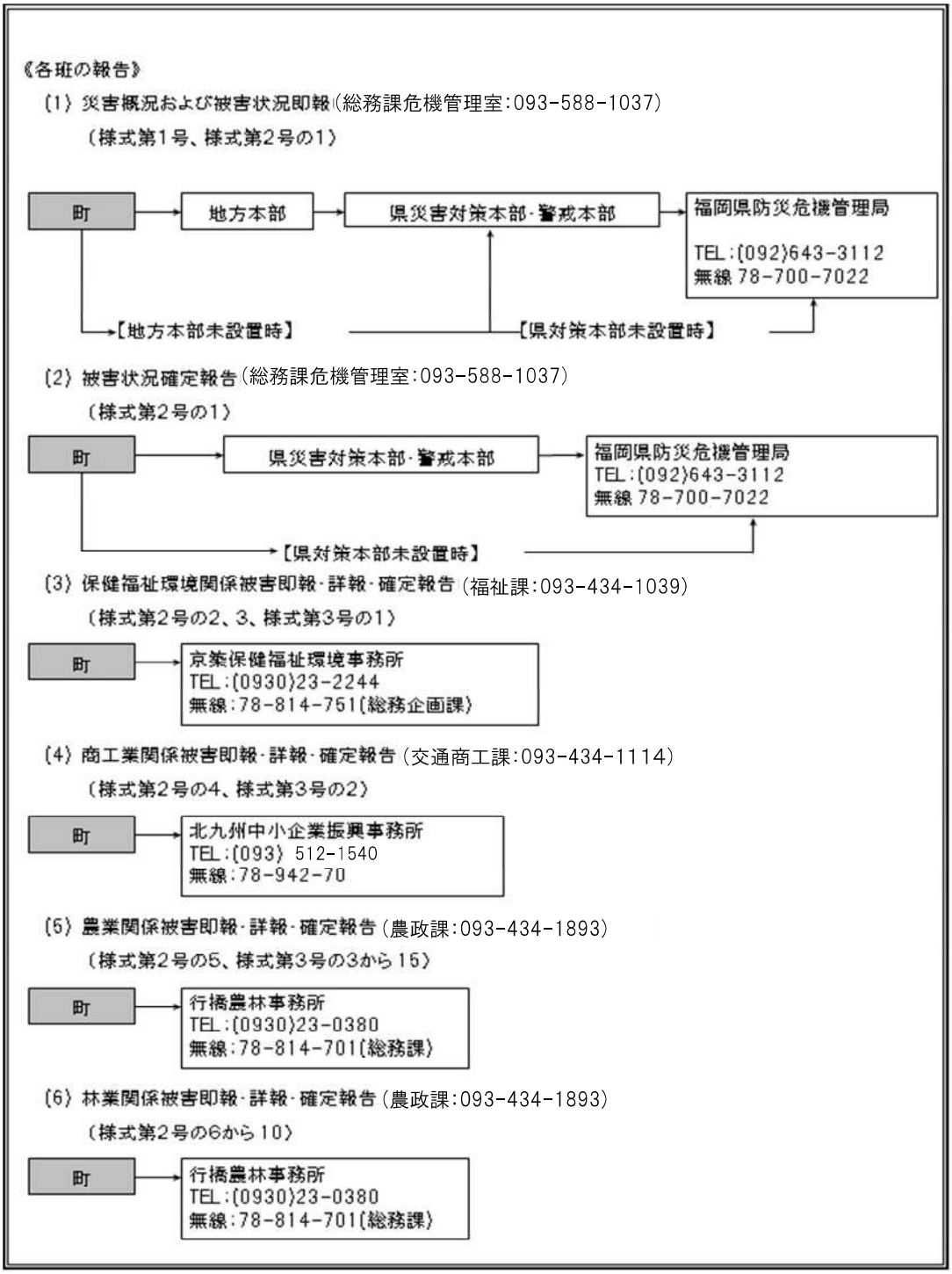

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第２節　被害情報等収集伝達計画

第３項　被害情報の報告基準

第２．県への報告要領

５．県への被害状況報告系統

表Ⅲ.2.5.2　県への被害状況報告系統（その２）

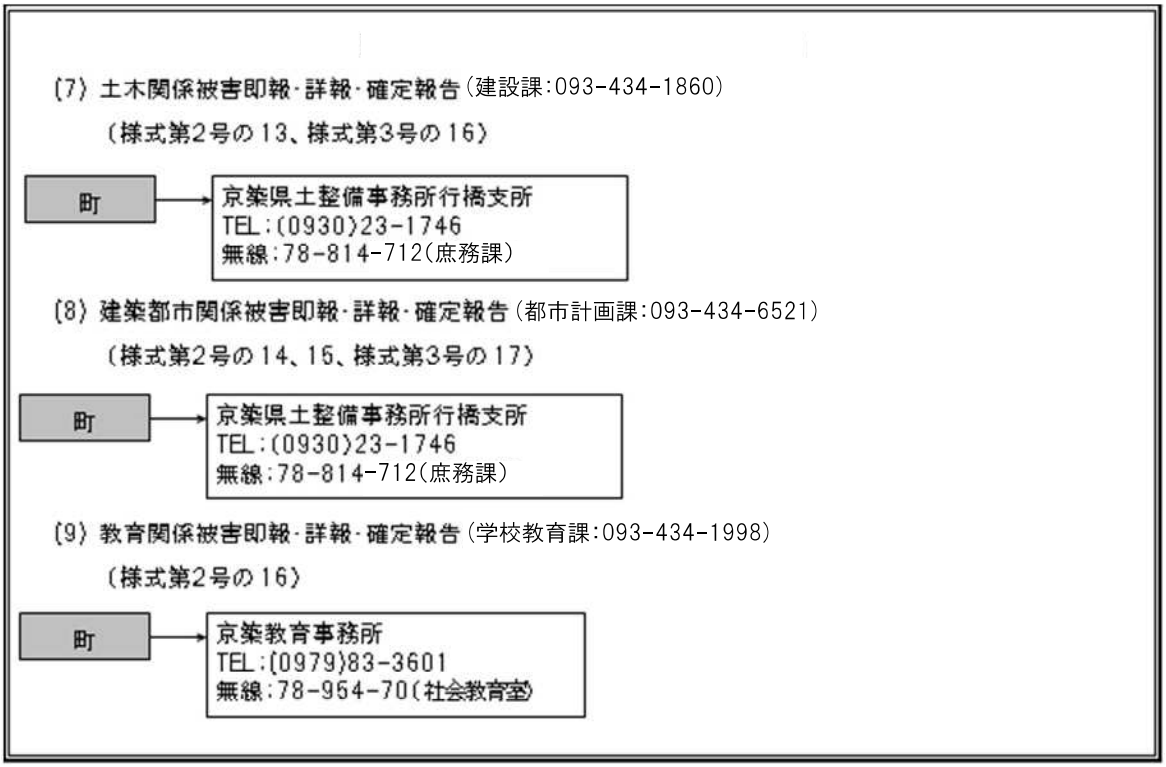

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第３節　広報・広聴計画

第１項　広報の実施方法

第１．広報内容

表Ⅲ.2.6　災害時における状況変化と必要とされる情報の概要

ステージ		必要情報の種別	情報の内容
前兆観測予報・警報 →	平常期	防災教育関連	どういう災害が起きやすいか、起きたらどう行動すべきか
		防災対策実施状況	災害予防対策はどうなっているか
	警戒期	予知・予測情報	いつ、どこで、どういう災害が起きる危険性があるか
		避難準備情報	起きた場合どこに逃げるか、避難はどうやってするか
災害発生 →	発災期	災害情報	どういう災害が起きたか、起きる可能性があるか
		行動指示情報	どこが危険か、災害が起きた場合どう行動すればよいか
		被害情報	どこでどういう被害が発生しているか
		救助・救援情報	どこに避難するか、怪我をした場合どこへ行けばよいか
		安否情報	家族は無事か、どこにいるか
		治安情報	警戒区域内の防犯等はどうなっているか
		応急対策情報	どういう対策がられているか
初動完了 →	復旧・復興期	生活情報	配給はどうなっているか、道路はどうなっているか
		復旧対策情報	どういう対策が行われているか
		復興支援情報	生活・事業支援策はどうなっているか

※廣井脩編著(2004):「災害情報と社会心理」を参考に作成

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第３節　広報・広聴計画

第２項　災害時の放送要請

第１．災害時の放送要請

２．緊急警報放送の要請手続きの流れ

表Ⅲ.2.6.11　町から県（窓口：県防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
ア）県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7022(防災企画係) 700-7023（消防係） 700-7500（県災害対策本部設置時のみ）	ア）県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027(宿直室) 700-7020～7025 （消防防災指導課事務室、宿直室応答可） 700-7500（県災害対策本部設置時のみ）
イ）一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112(防災企画係) 092-643-3986 （県災害対策本部設置時のみ）	イ）一般加入電話 092-641-4734(宿直室切替) 092-643-3986 （県災害対策本部設置時のみ）
備考　□　内の電話を優先使用する。	

表Ⅲ.2.6.2　県、町からＮＨＫ福岡放送局、北九州放送局への要請

ア）一般加入ファックス **福岡放送局**　092-781-4270　092-771-8579 **北九州放送局**　093-591-8051
イ）県防災行政無線電話《発信番号 78-》982-70
ウ）一般加入電話　**福岡放送局**　092-741-7557　092-741-4029 **北九州放送局**　093-591-5002

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第４節　避難計画

第１項　高齢者等避難・避難指示等の発令並びに伝達

第４．避難指示等の伝達

１．避難指示等の伝達内容

表Ⅲ.2.6.1　高齢者等避難

条　件	1)大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、高齢者等、避難行動に時間を要する者の避難が必要と判断されるとき。 2)河川がはん濫注意水位を突破し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 3)近隣で土砂災害の前兆現象が発見されたとき
伝達内容	1)発令日時・発令者 2)避難すべき理由 3)危険度（危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など） 4)対象地域・対象者 5)避難所、避難場所 6)避難の際の注意事項
住民に求める行動	1)要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への行動を開始する（避難支援者は支援行動を開始）。 2)上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備や、自主避難を開始する。

高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例

こちらは、苅田町役場です。
ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して、高齢者等避難を発令しました。
お年寄りや障がいのある方など避難に時間がかかる方は、ただちに〇〇公民館へ避難してください。
その他の方も避難準備や自主避難をはじめてください。
（その他、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第４節　避難計画

第１項　高齢者等避難・避難指示等の発令並びに伝達

第４．避難指示等の伝達

１．避難指示等の伝達内容

表Ⅲ.2.6.2 避難指示

条　件	1)河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき 2)土砂災害警戒情報が発表され、また近隣で山崩れや地すべり、土石流等の土砂災害前兆現象が発見されたとき 3)河川の上流地域が水害を受け、下流地域にも危険が切迫したとき 4)その他、人命保護の観点からただちに避難を要すると認められるとき
伝達内容	1)発令日時・発令者　2)避難すべき理由・危険度 3)危険度（危険性の内容、発災時期、予想される被災状況など） 4)対象地域・対象者　5)避難所・避難場所 6)避難経路（危険な経路もあわせて伝達するのが望ましい） 7)避難の時期(開始・完了時期) 8)注意事項　9)本件担当者、連絡先等
住民に求める行動	1)通常の避難行動ができる者は、指定された避難所等への避難を開始する。 2)そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

避難指示（緊急）の伝達文（住民あて）の例

苅田町長の〇〇です。
ただいま、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。
（〇〇地区の堤防が決壊し／〇〇川が危険水位を突破し）大変危険な状況です。
避難中の方はただちに〇〇公民館や〇〇小学校への避難を完了してください。
十分な時間がない方は、お近くの高いコンクリート建物等に避難するなど、生命を守る最低限の行動をとってください。
また、がけの下にお住まいの方は、山側の居室には退避しないでください。
渓流や谷では土石流発生の恐れがあります。
避難の際は出来るだけ川や谷は横切らないでください。
なお、浸水（冠水）や崖崩れ（土石流）により、〇〇道や〇〇橋は通行できません。

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第４節　避難計画

第４項　要配慮者等を考慮した避難対策

第２．要配慮者の避難誘導対策

２．避難指示等の発令・伝達

(1) 要配慮者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れ（イメージ）

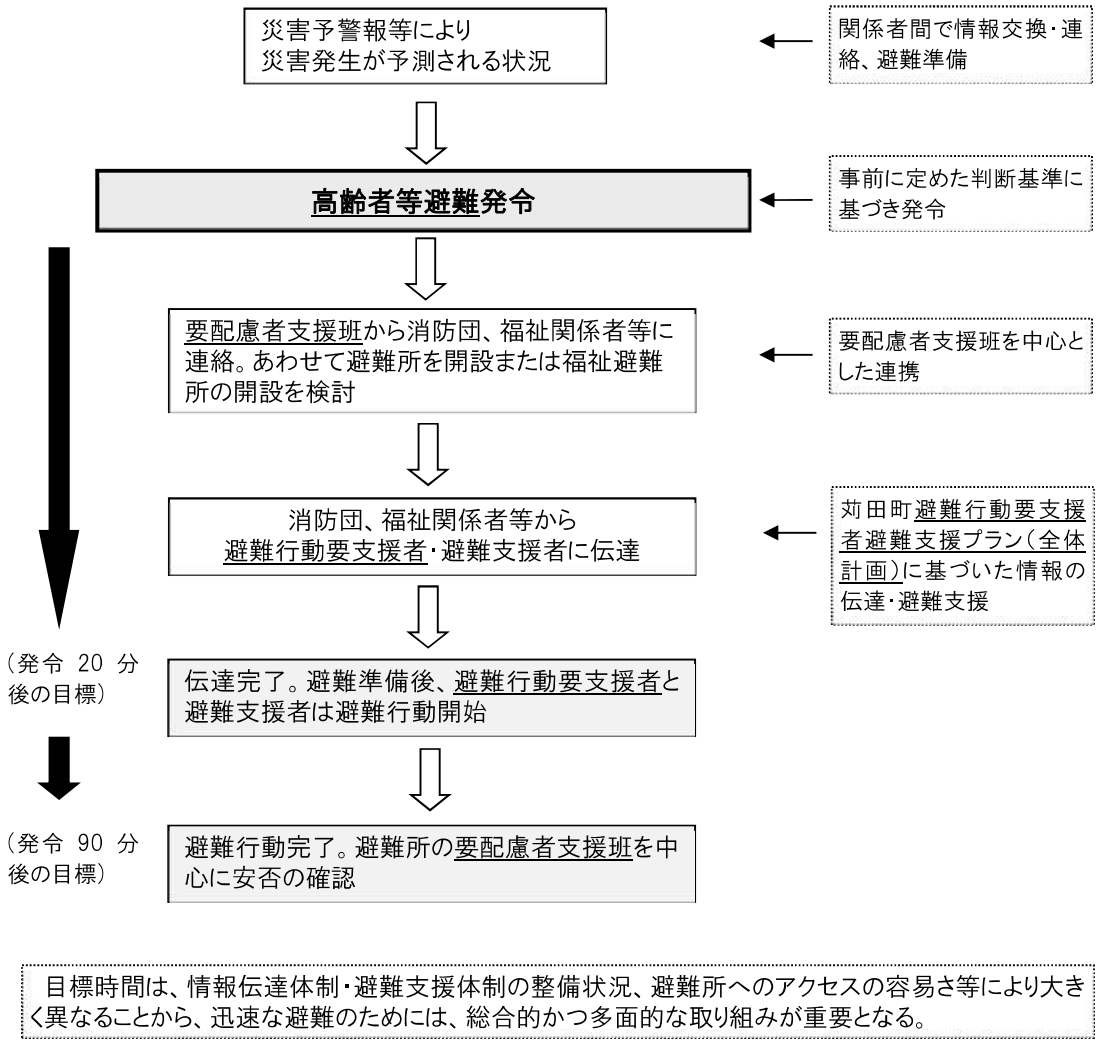

図Ⅲ.2.5　要配慮者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れ（イメージ）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第４節　避難計画

第４項　要配慮者等を考慮した避難対策

第３．避難所等における要配慮者の支援対策

１．「要配慮者」対応窓口の設置

表Ⅲ.2.6.2.1　避難所での「要配慮者」対策（案）

【構 成】

要配慮者対策は、要配慮者支援班や避難誘導班等が中心となり、自治会や自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等の諸協力を得つつ実施する。例えば、医療防疫班との連携により次のような者（有資格者、経験者も含む）をチームとして編成することも考えられる。

(1)保健・医療関係者：小中学校の養護教諭や学校医、被災地居住の保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー 等

(2)地域福祉関係者：民生委員・児童委員、地域福祉推進委員 等

【業務例】

・ 避難所における要配慮者対応窓口の設置、要配慮者からの相談対応
・ 避難所における要配慮者の避難状況の確認、未確認者の確認
・ 避難所内・外における要配慮者の状況・要望（ニーズ）の把握
・ 要配慮者への確実な情報伝達、資材物資班と連携した支援物資の提供、「福祉避難室」（仮称）の確保を含めた要配慮者に配慮したスペースの提供
・ 心理的な圧迫感から精神的・体調的に変調をきたすおそれがある要配慮者の福祉避難所への移送計画の検討
・ 対応できない要配慮者のニーズについて、各班への追加支援要請
・ 避難所において活動する保健師、看護師、ボランティア等との情報共有・連携 等

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第５節　水防計画

第１．水防計画

３．水位、雨量、潮位の観測

(1) 水防警報河川・水位情報周知河川における基準水位

表Ⅲ.2.7　水防警報河川・水位情報周知河川における基準水位

河川名	観測所名	観測所の位置	水防団待機水位	氾 濫注意水位	避難判断水位	氾 濫危険水位	備考
小波瀬橋	木ノ元橋	苅田町上片島 字上袋尻	3.15m	3.40m	3.74m	3.82m	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
長峡川＊	上稗田橋	行橋市上稗田字川向82-1	2.15m	2.49m	2.62m	2.92m	ﾃﾚﾒｰﾀｰ

＊長峡川については、関係水防管理団体は行橋市、みやこ町となっている。

（出典：令和４年度福岡県水防計画書）

表Ⅲ.2.7.1　重要水防箇所（河川）

No	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			重要度	予想事態	対水防工法	備考
					市町村	大字	キロ杭位置				
1	長峡川	小波瀬川	左 右	500 1,400	苅田町	下片島 行事８丁目	木ノ元橋から一つ橋まで 猪熊橋から天神橋まで	A	溢水	積み土俵工	
2	長峡川	白川	左 右	1,300 1,300	苅田町	岡崎 稲光	帯田橋から落合橋まで	A	溢水	積み土俵工	
3	長峡川	白川	左 右	1,700 1,700	苅田町	岡崎 山口	落合橋から岩田橋まで	B	溢水	積み土俵工	

県地域防災計画書　災害危険箇所編　令和３年12月修正

表Ⅲ.2.7.2　重要水防箇所（海岸）

No.	沿岸名	海岸名	重要水防区域				重要度	予想される事態	摘要
			延長(m)	地先名					
				市町村	大字				
1	豊前豊後	白石海岸	樋門２箇所 966	苅田町	白石		C	越波	

県地域防災計画書　災害危険箇所編　令和3年12月修正

【本編図表】

第１．水防計画

３．水位、雨量、潮位の観測

表Ⅲ.2.7.3　災害危険河川区域

No.	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			備考
					市町村	大字	キロ杭位置	
1	長峡川	小波瀬川	左	30	苅田町	二崎	小波瀬橋直下流	
2	長峡川	小波瀬川	右	75	苅田町	上片島	片島堰下流	
3	長峡川	小波瀬川	左	20	苅田町	上片島	天神橋直上流	
4	長峡川	小波瀬川	右	50	苅田町	岡崎	岡崎橋下流	
5	長峡川	白川	左	190	苅田町	鋤崎	帯田橋上流	
6	長峡川	白川	右	30	苅田町	谷	水通し橋下流	
7	長峡川	白川	右	39	苅田町	稲光	半田井堰下流	
8	長峡川	箕田川	右	39	苅田町	稲光	古川井堰上流	
9	長峡川	箕田川	右	102	苅田町	稲光	古川井堰上流 ～明神橋下流	
10	長峡川	箕田川	左 右	55 55	苅田町	稲光	明神橋上流	
11	長峡川	箕田川	左	21	苅田町	稲光	芝原橋下流	
12	長峡川	箕田川	左	18	苅田町	稲光	芝原橋下流	
13	長峡川	箕田川	左	18	苅田町	稲光	芝原橋下流	
14	長峡川	箕田川	左	18	苅田町	稲光	夜泣井堰下流	

県地域防災計画書　災害危険箇所編　令和3年12月修正

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第５節　水防計画

第１．水防計画

３．水位、雨量、潮位の観測

(2) 雨量・潮位観測

表Ⅲ.2.8　雨量・潮位観測

【雨量観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所　管	所在地	備考
1	殿川	―	苅田町	福岡県京築県土整備事務所行橋支所【県砂防課および苅田町】	富久町 1-19-1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ
2	その他	―	空港北町	気象庁	北九州空港内	ｱﾒﾀﾞｽ
3	その他		苅田北九州空港	西日本高速道路株式会社	京都郡苅田町	
4	その他	―	苅田駅	九州旅客鉄道株式会社	京都郡苅田町提3434	

【水位観測所】

No.	水系名	河川名	観測所名	所　管	所在地	備考
1	長峡川	小波瀬川	木ノ元橋	福岡県京築県土整備事務所行橋支所【県河川課】	上片島字上袋尻	ﾃﾚﾒｰﾀｰ

【潮位・波高観測所】

No.	緯度	経度	観測所名	所　管	所在地	備考
1	33° 47’	131° 04’	苅田港	国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所	苅田町港町 28-2	ﾌﾛｰﾄ式【ﾅｳﾌｧｽ】

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第５節　水防計画

第１．水防計画

５．水防信号（水防法第20条）

表Ⅲ.2.9　水防信号

類	説　明	
	警　鐘　信　号	サ イ レ ン 信 号
出動信号（第一）	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	
	● 休止 ● 休止 ● 休止	(約５秒)(約15秒)(約５秒)(約15秒)(約５秒) ●ー　休止　●ー　休止　●ー
出動信号（第二）	関係職員および消防機関に属するものが出動すべきことを知らせるもの	
	●-●-●　●-●-●　●-●-●	(約５秒)(約６秒)(約５秒)(約６秒)(約５秒) ●ー　休止　●ー　休止　●ー
協力信号（第三）	町内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	
	●-●-●-●　●-●-●-●　●-●-●-●	(約10秒)(約５秒)(約10秒)(約５秒)(約10秒) ●ー　休止　●ー　休止　●ー （同様に）
避難信号（第四）	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	
	乱　打	（約１分）　（約５秒）　（約１分） ●ー　休止　●ー （同様に繰り返す）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 10 節　給水計画

第１項　給水計画

第１．給水目標

表Ⅲ.2.10　給水目標値の設定例

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3 日間	3 ﾘｯﾄﾙ/人・日	概ね 1km 以内	飲料水(生命維持のための用水)
10 日間	20 ﾘｯﾄﾙ/人・日	概ね 250m 以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21 日間	100 ﾘｯﾄﾙ/人・日	概ね 100m 以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28 日間	約 250 ﾘｯﾄﾙ/人・日	概ね 10m 以内	自宅での入浴・洗濯
29 日目以降	通　水	―	被災前と同水準

（出典：地域防災計画データ総覧：(財)消防科学総合センターほか総務省消防庁 HP）

第１項　給水計画

第２．給水活動

1) 給水方法

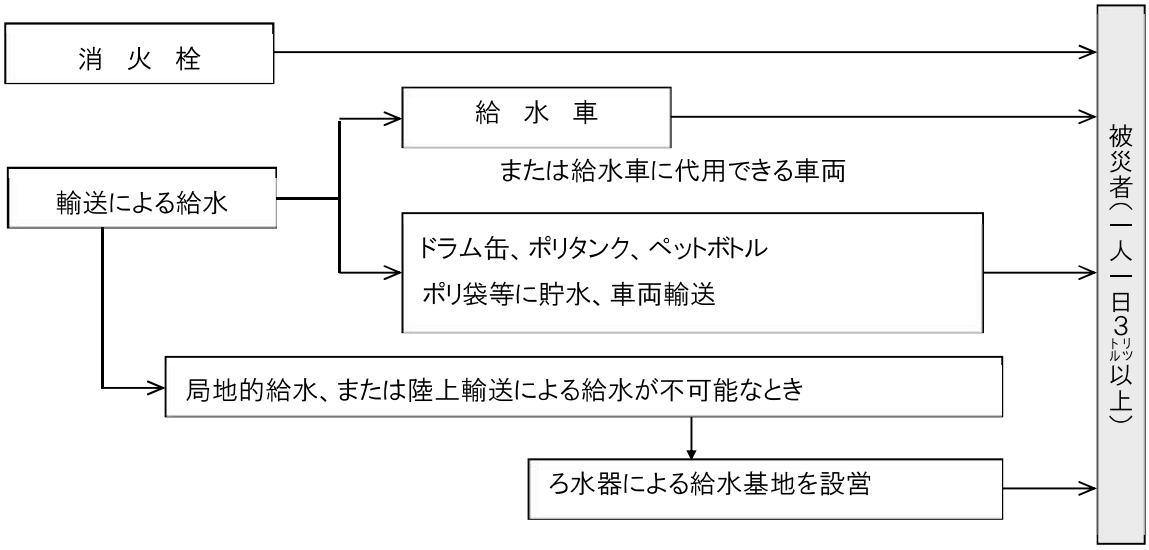

図Ⅲ.2.6　給水方法

【本編図表】

第２項　災害救助法に基づく措置

第１．災害救助法に基づく処置

表Ⅲ.2.11　給水量等の基準

給水の条件	給水量の基準	備　考
(1)飲料水の確保が困難なとき	１人１日あたり3㍑	飲料水のみ
(2)飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水14㍑	洗面、食器洗い
(3)感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20㍑	(2)＋洗濯用水
(4)(3)の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35㍑	(3)＋入浴用水

（出典：災害救助法の運用と実務）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第 11 節　食料供給計画

第１．食料の給与および炊き出し方法
２．食料の給与

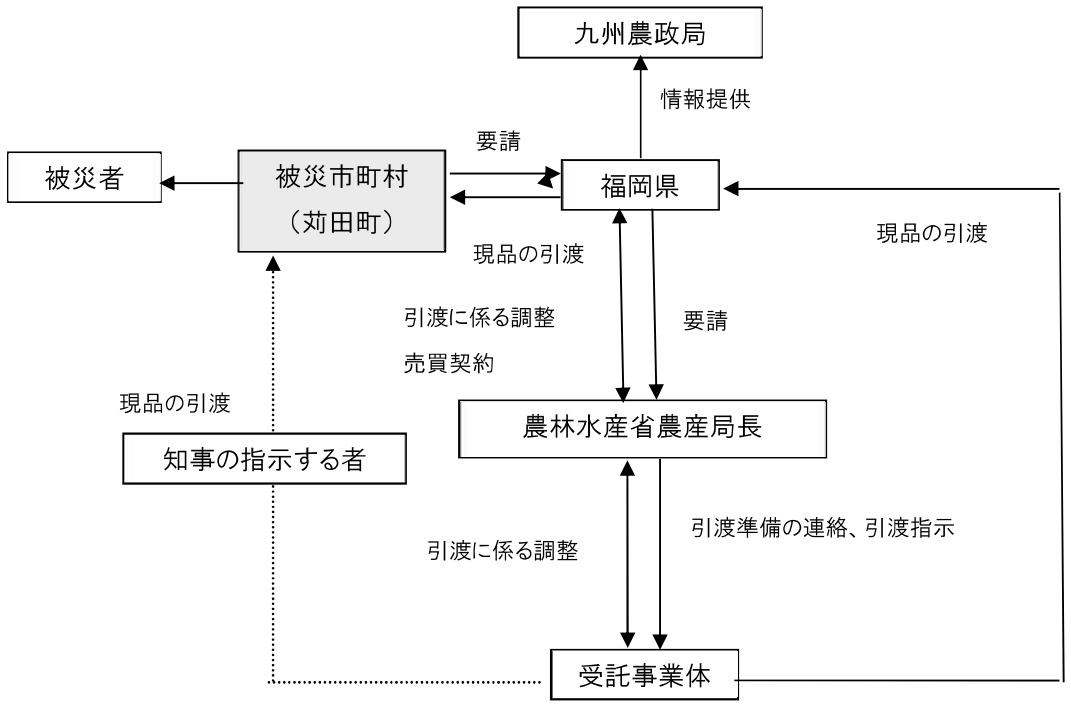

図Ⅲ.2.7　米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく災害救助用米穀の引渡しの流れ
（災害救助法が発動された場合に適用）

① 県は市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合には、農林水産省農産局長に米穀の引渡しに関する要請を電話するとともに、FAX またはメールで連絡し、その後すみやかに災害救助用米穀の引渡要請書を農産局長に対して提出する。

② 市町村が直接、農産局長に連絡した場合には、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

③ 農産局長は要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体および都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

④ 調整終了後、農産局長は県と売買契約を締結し、その後すみやかに受託事業体に米穀供給の指示および納入告知書の発行手続きを行う。

⑤ 農産局長から指示を受けた受託事業体は指示された内容にしたがい、県に政府所有米穀を引き渡す。

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第 11 節　食料供給計画

第１．食料の給与および炊き出し方法

２．食料の給与

表Ⅲ.2.12　応急配給に関する数量

配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	町長 ↓ 県知事 ↓ 農政事務所長	１人１食あたり 200g の範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	１人１日あたり 400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	１人１食あたり 300g の範囲内で県知事が定める数量

（出典：災害救助法の運用と実務）

第１．食料の給与および炊き出し方法

４．炊き出し計画

表Ⅲ.2.13　炊き出しの期間および注意点

期　間	①一般災害は町長が必要と認める期間 ②救助法適用の場合は災害発生の日から７日以内（期間延長あり）
注意点	①応急対策要員に対する炊き出しと被災者に対する炊き出しは区別する。 ②食料や原材料、使用水の衛生管理には十分に注意する。 ③配分漏れ、重複支給がないように公平性をもって配給する。 ④食品アレルギーを持つ避難者、持病による食事制限を指示されている避難者に対しては、事前に原材料などを示しておき、発病を抑制する。 ⑤避難行動要支援者に対する配給は、支援者とよく相談して配給する。

（出典：災害救助法の運用と実務）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 12 節　生活必需品等供給計画

第２．災害救助法に基づく措置

(4) 配給方法

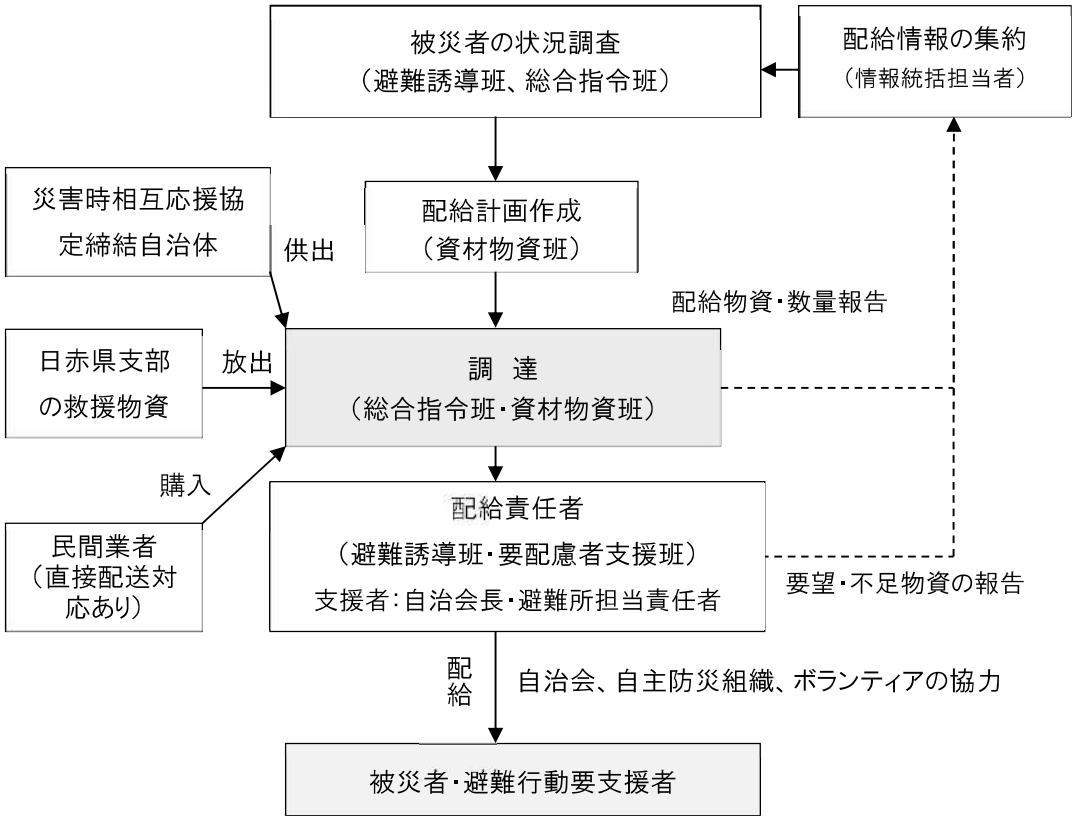

図Ⅲ.2.8　生活必需品等の配給の流れ

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 12 節　生活必需品等供給計画

第２．災害救助法に基づく措置

(4) 配給方法

表Ⅲ.2.14.1　食料･生活必需品備蓄状況

令和 4 年 9 月 1 日現在

種別	品名	本庁	避難所	1箱の容量	合計		備考
①飲料水	ミネラルウォーター	20 箱		2ℓ×6 本	240	ℓ	賞味期限:2023.6.15
①飲料水	ミネラルウォーター		46 箱	2ℓ×6 本	552	ℓ	賞味期限:2023.12
①飲料水	ミネラルウォーター	4 箱		2ℓ×6 本	48	ℓ	賞味期限:2025.11
①飲料水	ミネラルウォーター	5 箱	50 箱	500 ㎖×24 本	660	ℓ	賞味期限:2026.2
①飲料水	ミネラルウォーター	6 箱		2ℓ×6 本	72	ℓ	賞味期限:2026.7.14
①飲料水	ミネラルウォーター	10 箱		500 ㎖×24 本	120	ℓ	賞味期限:2027.4.30
①飲料水	ミネラルウォーター	1 箱		500 ㎖×24 本	12	ℓ	賞味期限:2028.2
①飲料水	ミネラルウォーター	29 箱	354 箱	500 ㎖×24 本	4,596	ℓ	賞味期限:2028.3.25
				計	6,300	ℓ	

種別	品名	本庁	避難所	1箱の容量	合計		備考
②食料	ベビーフード(和風弁当 60g)	2 箱		32 個	64	食	賞味期限:2023.7.24
②食料	ベビーフード(牛すき焼丼)	2 箱		12 個	24	食	賞味期限:2023.8.10
②食料	ベビーフード (野菜たっぷりナポリタン)	2 箱		12 個	24	食	賞味期限:2023.9.4
②食料	液体ミルク(240 ㎖)	4 箱		24 缶	96	食	賞味期限:2023.8
②食料	保存用乾パン	3 箱		60 食	180	食	賞味期限:2022.12
②食料	クッキー(SUPERー BALANCE6YEARS)	19 箱		20 袋	380	食	賞味期限:2024.5.23
②食料	米粉クッキー		5 袋	100 食	500	食	賞味期限:2030.3
②食料	カンパン	1 箱		24 缶	24	食	賞味期限:2025.12
②食料	ビスケット	1 箱		24 缶	24	食	賞味期限:2026.2
②食料	クラッカー	1 箱		24 缶	24	食	賞味期限:2026.3
②食料	プレーン(パン)	20 箱	40 箱	50 袋	3,000	食	賞味期限:2027.12
②食料	ビスケット	20 箱	30 箱	60 袋	3,000	食	賞味期限:2027.10
②食料	白飯(水必要)	2 箱		50 袋	100	食	賞味期限:2024.8
②食料	白飯(水必要)	1 箱		10 袋	10	食	賞味期限:2026.5
②食料	白飯(水不要)		10 箱	50 袋	500	食	賞味期限:2027.8
②食料	わかめご飯(水必要)	1 箱		25 食	25	食	賞味期限:2025.3
②食料	ドライカレー(水必要)	1 箱		10 袋	10	食	賞味期限:2026.4
②食料	五目ごはん(水必要)	1 箱		10 袋	10	食	賞味期限:2026.5
②食料	和風リゾット(スプーン付)	2 箱		25 袋	50	食	賞味期限:2025.11.29
②食料	和風リゾット(スプーン付)	2 箱		25 袋	50	食	賞味期限:2026.4.11
②食料	イタリアンリゾット(スプーン付)	2 箱		25 袋	50	食	賞味期限:2025.12.3
②食料	イタリアンリゾット(スプーン付)	2 箱		25 袋	50	食	賞味期限:2026.4.10
②食料	洋風リゾット(スプーン付)	2 箱		25 袋	50	食	賞味期限:2025.12.2
②食料	洋風リゾット(スプーン付)	2 箱		25 袋	50	食	賞味期限:2026.4.10
②食料	コーンピラフ		5 箱	50 個	250	食	賞味期限:2030.2
②食料	カレー	1 箱		30 食	30	食	賞味期限:2026.8
②食料	ようかん	19 箱		5 本	95	食	賞味期限:2026.5.15
②食料	ようかん	10 箱	20 箱	100 本	3,000	食	賞味期限:2027.12.3
②食料	おにぎり(醤油味)	22 箱		25 個	550	食	賞味期限:2027.8
②食料	おにぎり(鮭)	2 箱	10 箱	50 袋	600	食	賞味期限:2027.11
②食料	おにぎり(わかめ)	2 箱	10 箱	50 袋	600	食	賞味期限:2027.11
②食料	おにぎり(昆布)	4 箱	10 箱	50 袋	700	食	賞味期限:2027.11
②食料	おにぎり(五目おこわ)	2 箱	10 箱	50 袋	600	食	賞味期限:2027.11

【本編図表】

令和４年９月１日現在

種別	品名	本庁	避難所	計
③避難所用	マット(スポンジマット)	8 枚		8 枚
③避難所用	防災マット 6345(10 枚　0.8m×1.9m×4 箱)	40 枚		40 枚
③避難所用	災害用カーペット　(90 ㎝×190 ㎝　15 枚)3 箱+5 枚	50 枚		50 枚
③避難所用	エアーマット	40 枚	160 枚	200 枚
③避難所用	サバイバルシート	100 枚		100 枚
③避難所用	エマージェンシーシート	310 枚		310 枚
③避難所用	簡易トイレ(5個入×2箱)＋9個	14 台	5 台	19 台
③避難所用	簡易トイレ(プラダン組立トイレ)	5 台	39 台	44 台
③避難所用	トイレ凝固剤、処理袋セット	1,060 個		1,060 個
③避難所用	非常用緊急トイレセット (ちく便袋 100 枚、チャック式袋 10 枚、凝固剤 100 包、 トイレットペーパー4ロール、おしりふき2パック、 ウェットティッシュ 10 パック)	2 セット		2 セット
③避難所用	段ボールベッド	7 個	99 個	106 個
③避難所用	福祉避難所用折りたたみベッド		3 台	3 台
③避難所用	座椅子		2 台	2 台
③避難所用	クイックシェルター(マット付)	3 個	8 個	11 個
③避難所用	防災用マルチルーム	2 個	6 個	8 個
③避難所用	エコスペース(ダンマット付)	2 セット		2 セット
③避難所用	投光器		7 台	7 台
③避難所用	投光器スタンド		4 脚	4 脚

種別	品名	本庁	避難所	計
④災害対策用	懐中電灯	19 個		19 個
④災害対策用	発電機	12 台		12 台
④災害対策用	発電機(YAMAHA　EF1800ｉS)　医療用	1 台		1 台
④災害対策用	携行缶　(10ℓ)	12 個	2 個	14 個
④災害対策用	パワームーバー (電気自動車の蓄電能力を活用し電力の供給を行う装置)	1 台		1 台
④災害対策用	ヘルメット	80 個		80 個
④災害対策用	アコーディオンブース	11 セット	5 セット	16 セット
④災害対策用	プラスチックダンボールパーティション	60 組		60 組
④災害対策用	段ボールパーティション	60 枚		60 枚
④災害対策用	LED ランタン	5 個		5 個
④災害対策用	手動式人工呼吸器　(大人用･子供用)	2 個		2 個
④災害対策用	救急箱	2 個		2 個
④災害対策用	給水袋　3ℓ	300 袋		300 袋
④災害対策用	給水袋　6ℓ	5,000 袋		5,000 袋
④災害対策用	寝袋	12 枚		12 枚

【本編図表】

令和４年９月１日現在

種別	品名	本庁	避難所	計
⑤感染対策用	フェイスシールド	34 枚	30 枚	64 枚
⑤感染対策用	N95 マスク （本庁：20 枚×150 箱）（避難所：各 50 枚）	3,000 枚	250 枚	3,250 枚
⑤感染対策用	サージカルマスク	35,550 枚	500 枚	36,050 枚
⑤感染対策用	マスク（うつさんぞう 30 枚　かからんぞう 70 枚）	100 枚		100 枚
⑤感染対策用	マスク（女性用・子供用）3枚入×10 箱×18 箱　540 枚 サージカルマスク（女性用）50 枚入×11 箱　550 枚	1,090 枚		1,090 枚
⑤感染対策用	ゴーグル	14 個		14 個
⑤感染対策用	防護服（XXL7枚　XL29 枚　L30 枚　M76 枚　S30 枚）	172 枚		172 枚
⑤感染対策用	シューズカバー （10 足×3 袋）	30 枚		30 枚
⑤感染対策用	スプレースポット（自動の手指消毒）	5 台		5 台
⑤感染対策用	手指消毒液　1ℓ×12 本　詰替 5ℓ×6 本	42ℓ		42ℓ
⑤感染対策用	手指消毒液　B－65　4.8ℓ　1 箱 4 本　4 箱	76.8ℓ		76.8ℓ
⑤感染対策用	ハンドソープ　250 ㎖×10 個　泡タイプ　5 個　ハンドジェル　34 個	49 個		49 個
⑤感染対策用	殺菌消毒剤（ドアノブ等消毒用）	24 個		24 個
⑤感染対策用	非接触型体温計	6 個	6 個	12 個
⑤感染対策用	接触型体温計	6 個	6 個	12 個
⑤感染対策用	パルスオキシメーター	1 個		1 個
⑤感染対策用	コットン（体温計の消毒用）	18 箱	5 箱	23 箱
⑤感染対策用	ニトリル手袋（使い捨てゴム手袋） S 1,000 双　M 1,900 双　L 1,200 双	4,100 双		4,100 双
⑤感染対策用	ペーパータオル	14 袋	20 袋	34 袋
⑤感染対策用	リストバンド	365 本	400 本	765 本
⑤感染対策用	雨合羽（コロナ対策用）M　パーカー50 枚　パンツ 50枚 L　パーカー31 枚　パンツ 31 枚	81 セット		81 セット
⑤感染対策用	雨合羽（コロナ対策用）		50 セット	50 セット
⑤感染対策用	養生テープ（コロナ対策用）	12 個	15 個	27 個
⑤感染対策用	汚物入れビニール袋 （本庁：100 枚×7 袋）（避難所：各 5 枚）	700 枚	25 枚	725 枚
⑤感染対策用	ゴミ袋 （10 枚入）×2 袋	20 枚		20 枚
⑤感染対策用	筆記用具 （避難所開設受付用）（鉛筆、ボールペン、テープ等）	11 セット	5 セット	16 セット

【本編図表】

令和 4 年 9 月 1 日現在

種別	品名	本庁	避難所	計
⑥生活物資	毛　布	74 枚	544 枚	618 枚
⑥生活物資	子供用紙オムツ(S82 枚　M74 枚　L56 枚)	212 枚		212 枚
⑥生活物資	コンパクト肌着セット男性(T シャツ、ブリーフ、靴下、タオル)　フリー	38 セット		38 セット
⑥生活物資	コンパクト肌着セット女性(T シャツ、ショーツ、靴下、タオル)　フリー	38 セット		38 セット
⑥生活物資	コンパクトタオル　2 枚入	80 セット		80 セット
⑥生活物資	バスタオル	70 枚		70 枚
⑥生活物資	フェイスタオル	100 枚		100 枚
⑥生活物資	生理用ナプキン(昼用　20 個入×34 袋、30 個入×2 袋)	740 枚		740 枚
⑥生活物資	生理用ナプキン(夜用　9 個入×16 袋)	144 枚		144 枚
⑥生活物資	使い捨て哺乳瓶　1箱　5本入	5 本		5 本
⑥生活物資	ヒートパック(発熱材)	90 個		90 個
⑥生活物資	ヒートパック(加熱袋)	30 枚		30 枚

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 12 節　生活必需品等供給計画

表Ⅲ.2.14.2　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

第 2 章 政府所有米穀の販売等業務～第 8 章 販売等業務に係る情報管理

第 11　災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1)　農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2)　(1）の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ　知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ　イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ｱ)　(1)のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、３か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b　自衛隊の派遣が行われていること。

c　知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(ｲ)　(1)のイの場合は、３か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2　災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1)　農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）（様式 4－24）により契約を締結する。

／様式 4-24(P 民委-61)【売買契約書（案）】

(2)　農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又 【売買契約は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3)　農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救

助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。
／様式 4-24(P 民委-61)【売買契約書（案）】

Ⅱ 不作等による政府備蓄米放出時の特例販売

第１　政府備蓄米放出の基本的な考え方

大凶作や連続する不作等により、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足するときにおける政府備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、そのあり方について議論されたところであるが、その放出に当たって必要な事項については、以下において定める。

第２　買受資格者

１　買受資格の要件

不作時等に政府備蓄米の放出が決定した際に、政府備蓄米を買い受けることができる者に必要な資格（以下「不作時等の放出備蓄米の買受資格」という。）の要件は次のとおりとする。

(1)　食糧法第 47 条第２項に規定する届出事業者であること。

(2)　国内産米穀の取扱数量が玄米４千トン／年（直近年又は直近３カ年平均）以上あること。

(3)　一定以上のとう精能力（30 トン／日程度以上のとう精能力を有していることをいい、権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む。）を有していること。

(4)　自己資本が 300 万円以上あること。

(5)　米穀の取扱数量等や販売計画などの買受資格者の報告義務を適切に行うことを誓約する者であること。

(6)　政府備蓄米を買い受けた際に計画に即して販売することを誓約する者であること。

(7)　申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過していること。

(8)　米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から２年を経過していること。

(9)　予決令第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

２　資格審査の手続

不作時等の放出備蓄米の買受資格審査の申請に係る手続は次のとおりとする。

(1)　受付時期

資格審査の申請は、毎年７月、１の要件及び資格審査の申請時期、申請方法等について公示して、貿易業務課で受け付ける。

(2)　申請の方法

農産局長は、申請者に、資格審査申請書（様式４－25）のほかに次に掲げる書類を提出させる。
／様式 4-25 (P 民委-66)【資格審査申請書】

ア　国内産米穀の取扱数量が玄米４千トン／年以上あることを確認できる書類

イ　一定以上のとう精能力（30 トン／日程度以上をいい、権原に基づきとう精施設を利用できる場合を含む。）を有していることを確認できる書類

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 13 節　交通対策計画

第１項　陸上における交通対策

第１．交通規制の実施

表Ⅲ.2.15　道路交通規制に関する実施責任者と根拠となる法令

実施責任者		範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 町長(本部長) 西日本高速道路(株)	1) 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 2) 道路についての工事のため、やむを得ない場合	道路法第 46 条第1項
警察	公安委員会	災害応急対策に従事する場合 災害応急対策に必要な物資輸送を確保するために必要がある場合	災害対策基本法第 76 条1項
	公安委員会、警察署長 (区間または期間の短いもの)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	道路交通法 第 4 条 1 項および第 5 条 1 項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条 2 項および 4 項

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第 15 節　保健衛生・防疫対策計画

第２項　防疫対策

第１．防疫体制の強化

表Ⅲ.2.16　（参考）近隣の第一種・第二種感染症指定医療機関

医療機関名	住所	電話番号	病床数	
			第一種	第二種
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	(092)943-2331	2	10
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区 馬借 2-1-1	(093)541-1831	―	16
田川市立病院	田川糒 1700-2	(0947)44-2100	―	8
北九州市立門司病院	北九州市門司区南本町3-1	(093)381-3581	―	55
小波瀬病院	苅田町新津 1598	(093)024-5211	―	―

（出典：厚生労働省 HP 他）

第２項　防疫対策

第３．災害防疫活動　３．防疫活動における消毒方法

表Ⅲ.2.17　消毒の対象や場所、消毒方法など

対　象	消毒場所	消　毒　方　法　な　ど
飲 料 水	井　戸	次亜塩素酸ナトリウムの投入 【留意点】 ①濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認して飲用に使用する。 ②安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸して使用する。
	上 水 道	塩素消毒の実施
屋　内		泥、ごみ等を排除し、水洗いした後、塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（台所用漂白剤など）により清拭する。
屋　外		泥、ごみ等を排除のうえ、水洗いした後にクレゾール石けん液や消石灰を散布するほか、状況に応じて塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）等を散布する。
便槽、浄化槽	便　槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄 化 槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

（出典：福岡県保健衛生課提供資料）

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 18 節　行方不明者等の捜索および遺体収容・火葬計画

第１項　行方不明者等の捜索および遺体収容・火葬

第４．車両、必要資材の確保

表Ⅲ.2.18　遺体収容埋葬用の資機材

必 要 資 材	所　管
非常用担架	苅田町災害対策本部 ■資材物資班 ■医療防疫班
遺体安置用シート、棺、骨壺	
遺体消毒用品	病院 京築保健福祉環境事務所

第１項　行方不明者等の捜索および遺体収容・火葬

第５．火葬処理施設

表Ⅲ.2.19　苅田町における遺体火葬施設

施 設 名	所 在 地	炉数	TEL
かんだ苑	苅田町大字南原1127番地	3	(093)434-0226

（出典：苅田町資料）

表Ⅲ.2.20　応急仮設住宅建設候補地台帳

応急仮設住宅建設候補地台帳

必要戸数	34	確保面積	10,000	確保戸数	36

①番号	②候補地の名称（施設名）	③所在地	④所有者	⑤有効敷地面積（㎡）	⑥応急仮設住宅以外の利用可能な用途							⑦仮設住宅建設可能戸数
					仮設住宅	救援消防等			自衛隊	災害廃棄物	その他	
						集結場所	ヘリコプター	野営地				
1	大熊公園	苅田町小波瀬２丁目１番地１	苅田町	10,000					○			36

⑧給排水・電気・ガスの引き込み状況等							⑨優先順位	⑩必要な施設（集会所等）	⑪配置計画図	⑫必要となる許認可等の手続き	⑬備考
a 上水道	b 汚水排水	c 雑排水	d 電気	e ガス	f 地盤状況	g 障害物の有無					
100	下水 150		支障無	プロパン	土		◎		済	都市公園法第６条による占用許可（施設建設課） 町給水条例第５条による新設申請承認（水道課） 町公共下水道条例第５条による届出（下水道課）	第７条指定給水装置工事事業者が施工する規定あり。 第６条工事は町指定工事店でなければ行ってはならない規定あり。 ＊当該候補地は隣接する公道より約６ｍの高台に面している。

表Ⅲ.2.21　町営住宅一覧（令和4年3月末現在）

団地コード	団地名（郵便番号）	代表番地	住宅番号	管理戸数	団地別管理戸数計
001	若久（800-0302）	苅田町若久町 1 丁目 3 番地 3	1～8、49～87、89、93、94	50	100
		苅田町若久町 1 丁目 3 番地 2	88	1	
		苅田町若久町 1 丁目 3 番地 6	117～156、183～186	44	
		苅田町若久町 1 丁目 3 番地 8	90～92、95、96	5	
002	長畑（800-0365）	苅田町大字苅田 2777 番地 1	2、7、9、12、13、16～19、22、28、34、50、53	14	50
		苅田町大字苅田 2805 番地 2	56、57、59、62～66、68、70～74、81、82、85、86	18	
		苅田町大字苅田 2789 番地	87～100、103～106	18	
003	城南（800-0354）	苅田町大字集 2542 番地	60～459	400	400
004	笹尾（800-0356）	苅田町近衛ヶ丘 6 番地 3	2、3、4、6	4	4
005	片島（800-0343）	苅田町大字上片島 2204 番地 1	1～10	10	10
006	木ノ元（800-0343）	苅田町大字上片島 1379 番地	1～6	6	10
		苅田町大字上片島 1271 番地 5	7～10	4	
007	岡崎（800-0343）	苅田町大字上片島 1631 番地 2	1	1	2
		苅田町大字上片島 1644 番地 2	4	1	
008	葛川（800-0338）	苅田町大字葛川 291 番地 2	6～19	14	14
009	稲光上区第 1（800-0337）	苅田町大字稲光 671 番地	23～33	11	45
	稲光上区第 2（800-0337）	苅田町大字稲光 728 番地 2	9～10	2	
		苅田町大字稲光 710 番地 45	42～61	20	
	稲光上区第 3（800-0337）	苅田町大字稲光 1187 番地 2	34～41	8	
	稲光上区第 4（800-0337）	苅田町大字稲光 1332 番地 1	18～21	4	

合計　635

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第２章・第 22 節　災害廃棄物等処理計画

第３項　がれき等処理

第２．実施方法

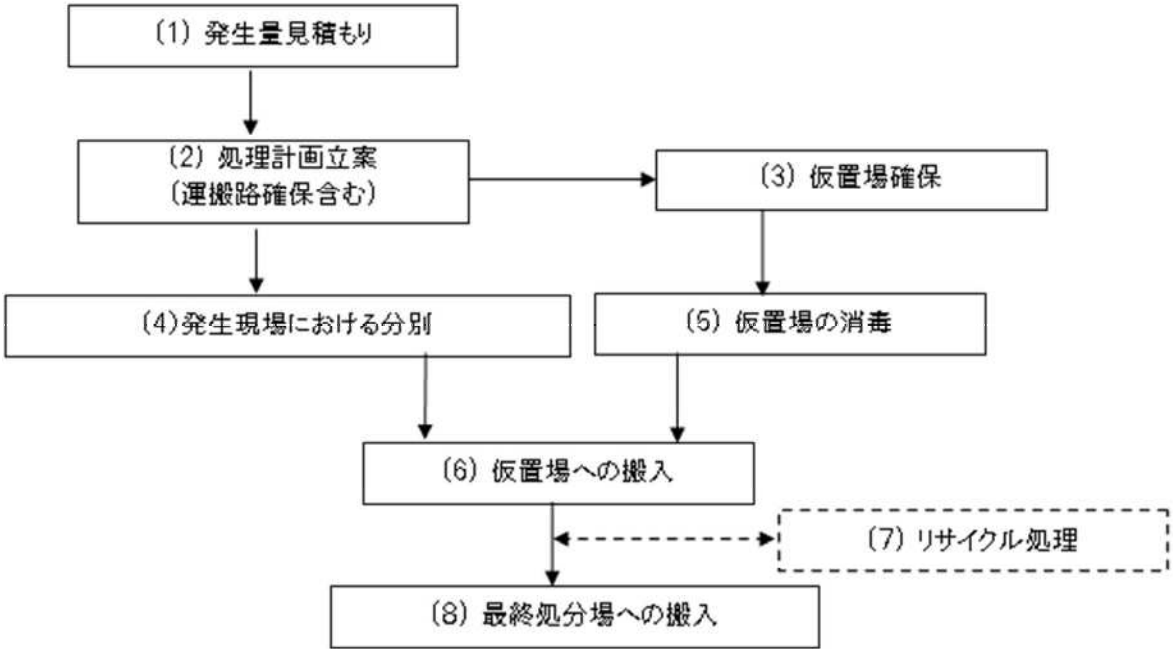

図Ⅲ.2.9　災害廃棄物処理の手順

【本編図表】

【第Ⅲ編　一般災害応急対策計画】第 2 章・第 28 節　農林水産施設等災害応急対策計画

第３．農作物・畜産応急対策

表Ⅲ.2.22　農作物等に対する応急措置方法(1)

	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害 干　害	(1)再生産用、代作用種子、苗の確保(農政事務所、米麦品質改善協会等の関係機関より) (2)防除機(高性能)による病害虫防除の指導および実施 (3)計画的配水の実施
果樹	干　害	(1)敷藁、敷草等による土壌表面の被覆(蒸発散防止) (2)適正結果(摘果) (3)熟期に達した果実の収穫
	風水害	(1)熟期に達した果実の収穫 (2)倒伏した樹の整復、裂枝の除去または復元固定 (3)土砂崩れ等の場合の土砂の除去 (4)落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 (5)病害防除の徹底
野菜	干　害	(1)若どりの実施 (2)薬剤散布 (3)液肥の施用 (4)代作の実施 (5)敷藁、敷草または穴灌水の実施
	風水害	(1)排水、中耕、土寄せの実施 (2)窒素質肥料の追肥(草勢が弱っているとき) (3)土砂の洗浄、薬剤散布 (4)代作の実施 (5)防風措置の実施
花き	干　害	(1)敷藁、敷草または穴灌水の実施 (2)液肥の潅水への加用 (3)代作の実施
	風水害	(1)排水、土寄せの実施 (2)病害防除の実施(特に地際) (3)防風措置の実施
その他	風水害 干　害	(1)苗木の確保(農業協同組合等と協力) (2)種子の確保

【本編図表】

第３．農作物・畜産応急対策

表Ⅲ.2.23　飼料作物に対する応急措置方法(2)

作物	災害種別	応急措置の内容
飼　料	干　害	(1)灌水が可能な場合には実施する (2)発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	(1)早急に地表水の排水実施 (2)窒素主体の追肥、生育の回復 (3)早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 (4)ソルガムは秋冬作に切り替え(9月上旬以降)

表Ⅲ.2.24　家畜管理のための応急措置方法(3)

伝染病の予防	(1) 家畜保健衛生所による予防注射の実施 (2) 診療班(家畜保健衛生所および獣医師会で編成)による巡回家畜診療の実施 (3) 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する
飼料の確保	(1) 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 (2) 県への飼料業者に対する確保、供給のあっせん依頼

【本編図表集】

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第 2 章・第 2 節　激甚災害の指定

第１．激甚災害の指定

３．激甚災害に係る財政援助措置

表Ⅳ.1.1　公共土木施設災害復旧事業（激甚法第 3 条）

適用事業・法令	財政援助内容
1)公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
2)公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの(道路、砂防を除く)
3)公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
4)公営住宅災害復旧事業	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第8条の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業
5)生活保護施設災害復旧事業	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 40 条または第 41 条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
6)児童福祉施設復旧事業	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条の規定により設置された施設の災害復旧事業
7)老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法(昭和 38 年 133 号)第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
8)身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 28 条の規定により県または町が設置した身体障がい者更生援護施設の災害復旧事業
9)障がい者支援施設・地域活動支援センター等施設災害復旧事業	障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 79 条の規定により県または町が設置した障がい者支援施設または障がい福祉サービスの用に供する施設等の災害復旧事業
10)婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設(市町村または社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む)の災害復旧事業
11)感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
12)感染症予防事業	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 58 条の規定による町の支払に係る感染症予防事業

【本編図表集】

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第２章・第２節　激甚災害の指定

第１．激甚災害の指定

３．激甚災害に係る財政援助措置

表Ⅳ.1.2　堆積土砂及び湛水排除事業（激甚法第３条）

適用事業・法令	財政援助内容
1)堆積土砂排除事業	①公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下、堆積土砂という）の排除事業で町が施行するもの（他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く） ②公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、または町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業
2)湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下、湛水という）の排除事業で町が施行するもの

表Ⅳ.1.3　農林水産施設災害復旧事業【農林水産施設その１】

適用事業・法令	財政援助内容
1)農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第５条）	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号、以下暫定措置法という。)第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行う。
2)農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例（激甚法第６条）	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、補助率を引き上げるとともに、補助対象の範囲を拡大する。
3)開拓者の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第７条）	開拓者の住宅、農舎や共同利用施設、養殖施設等の災害復旧事業に対し、工事費が 13 万円以上のものに要する経費につき県が被災者に 9/10 を下らない率による補助を行う場合、国はその経費の 9/10 を補助する。

【本編図表集】

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第 2 章・第 2 節　激甚災害の指定

第１．激甚災害の指定

３．激甚災害に係る財政援助措置

表Ⅳ.1.4　農林水産施設災害復旧事業【農林水産施設その 2】

適用事業・法令	財政援助内容
1)天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う(激甚法第 8 条)。	①天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。 ②政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
2)森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚法第 9 条)	激甚災害に伴い林業用施設に堆積した土砂の排除費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の 2/3 を補助することができる。
3)土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助(激甚法第 10 条)	激甚災害に伴い土地改良区等が施工する湛水排除事業費用を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の 9/10 を補助することができる。
4)共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第 11 条)	激甚災害に伴い漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費を県が補助する場合に、国は県に対しその経費の 1/3 を補助することができる。
5)森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第 11 条の 2)	激甚災害に伴い県や町、森林組合等が行う森林復旧事業(被害木の伐採・搬出、造林等)に係る経費に対し、国はその経費を補助することができる。 ・県が行う事業:事業費の 1/2 ・県以外が行う事業:県が 2/3 を下らない率の補助を行う場合に、その経費の 3/4

表Ⅳ.1.5　中小企業に関する特別の助成

適用事業・法令	財政援助内容
1)中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)による災害関係保証の特例(激甚法第 12 条)	①激甚災害につき災害救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 ②災害関係保証の保険についてのてん補率は 100 分の 80 とする。
2)事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第 14 条)	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、県が 3/4 を下らない率で補助する場合には予算の範囲内において要する経費の 2/3 を補助することができる。

【本編図表集】

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第 2 章・第 2 節　激甚災害の指定

第１．激甚災害の指定

３．激甚災害に係る財政援助措置

表Ⅳ.1.6　その他の財政援助及び助成

適用事業・法令	財政援助内容
1)公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第 16 条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内でその 2/3 を補助することができる。
2)私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第 17 条)	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内でその 1/2 を補助することができる。
3)町が実施する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第 19 条)	町が激甚災害のための感染症予防に関して行った支払いについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に規定する支弁割合を引き上げる。
4)母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による国の貸付の特例(激甚法第 20 条)	国は、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく貸付金額と、県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額との合計額に相当する金額を県に貸付ける。
5)水防資材費の補助の特例 (激甚法第 21 条)	県または水防管理団体(苅田町)が水防のために使用した資材に関する費用について、国は予算の範囲内においてその 2/3 を補助することができる。
6)り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例(激甚法第 22 条)	①激甚災害により滅失した住宅について、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、公営住宅を建設する場合。 ②補助率の引き上げ　2/3⇒3/4 ③補助対象戸数　　滅失戸数の 3 割⇒5 割
7)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第 24 条)	①公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債。 ②元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。
8)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第 25 条)	労働の意思および能力を有するにも関わらず、激甚災害により就労することができず、賃金を受けることができない状態にある労働者に対しては、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第３章・第２節　罹災証明書の発行

第２項　罹災証明書の発行　第１．罹災証明書の発行

４．罹災証明書の発行

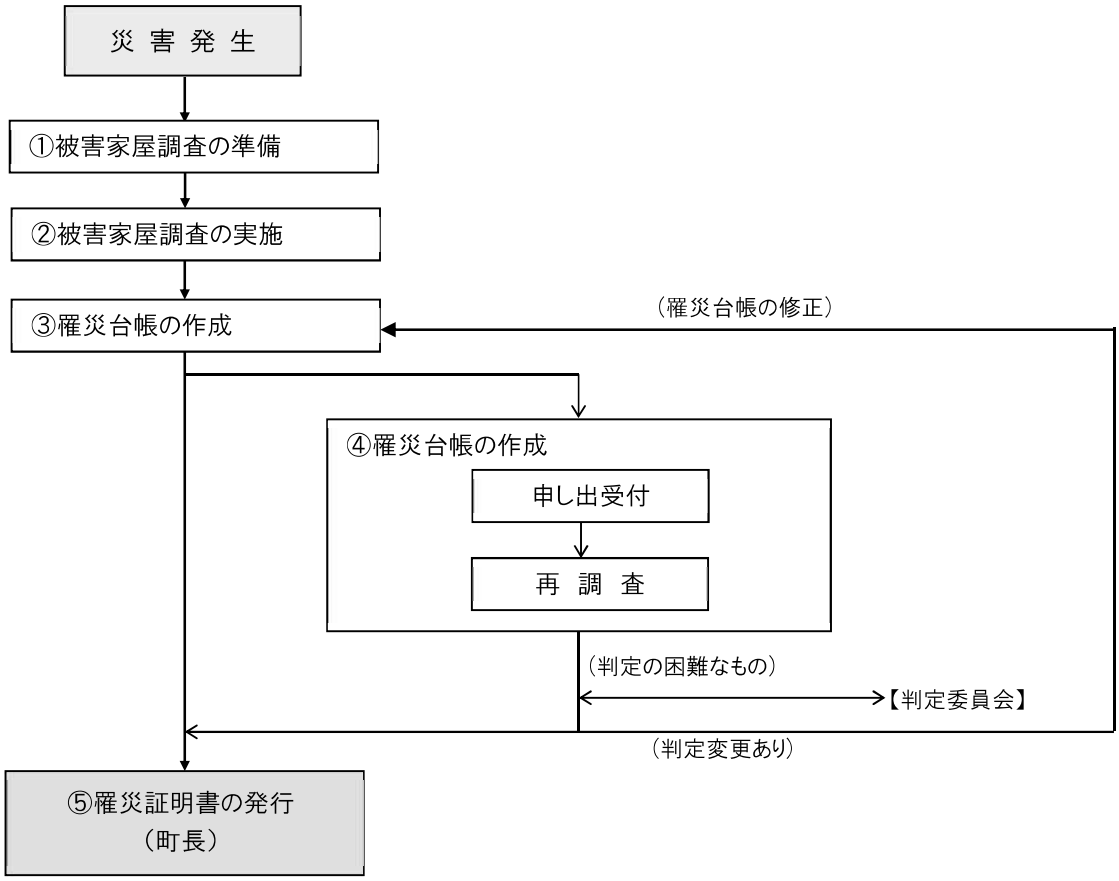

図Ⅳ.1.1　罹災証明書の発行手続きの流れ

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第３章・第６節　義援金、災害弔慰金等

第２項　災害弔慰金等の支給

表Ⅳ.1.7　災害弔慰金

災害弔慰金	対象災害 （自然災害）	1 町内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 2 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 3 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害 4 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害	
	支給額	1 生計維持者 2 その他の者	500 万円 250 万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る）

表Ⅳ.1.8　災害障害見舞金

災害障害見舞金	対象災害 （自然災害）	1 町内で住家が 5 世帯以上滅失した災害 2 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 3 県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村の数が 3 以上ある災害 4 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害	
	支給額	1 生計維持者 2 その他の者	250 万円 125 万円
	障がいの程度	1 両目が失明したもの 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神または身体の障がいが重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

表Ⅳ.1.9　町条例に基づく災害見舞金

区　分	災害見舞金（一世帯あたり）
全壊、全焼、流出	100,000 円／世帯
半焼、半壊	50,000 円／世帯
床上浸水	30,000 円／世帯

【本編図表集】

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第３章・第７節　生活資金の確保

第1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

表Ⅳ.1.10　対象となる自然災害

被災者生活再建支援法による支援金の支給対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害程度については概ね次のとおりである。

(1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
(2) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
(3) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
(4) (1)または(2)の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
(5) (1) 又は (2) に規定する市町村若しくは 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
(6) (1) 又は (2) に規定する市町村を含む都道府県若しくは 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が 2 以上ある場合で、
・5 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
・2 世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口 5 万人未満に限る）における自然災害
※(4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

表Ⅳ.1.11　支給対象世帯

(1) 住宅が全壊した世帯
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4) 住宅が半壊し、構造上耐力主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第３章・第７節　生活資金の確保

第1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

表Ⅳ.1.12　支給条件

支給金額は、下表に記載される住宅の被害程度に応じて支給する支援金並びに住宅の再建方法に応じて支給する支援金の合計額が対象の支給金額となる。

（万円）

摘　要	基礎支援金	加算支援金 住宅の再建方法	
○全壊世帯 ○やむを得ず解体した世帯 ○長期避難世帯	100	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
○大規模半壊世帯	50	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
○中規模半壊世帯	**－**	建設・購入	100
		補修	50
		賃借	25

※ただし、単数世帯の支援金の金額については、上表の3/4となる。

図Ⅳ.1.2　申請手続き

支給の申請については、被災者が罹災証明書や住民票、加算支援金の申請にあっては住宅の購入や賃借などに係る契約書類などを整え町に対して行い、申請を受けつけた町では申請書等の内容確認を迅速に行い、とりまとめたうえで県に提出する。県では、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県会館に提出する。これらの申請手続きの流れは次のとおりである。

なお、申請期間は基礎支援金にあっては災害発生日から 13 月以内、加算支援金にあっては災害発生日から 37 月以内とする。

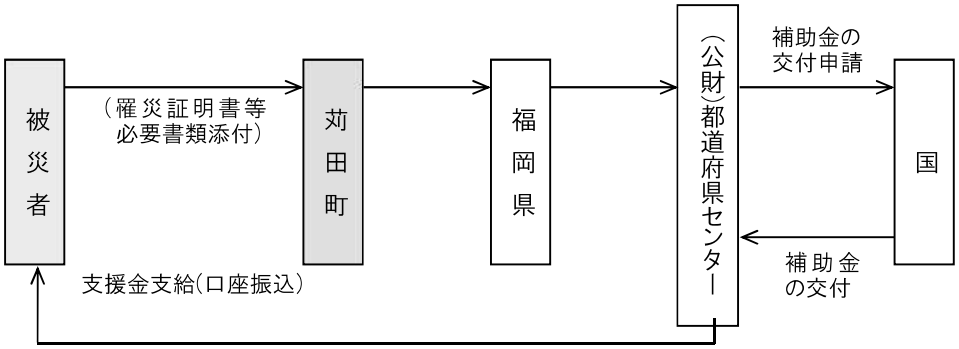

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第３章・第７節　生活資金の確保

第２．生活福祉資金の貸付

表Ⅳ.1.13　生活福祉資金貸付の対象者

【低所得世帯】

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（町民税非課税が適用される程度）

【障がい者世帯】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障がい者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯

【高齢者世帯】

65 歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者等）

第４．母子父子寡婦福祉資金の貸付

表Ⅳ.1.14　母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

(1) 対象資金：住宅資金（住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金）
(2) 対 象 者：母子家庭の母または父子家庭の父、寡婦
(3) 貸付限度：150 万円以内（特に必要と認められる場合 200 万円以内）
(4) 償還期間：6 月以内の据置期間経過後 6 年以内（特に必要と認められる場合 7 年以内）

【本編図表集】

【第Ⅳ編　一般災害復旧・復興計画】第４章・第１節　金融措置

第１．災害援護資金の貸付

表Ⅳ.1.15　災害援護資金貸付の概要

<table>
<tr><td rowspan="12">災害援護資金</td><td>対象災害</td><td colspan="2">自然災害----都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td colspan="2">1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150 万円
2 家財等の損害
(1)家財被害金額が家財価格の約 1/3 以上の損害 150 万円
(2)家財の損害があり、住居の損害がない場合 250 万円
(3)住居の半壊 270 万円
(4)住居の全壊 350 万円
3 世帯主の負傷がなく家財等の損害がある場合
(1)家財の損害があり、住居の損害がない場合 150 万円
(2)住居の半壊 170 万円
(3)住居が全壊した場合 250 万円
(4)住居全体が滅失もしくは流出した場合 350 万円
4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
(1)2 の(3)の場合 350 万円
(2)3 の(2)の場合 250 万円
(3)3 の(3)の場合 350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="10">貸付条件</td><td rowspan="7">所得制限</td><td>（世帯人員）（町民税における総所得金額）</td></tr>
<tr><td>1人</td><td>220 万円</td></tr>
<tr><td>2人</td><td>430 万円</td></tr>
<tr><td>3人</td><td>620 万円</td></tr>
<tr><td>4人</td><td>730 万円</td></tr>
<tr><td>5人以上</td><td>（一人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270 万円とする。</td></tr>
<tr><td>利率</td><td colspan="2">年3%（据置期間は無利子）</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="2">3年（特別の事情のある場合は5年）</td></tr>
<tr><td>償還機関</td><td colspan="2">10 年（据置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="2">年賦または半年賦</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="2">災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）
同上施行令（昭和 48 年政令第 374 号）</td></tr>
</table>

【本編図表集】

【第Ⅴ編　地震・津波災害予防計画】第１章・第１節　重点的に取り組むべき対策

基本方針

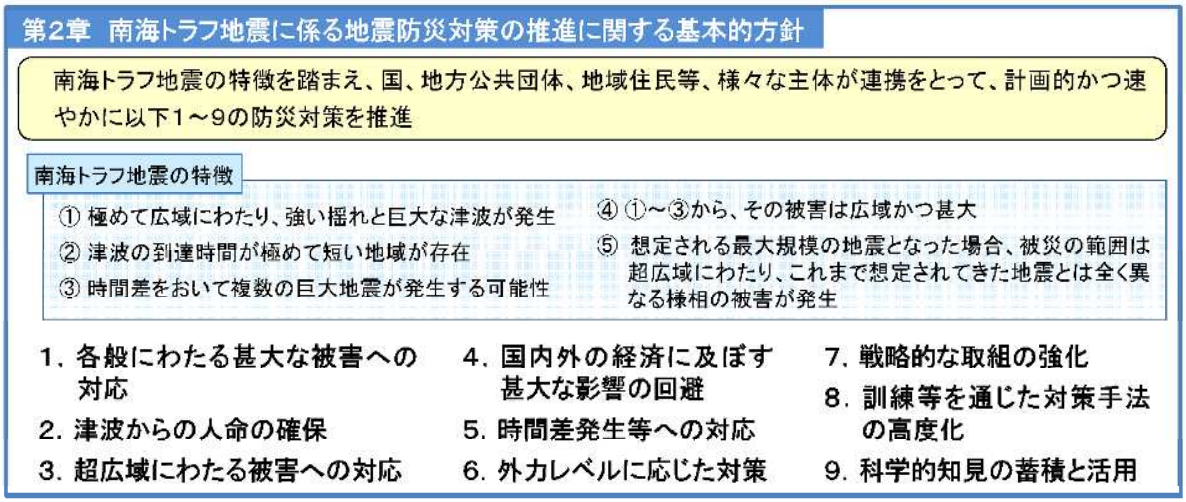

図Ⅴ.1.1　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

（出典：令和元年５月；南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要（中央防災会議））

【本編図表集】

【第Ⅴ編　地震・津波災害予防計画】第３章・第２節　自主防災体制の整備

第１．計画目標

表Ⅴ.1.1　個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災体制	平　常　時	警 戒 時 ・ 災 害 時
個人・家庭	(1) 各個人の日常生活圏の危険性の点検 (2) 緊急地震速報や津波警報･注意報などの防災情報の理解の促進 (3) 家屋や塀の耐震強化措置 (4) 家具の転倒落下防止措置 (5) 出火防止体制の整備 1)耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 2)安全な火気使用環境の確保 (6) 初期消火器具の確保と使用訓練 (7) 避難所･避難路の確認と安全性のチェック (8) 救出用資機材の保管 (9) 必要な物資の備蓄	(1) 津波からの避難の呼びかけ (2) 緊急地震速報や津波警報･注意報などの防災情報の自主的収集 (3) 出火防止 (4) 初期消火 (5) 家族の安否確認(電話は使用しない)および保護
隣近所	(1) 要配慮者の安全対策の話し合い (2) 近所の災害環境の共同監視 (3) 救出用資機材の共同管理	(1) 津波からの避難の呼びかけ (2) 隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 (3) 隣近所の出火防止措置 1)隣近所の家庭にガス元栓閉栓等の呼びかけ 2)高齢者世帯等の出火防止の措置 (4) 初期消火活動への従事 (5) 近所の要配慮者に対する安否確認 (6) 要配慮者の救出･避難誘導
自主防災組織	(1) 家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進(特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進) (2) 危険箇所の点検･除去 (3) 避難所･避難路の確認と安全性のチェック (4) 救出用資機材(防災資機材)の管理 (5) 防災知識の普及 (6) 各種防災訓練の実施および参加	(1) 救出活動の喚起(救出協力者を募る) (2) 出火防止措置の喚起 (3) 初期消火活動の応援 (4) 近所の要配慮者の安否確認の喚起 (5) 要配慮者の救出･避難誘導･搬送 (6) 避難所の開設･管理運営 (7) 給食･給水 (8) 救助物資分配に関する協力

【本編図表集】

【第Ｖ編　地震・津波災害予防計画】第４章・第４節　情報管理体制の整備

第１項　地震等の情報収集体制整備

第１．現況

表Ｖ.1.2　苅田町および町周辺の震度観測点

観 測 点 名	所　管
苅田町若久	福岡管区気象台
苅田町京町（消防本部）	福岡県
行橋市今井	防災科研
行橋市中央	福岡県
みやこ町勝山上田	福岡県
みやこ町豊津	福岡県
みやこ町犀川本庄	福岡県
築上町築城	福岡県
香春町高野	福岡県

（出典：福岡県地域防災計画資料編他）

第３項　　情報通信施設等の整備

第１．計画目標

表Ｖ.1.3　参考：災害時に使用する主な通信手段

種　類	特　　徴
防災行政無線(地上系)	1 停電時は非常電源で機能。 2 使用不能(輻輳（ふくそう）等)になりにくい。
防災行政無線(移動系)	1 使用不能(輻輳（ふくそう）等)になりにくい。
防災行政無線(衛星系)	1 停電時には非常電源で機能。 2 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線 （ふくおかｺﾐｭﾆﾃｨ無線）	1 停電時には非常電源で機能。通信範囲が広い。 2 使用不能(輻輳（ふくそう）等)になりにくい。
NTT加入電話(一般)	1 輻輳（ふくそう）時には通信制限がかかる。 2 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 3 停電時には交換機が停止しなければ使用可。
IP電話	1 輻輳（ふくそう）時には通信制限がかかる。 2 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 3 停電時には使用不可。
携帯電話(一般)	1 輻輳（ふくそう）時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） 2 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星通信	1 一般的に輻輳（ふくそう）しにくい。 2 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 3 山陰等の地形障害を受けやすい。
（災害時有線電話） NTT加入電話 携帯電話	1 回線輻輳（ふくそう）時の発信が優先的になされる。

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策本部等の組織計画

第２．町災害警戒本部及び町災害対策本部の設置および閉鎖基準

３．町災害警戒本部および町災害対策本部の設置基準

表Ⅵ.１.１　町災害警戒本部と町災害対策本部の設置基準

分類	体制	設置（参集）の目安		
		風水害	地震・津波	その他災害
町災害警戒本部	警戒準備体制	○大雨、洪水、暴風等の「注意報」が発表され、災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき。 ○大雨・洪水警報または暴風警報の発表が確実となる場合。 ○河川氾濫や土砂災害に関する厳重な注意が必要であるとの発表がなされた場合 ○「高潮注意報」が発表された場合	○「震度４」の地震が発生した場　合 ○「津波注意報」が発表された場合	○海上での災害、事故災害等の発生により災害の拡大が懸念される場合 ○町隣接地域にて災害が発生した場合
	町災害警戒本部（第１配備）	○大雨、洪水、暴風等の「警報」が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき ○大雨・洪水警報または暴風警報が発表され、災害発生のおそれが時間の経過とともに高まることが予想される場合 ○「高潮警報」が発表された場合	○「震度５弱」の地震が発生した場合 ○「津波警報」が発表された場合	○海上災害、事故災害等により、人命への被害のおそれがある場合 ○町隣接地域の災害が本町域に影響または拡大してくるおそれが高い場合
町災害対策本部	非常配備体制（第２配備）	○大雨、洪水、暴風等の「警報」が発表され、かつ広範囲で大規模な災害の発生が予想されるとき、または被害が発生したとき、または広範囲にわたる被害が発生したとき ○県内に、気象に関する「特別警報」が発表され、災害の発生が予想されるとき ○台風や集中豪雨等による災害が発生した場合	○「震度５強」の地震、または、町域に関わらず南海トラフ地震の想定震源域で巨大地震が発生した場合 ○「大津波警報」が発表された場合	○海上災害、事故災害等により人命の被害が発生した場合 ○広域かつ複合災害が発生し、被害拡大が時間経過とともに確実視される場合
	特別非常配備体制（第３配備）	○町域で甚大な災害が発生したとき、または甚大な災害が発生するおそれがある場合で、町長（本部長）が町災害対策本部の設置が必要であると認めたとき ○山崩れや土石流等の大規模な土砂災害、または土砂災害が多発するなど甚大な人命被害が確実視される場合 ○高潮による被害が発生した場合	○「震度６弱」以上の激震、または南海トラフ地震が発生した場合 ○巨大地震が町域または町の隣接地域で発生し、甚大な被害が発生またはその被害が拡大しつつある場合 ○津波による被害が発生した場合	○海上災害、事故災害等により、多数の人命に被害が発生した場合 ○広域かつ複合災害が発生し、町および周辺地域に対する迅速な救急・救助活動を要する場合

＝「自主参集」

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第１章・第１節　苅田町災害対策本部等の組織計画

第２．町災害警戒本部及び町災害対策本部の設置および閉鎖基準

４．設置場所

表Ⅵ.1.2　町災害警戒本部、町災害対策本部の設置場所

災害対策体制	本部の設置場所
町災害警戒本部	苅田町役場（本庁舎）3階
町災害対策本部	同上
町災害対策本部 （代替施設優先順位第1位）	苅田町消防本部（苅田町消防署）
町災害対策本部 （代替施設優先順位第2位）	苅田町中央公民館

【本編図表集】

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第１章・第２節　動員配備計画

第１．防災配備の種類

表Ⅵ.1.3　町災害対策本部および町災害警戒本部などの配備の目安

本部・体制区分		発令する基準（目安）
町災害警戒本部	警戒配備体制	(1)大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する注意が発せられた場合 **(2)「震度4」のやや強い地震が発生した場合** (3)時間の経過とともに災害発生の確率が高まりつつある場合あるいは災害による被害の拡大が懸念される場合 (4)災害発生までには時間的な余裕があるが、町災害警戒本部や町災害対策本部の発動の準備を検討しておく必要が認められるとき。
	災害警戒体制（第1配備）	(1) 台風や集中豪雨などに伴う大雨・洪水や風雨、土砂災害などに関する警報が発せられた場合 **(2)「震度5弱」の強い揺れを伴う地震が発生した場合** (3) 町域で比較的軽微ではあるものの災害が発生し、または発生するおそれがあるが、その被害は限定的なものであり、町災害対策本部の設置には至らないものと判断されるとき。
町災害対策本部	非常配備体制（第2配備）	(1) 大雨・洪水や風雨、土砂災害等に関する警報が発せられた場合 **(2)「震度5強」の激しい揺れを伴う地震が発生した場合** (3)町域において局地的な災害が多数発生し、時間の経過とともに人的または物的被害の拡大が確実視される場合や、そのおそれがあると認められるとき。
	特別非常配備体制（第3配備）	(1)災害救助法が適用されるような激甚な災害、またはこれに準ずるような大規模な災害が発生した場合 (2)災害救助法が適用されるような災害発生のおそれが確実視されるとき。

【本編図表集】

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第１項 地震および津波に関する情報の発表および伝達

第１．地震および津波に関する情報の内容

１．地震・津波に関する情報の内容

表Ⅵ.1.4　地震・津波に関する情報の内容

情報の種別	情 報 の 内 容	備　　考
震度速報	○震度3以上 ○地震発生時刻	九州・山口県内 35 地域にて、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として発表。 地震発生後約 1 分 30 秒で地震の揺れの発現事項を速報として発表。 テレビ、ラジオ等でも速報。
震源に関する情報	○震度3以上 ○地震発生時刻 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード) ※津波警報・注意報を発表した場合は発表しない	地震発生から2～5分程度で発表される。 「津波の心配なし」、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」等の情報が付加される。 大きな揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配はないときに、防災機関の防災対応(即時対応)に資するための情報として発表。
震源・震度に関する情報	○震度3以上の地域名と市町村名 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード) ※以下のいずれかを満たした場合に発表される ○震度3以上 ○津波警報または津波注意報 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震発生から5～10 分程度で発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、 その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	○地震発生時刻 ○震度1以上を観測した地点 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード)	震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	○国外での地震規模(マグニチュード)が M7.0 以上の地震 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合	地震発生時刻、発生場所(震源)およびその規模(マグニチュード)を、概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関し、記述して発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合 ○地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせについて発表。 地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した回数情報等を発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を分布図として発表。

（出典：福岡県地域防災計画　地震・津波対策編　令和３年９月）

【本編図表集】

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第１項 地震および津波に関する情報の発表および伝達

第１．地震および津波に関する情報の内容

１．地震・津波に関する情報の内容

表Ⅵ.1.5　津波警報・注意報の種類

警報･注意報の分類	津波の高さの予想区分	沿岸で観測された津波の高さの発表内容		発表する津波の高さ	
		第１波	最大波	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m＜予想高さ	･到達時刻 ･押し引き	観測値＞1m （基準に満たない場合には「観測中」で発表）	10m超	巨大
	5m＜予想高さ≦10m			10m	
	3m＜予想高さ≦5m			5m	
津波警報	1m＜予想高さ≦3m		観測値＞0.2m （基準に満たない場合には「観測中」で発表）	3m	高い
津波注意報	0.2m＜予想高さ≦1m		すべて数値で発表 （ごく小さい場合は「微弱」）	1m	表記しない

（出典：気象庁 HP 津波警報の改善について）

表Ⅵ.1.6【沖合で観測された津波高さ、沿岸で推定される津波の高さを数値で発表する基準】

発表中の警報･注意報	沿岸の推定値を数値で発表する基準	沖合の観測値および沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が基準に達した場合	沿岸の推定値が基準に満たない場合
大津波警報	3m＜沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」で発表
津波警報	1m＜沿岸の推定値		
津波注意報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第１項 地震および津波に関する情報の発表および伝達

第１．地震および津波に関する情報の内容

１．地震・津波に関する情報の内容

表Ⅵ.1.7　津波の種類と内容

種　類	内　容
津波到達予想時刻。予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。

表Ⅵ.1.8　津波予想の種類

発表される場合	内　容
（1） 津波が予想されないとき	「津波の心配なし」の旨を地震情報に含めて発表
（2） 0.2m未満の海面変動が予想されるとき	「高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を発表
（3） 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第２項 津波予報等の伝達系統

第１．津波予報

（出典：気象庁 HP より西日本地域を抜粋）

図Ⅵ.1.1　津波予報区（福岡県瀬戸内海沿岸）

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第２項 津波予報等の伝達系統

第１．津波予報

表Ⅵ.1.9　津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識

警報・注意報の種類		解説(大津波警報・津波警報・津波注意報(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ		標識	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	鐘音	サイレン音
津波警報	大津波	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで３mを超える場合)	10m超 10m ５m	巨大	(連点) ●―●―●―●	(約３秒) (短声連点) ○―△―○― (約２秒)
	津波	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高いところで１mを超え、３m以下の場合)	３m	高い	(２点) ●―● ●―● ●―●	(約５秒) ○―△―○― (約６秒)
津波注意報		陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 (高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合)	１m	(表記なし)	(３点と２点の斑打) ●―●―● ●―●	(約10秒) ○―△―○― (約２秒)
津波警報解除及び津波注意報解除					(１点２個と２点の斑打) ● ● ●―●	(約10秒) (約１分) ○―△―○― (約３秒)

(注)　1　大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

2　津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

3　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4　鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

（出典：福岡県地域防災計画　地震・津波対策編　令和３年９月）

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第２項 津波予報等の伝達系統

第１．津波予報

表Ⅵ.1.10　津波予報の情報文例　津波警報・注意報

大津波警報・津波警報・津波注意報
平成２３年　３月１１日１４時４９分　気象庁発表

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　見出し　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
ただちに避難してください。
大津波警報・津波警報を発表しました。
　東北地方太平洋沿岸、北海道太平洋沿岸中部、茨城県、
　千葉県九十九里・外房、伊豆諸島

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　本文　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<大津波警報>
　$＊岩手県、$宮城県、$福島県

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　解説　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
<大津波警報>
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
<津波警報>
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　震源要素の速報　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
［震源、規模］
きょう１１日１４時４６分頃地震がありました。
震源地は、三陸沖（北緯３８．０度、東経１４２．９度、牡鹿半島の東南東１３０ｋｍ付近）で、震源の深さは約１０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は８を超える巨大地震と推定されます。

（出典：気象庁 HP）

表Ⅵ.1.11　津波予報の情報文例　津波情報（到達予想時刻と予想される津波の高さ）

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
平成２３年　３月１１日１４時４９分　気象庁発表

［津波到達予想時刻・予想される津波の高さ］
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名	第１波の到達予想時刻	予想される津波の最大波の高さ
＜大津波警報＞		
＄岩手県	津波到達中と推測	巨大
＄宮城県	１１日１５時００分	巨大
＄福島県	１１日１５時１０分	巨大
＜津波警報＞		
北海道太平洋沿岸中部	１１日１５時３０分	高い
青森県太平洋沿岸	１１日１５時３０分	高い
茨城県	１１日１５時３０分	高い
千葉県九十九里・外房	１１日１５時２０分	高い
伊豆諸島	１１日１５時２０分	高い
＜津波注意報＞		
北海道太平洋沿岸東部	１１日１５時３０分	

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくることがあります。
到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません
詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください

［震源、規模］
きょう１１日１４時４６分頃地震がありました。
震源地は、三陸沖（北緯３８．０度、東経１４２．９度、牡鹿半島の東南東１３０ｋｍ付近）で、震源の深さは約１０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は８を超える巨大地震と推定されます。

（出典：気象庁 HP）

表Ⅵ.1.12　津波予報の情報文例　津波情報（津波観測に関する情報）

津波情報（津波観測に関する情報）
平成２３年　３月１１日１５時０１分　気象庁発表

［各地の検潮所で観測した津波の観測値］
１１日１５時００分現在の、津波の観測値をお知らせします。
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
＃印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
＋印は現在潮位が上昇中であることを表します。

むつ市関根浜		
第１波到達時刻	＃１１日１４時４８分	押し
これまでの最大波	＃観測中	
宮古		
第１波到達時刻	＃１１日１４時４８分	
これまでの最大波	＃観測中	
大船渡		
第１波到達時刻	１１日１４時４６分	引き
これまでの最大波	観測中	
釜石		
第１波到達時刻	＃１１日１４時４６分	押し
これまでの最大波	＄＃１１日１４時５６分	３．２ｍ＋
石巻市鮎川		
第１波到達時刻	１１日１４時４６分	押し
これまでの最大波	観測中	

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。
場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。
今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

表Ⅵ.1.13　津波予報の情報文例　津波情報（沖合の津波観測に関する情報）（新設された情報）

津波情報（沖合の津波観測に関する情報）
平成２３年　３月１１日１５時１４分　気象庁発表

高い津波を沖合で観測しました。
　青森八戸沖、岩手釜石沖、岩手宮古沖、岩手沖９０ｋｍ

［沖合で観測した津波の観測値］
１１日１５時１０分現在、沖合の観測値は次のとおりです。
＃印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
＋印は現在潮位が上昇中であることを表します。
沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなります。

青森八戸沖		
第１波観測時刻	１１日１４時５１分	押し
これまでの最大波	１１日１４時５２分	１．０ｍ
岩手釜石沖		
第１波観測時刻	１１日１４時５０分	引き
これまでの最大波	＃１１日１５時１０分	４．１ｍ

（出典：気象庁 HP）

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第２章・第１節　地震・津波情報等の伝達、対処

第３項 津波に対する措置

第１．津波に対する町の措置

２．河口や河川沿いの低地からの退避に関する広報

表Ⅵ.1.14　津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m超（10m<高さ）	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！ 津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」（気象庁）の1シーン	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 （10mを超える津波により木造家屋が流失）
	10m（5m<高さ≦10m）			
	5m（3m<高さ≦5m）			
津波警報	3m（1m<高さ≦3m）	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 豊頃町提供（2003年）
津波注意報	1m（20cm≦高さ≦1m）	（表記しない）	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
・地震発生後、予想される津波の高さが 20cm 未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報（若干の海面変動）」を発表します。

（出典：気象庁HP）

【第Ⅵ編　地震・津波災害応急対策計画】第 2 章・第 15 節　食料の供給

第１．基本的な考え方

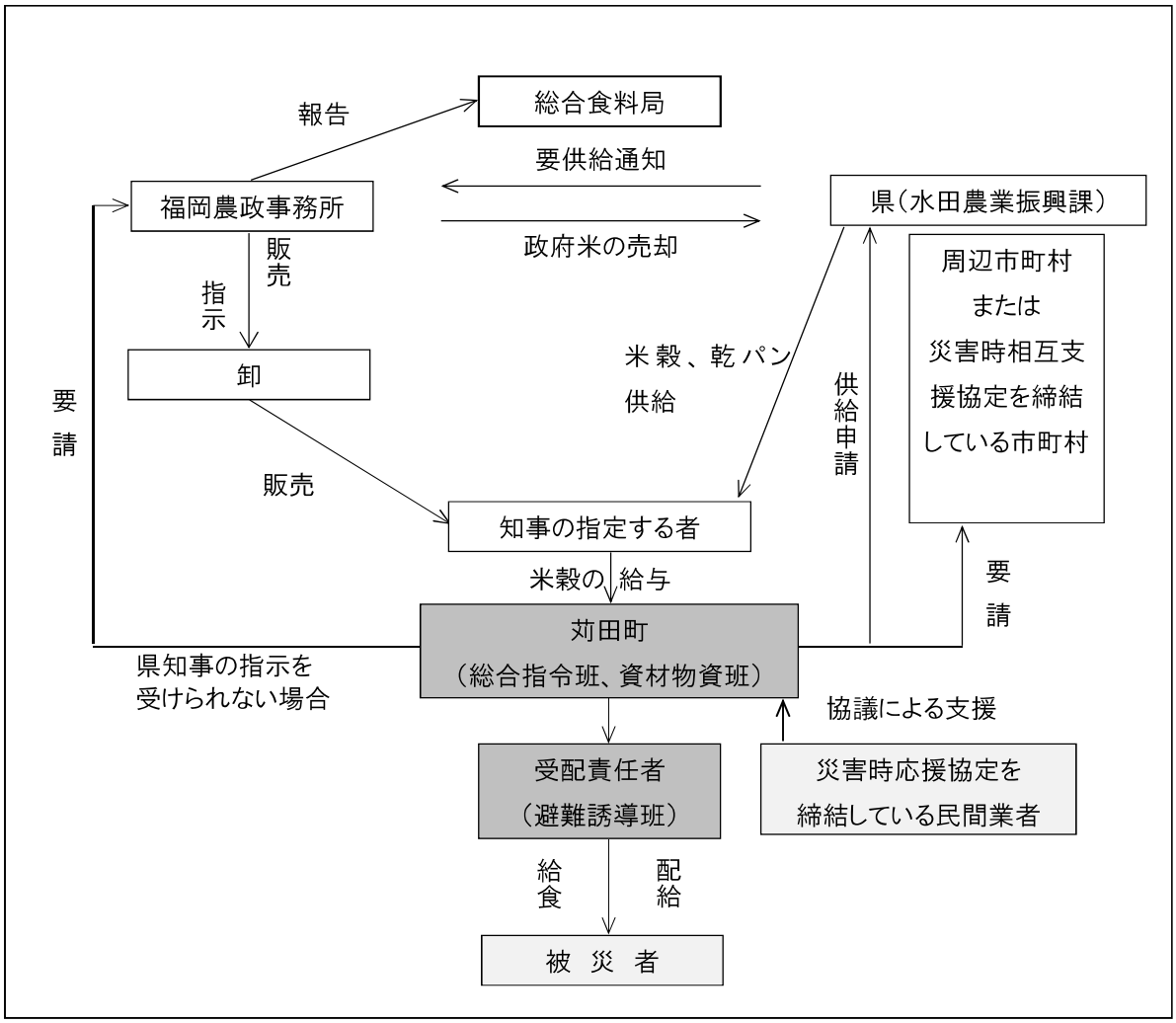

図Ⅵ.1.2　災害時における供給経路